



海洋政策研阅財团

各研究は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて実施したものである。ここに関係各位に対し深謝申し上げる。

These projects were carried out under the patronage of The Nippon Foundation from the proceeds of motorboat racing. We would like to thank all those who made this possible.

Ocean Policy Studies

Special Issue 2014 (September 2014)

Ocean Policy Research Foundation

Toranomon 35 Mori Bldg.,
3-4-10, Toranomon, Minato-Ku, Tokyo 105-0001 Japan

Phone: +81-3-5404-6828 Facsimile: +81-3-5404-6800

E-mail: info@sof.or.jp

URL: http://www.sof.or.jp

Copyright
Ocean Policy Research Foundation
All rights reserved

No part of this publication may be used or reproduced in any manner whatever without written permission except in the case of brief quotations embodied in critical articles and reviews.

ISSN 1880-0017

EDITORIAL BOARD

Editor

Yoshio Kon President, Ocean Policy Research Foundation

Editorial Advisory Board

Chua Thia-Eng Emeritus Chairman,

Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia

Hiromitsu Kitagawa Former Professor, Hokkaido University

Tadao Kuribayashi Emeritus Professor, Keio University

Osamu Matsuda Emeritus Professor, Hiroshima University

Kunio Miyashita Emeritus Professor, Kobe University

Takeshi Nakazawa Secretary, International Association of Maritime Universities

Hajime Yamaguchi Professor, the University of Tokyo

特別号 2014年9月

海洋政策研究

日本の国際海峡をめぐる研究 Research on the International Straits of Japan

予	文		1
	第1章	日本と国際海峡 —特定海域の問題を中心に— 同志社大学教授 坂元 茂樹	5
	第2章	北極航路における沿岸国規制と国際海峡制度 東北大学大学院法学研究科准教授 西本 健太郎	23
	第3章	武力紛争時における国際海峡の法的地位 一通過通航権制度と海戦法規・中立法規との関係— 大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授 和仁 健太郎	41
	第4章	国際海峡をめぐる実務的対応 一海運に関連する戦争保険について— 東京大学公共政策大学院客員研究員 長谷 知治	85

序 文

海洋問題は、環境、気象、資源、漁獲、エネルギー、航海、安全保障など幅広く存在し、かつこれらが互いに関係を持ち、相互に作用し合っています。これら海洋問題を解決するためには、総合的、統合的かつ国際的な取り組みのもと、海洋の総合的管理と持続可能な開発のための政策を推進する必要が有るところです。

海洋政策研究財団では、平成24年度から25年度にかけて、海洋の様々な問題の解決に資するため、海洋の問題の中から至近の問題として、日本の国際海峡をめぐる問題を取り上げ、同問題の解決に必要な様々な視点から調査研究を実施し取りまとめました。

本報告書を取りまとめるに当たり、日本海洋政策学会研究グループと オブザーバーとしてご協力いただきました方々に深くお礼申し上げま す。

海洋政策研究財団 理事長 今 義男

研究メンバー (2012~2013)

日本海洋政策学会	氏 名	所 属
ファシリテーター	坂元 茂樹	神戸大学大学院法学研究科教授
	赤塚 宏一	日本船長協会副会長
	奥脇 直也	明治大学法科大学院教授
	上田 大輔	東京大学大学院公共政策学連携研究部特任准教授
	西村 弓	東京大学大学院総合文化研究科准教授
研究メンバー (五十音順)	長谷 知治	東京大学公共政策大学院客員研究員
	長谷部 正道	大和総研調査提言企画室主席研究員
	許 淑娟	立教大学法学部准教授
	和仁 健太郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授
	西本 健太郎	東北大学大学院法学研究科准教授

(注) 所属は2012年研究開始時

第1章 日本と国際海峡 一特定海域の問題を中心に一

坂元 茂樹*

1. はじめに

「海の憲法」と呼ばれる国連海洋法条約 (以下、海洋法条約)は、「各国が海洋の利 用について立法・司法・執行の権限を行使 する際に協調した処理をするための客観的 な枠組みを設けようとするもの」であり、 「これらの条約規定は、各国の国内措置や 法制に編入されたりすることを前提とする ものである¹」とされる。海洋法条約を起草 した第三次国連海洋法会議では、領海の12 海里拡大に伴い、世界の116ほどの国際海 峡がいずれかの海峡沿岸国の領海になると いう事態が明らかになるや2、海峡の自由通 航を主張する米国や旧ソ連の海軍大国と無 害涌航の厳格な適用を求めるマレーシア、 モロッコなどの海峡沿岸国の対立が先鋭化 Lt^3

米国は、12 海里領海の採用によって戦略的に重要な海峡における軍艦及び軍用航空機の通過の自由を奪われるのを阻止することを至上命題とし、第三次海洋法会議以前の海底平和利用委員会の1971年の夏会期に「米国・領海提案⁴」を提案した。わずか3か条からなるその提案の内容は、①領海を12 海里と定める、②国際海峡においてすべての船舶及び航空機は、通過に関して公海におけるのと同様の自由を有する、③領海

外における沿岸国の漁業利益を認める、と いうものであった。その1年後の1972年夏 会期に提案された「ソ連・海峡提案⁵」も、 原則として、米国と同様に、通過中のすべ ての船舶は公海と同様の航行の自由を有す るというものであった。ただし、狭い海峡 については、海峡沿岸国に通航帯(corridor) の指定を認めた。両国の提案の相違は、ソ 連案が、自由通航が認められる海峡を、「公 海の一部分と公海の他の部分の国際航行に 使用される海峡」に限定しているのに対し て、米国案では、これに加えて「公海の一 部分と外国の領海」を結ぶ海峡を含めてい ることである 6 。これに対抗したのが、1973 年春会期に提出された「海峡 8 か国提案」 (マラッカ海峡のインドネシアとマレーシ ア、ジブラルタル海峡のスペインとモロッ コ、バブエルマンデブ海峡のイエメン、多 島海域を抱えるギリシャ、フィリピン及び キプロス) である。同提案は、海峡が領海 の一部である以上、領海と海峡の通航を「一 体として」として取り扱うことを主張し、 米ソの主張する軍艦・軍用機の海峡の自由 通航を阻止しようとするものであった8。

国際海峡における通航の問題は、いうまでもなく、軍事的にも、また海運・貿易の 観点からも重大な問題である。第三次海洋

^{*}同志社大学教授

法会議において、米国のスチーブンソン前海洋法会議特別代表は、国際海峡における通過の十分な保障が会議の成否に決定的な重要性をもつとの見解を示していた9。ソ連の安全は海洋と海峡の通航に依存している10」との見解を示した。こ時に大中で、英国が、海軍大国と海峡沿岸を担し、すべての対立を打開するために、「英国船舶及び航空機が国際海峡において通過航和度を有するとの新たな制度を提案し、最終的に海洋法条約に導入されたのが、国際海峡における通過通航制度である12。

海洋法条約(1982年)は、「公海又は排 他的経済水域の一部分と公海又は排他的経 済水域の他の部分との間にある国際航行に 使用されている海峡」(37条)においては、 「すべての船舶及び航空機は、…通過通航 権を有するものとし、この通過通航権は害 されない」(38条1項)という通過通航権 という概念を創設した。通過通航権が適用 されるのは、「公海又は排他的経済水域の一 部分と公海又は排他的経済水域の他の部分 との間にある海峡」という地理的条件と「国 際航行に使用されている」という使用実績 をもつ海峡に特定されている13。また、通 過通航とは、「航行及び上空飛行の自由が継 続的かつ迅速な通過のためのみに行使され ること」(同条2項)をいうと定義される。

ちなみに領海条約(1958 年)では、「外 国船舶の無害通航は、公海の一部分と公海 の他の部分又は外国の領海との間における 国際航行に使用される海峡においては、停 止してはならない」(16 条 4 項)と規定さ れるにとどまっていた。領海条約における 「強化された無害通航権」との相違は、① 通航の無害性が要件とされていないこと、 ②上空飛行の自由が認められていることで ある¹⁴。言い換えれば、通過通航制度の下 では、船舶はその通航が無害か否かによって通過の権利を奪われることはなく、仮に海峡沿岸国に有害な行為が行われたとしても、通航それ自体とは別個に処理される仕組みが採用されている¹⁵。具体的には、海洋法条約は、「主権免除を享受する船舶又は航空機が1の法令又はこの部の他の規定に登録国は、海峡沿岸国にもたらしたいなる損失又は損害についても国際的責任を負う」(42条5項)と規定するのみである。なお、通過通航にあたるかどうかの基準をついてあるかどうかであろう。

なお、国際海峡における潜水船の潜水航行については、一般には肯定されている。その根拠としては、①第二部の領海には潜水船の浮上義務の規定があるのに対し(20条)、国際海峡に関する第三部にはその規定がないこと、②通過通航権を行使する外国船舶は、「通常の通過形態に付随する活動以外のいかなる活動も差し控えること」(39条1項(c))とされているが、潜水艦を含む潜水船は、潜水航行が「通常の通過形態」であること、が挙げられる¹⁶。

他方、海峡沿岸国は、国際海峡といえども領海であることから、通過通航に関して、①航行の安全、②汚染防止、③漁業、④通関、財政、出入国管理及び衛生上の事項について国内法令を制定し(42条)、船舶の安全航行に必要な場合には、海峡内に航路帯を指定し、分離通航方式を設定することが認められている(41条1項)。前述したように、海峡沿岸国は、こうした法令や他の規則の違反に対して船舶の旗国や航空機の登録国の国際責任を追及できるものの(42条5項)、これによって通過通航権を否定することはできないとされる。なぜなら、海洋法条約は、「海峡沿岸国は、通過通航を妨害

してはならず、…通過通航は、停止してはならない」(44条)と規定し、海峡沿岸国が通過通航を妨害することも停止することも禁止しているからである。唯一可能なのは、民間船舶が航行の安全や汚染防止の法令に違反し、海峡の海洋環境に対し著しい損害をもたらし又はもたらすおそれがある場合に、海峡沿岸国に適当な執行措置をとることを許すのみである(233条)¹⁷。

こうした国際海峡における通過通航権に 鑑みた場合、日本には、厳密に言えば、通 過通航権が適用されるという意味での「国 際海峡」は存在しない。なぜなら、国際航 行に使用されている海峡は存在するものの、 領海法の制定(1977年)という国内措置に あたって、24海里未満の国際海峡において、 3海里を採用し、あえて公海部分を残してい るからである18。こうした措置をとったのは、 新しい国際海峡制度の確立をみるまで現状 を維持するという趣旨であって、「作らず、 持たず、持ち込ませず」という非核三原則 を維持するという政府の方針を変更するも のではなく、同原則の適用に関する争点と も無関係である、と国会で答弁されていた19 いずれにしても、非核三原則によって、沿 岸国によって停止されえない国際海峡の通 過通航権に対抗できないことは明らかであ った。なお、この措置は、日本が海洋法条 約を批准する際にも(1996年)、維持され た。その結果、特定海域における外国船舶 は、公海部分については航行の自由を享受 し、領海の部分については無害通航の権利 を有することになる。言い換えれば、外国 船舶は通過通航権ではなく、無害通航の権 利しか有しないということになる 20 。

本章は、日本が採用したこうした措置の 今日的妥当性と、日本が国際航行に使用さ れる海域(国際海峡)に関連して有する問 題点を探るものである。

2. 国際海峡制度と日本の対応

2007 年に制定された海洋基本法は、「国は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存する我が国の経済社会にとって、海洋資源の開発及び利用、海上輸送等の安全が確保され、並びに海洋における秩序が維持されることが不可欠であることにかんがみ、海洋について、我が国の平和及び安全の確保並びに海上の安全及び治安の確保のために必要な措置を講ずるものとする」(21条1項)と規定し、シーレーン防衛や海洋秩序の維持を日本にとっての重大な国益として位置づけている。

いうまでもなく、領海は、沿岸領土の自然で不可分の従物であり、沿岸国は、12海里を超えない範囲で領海の幅員を自由に決定できる。慣習法上、沿岸国は、みずからの領域主権に基づいて、領海で水産動植物の採捕や鉱物資源の採掘について独占権をもち、沿岸運輸の禁止や税関の配置など、資源開発、経済活動、警察、関税、公衆衛生、安全保障上の包括的な権能を行使する²¹。

日本は、領海法の附則2において、「当分 の間、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水 道、対馬海峡西水道及び大隅海峡(これら の海域にそれぞれ隣接し、かつ、船舶が通 常航行する経路からみてこれらの海域とそ れぞれ一体をなすと認められる海域を含む。 以下「特定海域」という。) については、第 1条の規定「坂元注:12海里領海」は適用 せず、特定海域に係る領海は、それぞれ、 基線からその外側3海里の線及びこれと接 続して引かれる線までの海域とする」と規 定し、「当分の間」、5 つの特定海域(対馬 東水道は最大幅員が約25海里で12海里を 設定しても1海里公海部分が残る。他の4 海峡は24海里未満)において領海の幅員を 3 海里にとどめた²²。これらの 5 海峡にお いては公海部分が残り、海洋法条約の地理

的形状と使用実績は満たしていたとしても、 通過通航制度は適用されないことになる。

こうして公海部分を残した理由は、領海 法制定当時の日本政府の説明によれば、領 海のおける通航よりもいっそう自由な航行 を確保しようとする国際海峡制度・通過通 航制度がどのように定着するかを見極める ために、五つの特定海域については、国連 海洋法条約上の「国際海峡」とされること のないように、領海を3海里のまま凍結し、 事態を静観するという方針を取ったとされ る23。ただし、昨今の情報によれば、非核 三原則の考慮から取られた方針であると説 明される。つまり、これらの海峡が領海と されれば通過通航の制度が適用され、核兵 器搭載艦船の通過、つまり「核を持ち込ませ ず」を阻止しえないと判断されたためとの ことである。なお、日本政府は、ポラリス 潜水艦その他の核常備艦の領海の通航は無 害通航とは認めないとの立場を国会で表明 している²⁴。

しかしながら、本法附則は施行から 30 年以上が過ぎており、「当分の間」の凍結と いう消極的な立場よりも、通過通航権制度 がいかなるものであるか、また、他国の国 家実行などの検討も踏まえて、安全保障情 勢や領海警備のあり方、環境保全、人命の 安全などにも配慮した、望ましい沿岸国の 権限の再設定をめざして、附則を見直すか 否かを含めて、検討する必要があるように 思われる。その際、一口に特定海域といっ ても、他の国の沿岸との間にある「国際海 峡」(たとえば、ロシアとの間の宗谷海峡や 韓国との間の対馬海峡西水道)と日本の沿 岸のみの間にある「国際海峡」(たとえば、 対馬海峡東水道、大隅海峡、津軽海峡)の 二種類があり、事案によっては異なる考慮 が妥当する場合もありえよう。

前述したように、海洋法条約38条は通過

通航権の制度を定め、通航の側面に関する限り、海峡の領域性を制約して、航行(上空飛行の自由を含む。)の機能性を優越させる構造をとっている。こうしたことも手伝い、国際海峡制度は、通航の自由を主張する海峡利用国と規制権限を行使したい海峡沿岸国の間の、政治的・軍事的・経済的もおきまな利害の調整の中で存在するものといえよう。国際海峡における通過航制度が設立されて以来、海上輸送量の増大や、海峡が封鎖される事例の発生など、国際海峡のシーレーンとしての重要性はますます増大している。

2011 (平成 23) 年 8 月 10 日の衆議院海 賊・テロ特別委員会において、緒方委員は、 「対馬の西水道については、一つの海峡が あって、お互いが3海里、3海里で日韓を して、そして公海部分をあけている。しか し、「宗谷海峡の] ロシアの場合は違うんで すね。ロシアは、満額、中間線までばんと 主張しているんです。けれども、日本だけ が3海里を主張して、そして公の部分であ いているというのは、本来日本が中間線ま で主張すれば全部埋まってしまうところ、 本来日本の領海であるべきところだけがあ いている。非対称性がここに存在するわけ です。…なぜこの海峡をこういうふうにし ているんですかと言われたら、海洋の自由 な航行を維持するため、それが利益だと。 その利益と比較したときに、我が国が主張 できる領海を主張しないというデメリット と、自由な航行を確保するというメリット を比較したときに、自由な航行が上だとい うことですね」との質問を行った。宗谷海 峡において中間線を設定しているロシアの 立場と3海里にとどめる日本の立場の非対 称性を強調し、国際海峡に対する領域的ア プローチの必要性を強調する内容の質問で ある。

これに対して、伴野副大臣(当時)は、「領海、海峡におけます基本的諸課題あるいは諸要素、我が国を取り巻く安全保障環境の変化等の要素も踏まえまして、特定海域におけます領海の幅の問題につきましては、国際的な情勢を注視しつつ、不断に、しっかりと検討させていただきたいと思っております」と答弁している。

国際海峡制度の問題を考える場合には、 日本には両義性が存在するといえる。すな わち、資源の輸入ルートを確保するという 観点からは、日本はより自由な通航(「通る」 立場)を要求するが、他方で、安全保障の 観点からは、中ロの潜水艦を含む軍艦と軍 用航空機によって利用される「国際海峡」 の沿岸国(「通られる」立場)である。こう した両義的な立場を認識しながら、国際海峡制度を精査し、国内措置のあり方として 望ましい制度設計を展望する必要がある。

3. 国際海峡をめぐる日本における議論

(1)外国船舶航行法と無害通航権について

2008年に制定された「領海等における外国船舶の航行に関する法律」は、2007年に施行された海洋基本法3条の「海洋については、海に囲まれた我が国にとって海洋の安全の確保が重要であることにかんがみ、その安全の確保のための取組が積極的に推進されなければならない」という「海洋安全の確保」に基づく立法である。

本法は、2008年3月に採択された「海洋基本計画」の基本方針にみられるように、「周辺海域における密輸・密入国、工作船等犯罪に関わりうる船舶の侵入や航行の秩序を損なうような行為」が行われ、「我が国の海洋権益及び治安を損なうおそれのある事態が発生している」ことに鑑み、これに対処すべく制定された経緯がある。

本法の性格は、海洋法条約 18 条の通航に

関連する国内立法であり、「我が国の領海及 び内水における外国船舶の航行の秩序を維 持するとともにその不審な行動を抑止する ため、領海及び内水における外国船舶によ る正当な理由がない停留等を伴う航行等の 禁止、これに違反する航行を行っていると 認められる外国船舶に対する退去命令の措 置等について定める必要がある」との観点 から制定された。

海上における船舶への執行については、 通航の態様による区別、すなわち、①無害 通航、②無害でない通航、③通航にあたら ないものの区別があるが、本法は基本的に ③を規律する立法である。

2月24日に閣議決定がされた海上保安庁 法と外国船舶航行法の改正法律案は、尖閣 諸島周辺海域において多数の中国漁船が領 海内に入域して操業する事案や中国の漁業 監視船や海洋調査船が領海内に入域する事 案が多発している最近の現状から、海上保 安庁が事案に即して機動的・効果的に対処 できるように執行権限の強化をめざすもの である(この点について、「海上警察権のあ り方に関する検討の国土交通大臣基本方針」 (平成23年1月7日)参照)。そして、海 上保安庁の執行権限の充実強化の一環とし て、海上保安庁法の改正(警察官が凍やか に犯罪に対処することが困難な一定の遠方 離島において、海上保安官等が当該離島に おける犯罪に対処することを可能にすると ともに、そのための職務執行権限の付与(28) 条の2及び31条)) と外国船舶航行法の改 正(領海等において停留等を伴う航行を行 うやむを得ない理由がないことが明らかで あると認められる外国船舶に対して、立入 検査を行わずに勧告を行うとともに、勧告 に従わず航行の秩序を維持するために必要 な場合は領海等からの退去を命令できると した(7条及び8条))を行った。

本法成立にあたって提案された、国家主権と国益を守る議員連盟による外国船舶航行法の改正法律案では、無害通航に関する条文を外国船舶航行法に挿入することが提案されたが、本法が無害通航を規律することがふさわしいのかどうか、その妥当性にはやや疑問が残る。ただ、尖閣諸島周辺海域における中国公船の行動は無害でない航行と性格づけることが可能な状況であり、無害通航の問題を国内法令で規律すべきだという問題意識は評価できるであろう。

(2)潜水艦の潜没航行について

なお、国家主権と国益を守る議員連盟に よる外国船舶航行法の改正法律案には、前 述した、「1 無害通航でない航行の禁止」 を挿入する提案とともに、「2 潜水船の航 行方法 | として、「外国船舶である潜水船そ の他の水中航行機器は、領海等においては、 海面上を航行し、かつ、その旗を掲げなけ ればならない」と規定している。周知のよ うに、海洋法条約は20条で「領海において」 潜水船その他の水中航行機器の浮上航行を 命じている。「等」が何を意味するのか明ら かでないが、もし「領海に覆われた国際海 峡」を指すのであれば、国際海峡において、 39条が、船舶が通過通航権を遵守している 間、「継続的かつ迅速な通過の通常の形態に 付随する活動以外のいかなる活動も差し控 えること」を規定するが、潜水艦の場合、 「通常の形態」は潜水航行であると解する と、「等」で国際海峡を含めさせようという のは困難であろう。なお、「等」が内水を含 ませる意図であれば問題はなかろう。

韓国などは外国軍艦の入域に事前通告制を採用しつつ(他にノルウェー、スウェーデン、インド、ドミニカ)、その領海法において潜水艦の潜水航行を無害でない通航に含んでいる²⁵。韓国は、1989年の米ソ統一

解釈と異なり、海洋法条約19条2項を限定列挙とみなさず、我が国と同様に例示規定と読み、無害でない通航として潜水艦の潜水航行を含ませたと考えられる。

しかし、海洋法条約は浮上航行を潜水艦 の無害通航の条件とはしていない。浮上航 行の義務は通航する潜水艦が有する付随的 義務として、19条2項とは切り分けられ、 20 条という別個の条文で規定されている。 ただし、海洋法条約が要求する付随的義務 たる浮上航行を沿岸国が要求したにもかか わらず潜水艦が浮上を拒み、かつ、遭難に 関する信号を発しないときは、その時点で、 その潜没航行を行う潜水艦の存在は沿岸国 の平和、秩序及び安全を害する行為となり、 無害でない通航として海洋法条約第 25 条 (沿岸国の保護権) が規定する「必要な措 置」をとることが可能となる 26 。なお、「必 要な措置」の具体的内容として沿岸国に認 められている権利は、①船舶の通航自体の 無害性を検認する権利、②有害な通航に対 して、その通航を防止する権利、③有害な 通航につき、これを処罰する権利といわれ る (例:韓国領海法)。

日本の国内法令には外国船舶の通航の無害性・有害性を明確に概念づけた法令がないことから、たとえば漁具を格納しない外国漁船の領海内通航のように、海洋法条約19条2項の無害でない通航との推定が可能なような場合であっても、漁業法等で個別に規定されていないので、十分な対応ができないという問題が残っている(例えば、尖閣諸島海域における中国漁船問題)。

他方で、先の緒方議員の提案は、沿岸国たる日本の安全保障の観点からは問題が生じかねない。なぜなら、特定海域の領海を3海里にとどめることで、日本の領海部分において潜没航行する潜水艦に浮上航行を要求し、我が国沿岸での安全保障を確保で

きるという側面があるからである。現行の制度は、潜水艦の日本沿岸への侵入に対し、3 海里の緩衝区域を設けている意味をもつからである。これに対し、宗谷海峡において中間線までを領海とすれば、通過通航権が適用される「国際海峡」となり潜水艦の潜没航行を防ぐことができないことになる。

4. ホルムズ海峡の通過通航権をめぐる 米国とイランの対立

(1)平時

ホルムズ海峡は、一日で 1,700 万バーレ ルの石油が通過する世界のエネルギー安全 保障でもっとも重要な国際海峡の一つであ る。2011年実績では、世界で海上輸送され る石油の約35%、石油貿易のほぼ20%がこ の海峡を通っている。ホルムズ海峡は、マ ラッカ海峡、ジブラルタル海峡とともに、 もっとも重要な国際海峡の一つである²⁷。 同海峡のもっとも狭い部分は 18 海里 (34 km) であり、分離通航帯はオマーン領海内 に位置する。日本は原油総輸入量の約88% を中東に依存しているが、2010年の実績で いえば、ホルムズ海峡を航行する日本関係 船舶は3,400隻(うち日本籍船舶は420隻) であり、原油タンカーはのべ 1.200 隻 (う ち日本籍船舶は140隻)である。ちなみに、 同海峡を航行する全世界の船舶隻数は約 26,000 隻といわれる。

ところで、米国とイランはともに海洋法条約の非当事国である²⁸。オマーンは海洋法条約の当事国である。なお、イランは1958年の領海条約の当事国である。ということは、イランは、領海条約16条4項の、「外国船舶の無害通航は、公海の一部分と公海の他の部分又は外国の領海との間における国際航行に利用される海峡においては、停止してはならない」という、領海の特定区域において外国船舶の間に差別を設ける

ことなく無害通航を一時的に停止できるとした通常の領海(16条3項)に比べ、「強化された無害通航権」を認める立場にある。いうまでもなく、1949年のコルフ海峡事件(本案)判決において、国際司法裁判所は平時の国際海峡における軍艦の無害通航権を承認した²⁹。

なお、海洋法条約の非当事国である、米 国とイラン両国は、通過通航権の法的性格 についてまったく異なる立場を採用してい る³⁰。

米国は、国際海峡における通過通航権が海洋法上の条約上の権利に過ぎないという立場を認めず、慣習国際法上の権利であると主張している³¹。また、国際海峡については、2007年作成の米国海軍省の『指揮官のための海軍作戦法規便覧』の Sec.2.5.3.1は、「通過通航は、(海岸線から海岸線の)全海峡を通じて存在し、沿岸国の領海が重複する海域のみではない³²」との見解を採用している。ホルムズ海峡についていえば、イランとオマーンの領海が重複しない海域を含む、進入路とともに海峡全体が通過通航権の適用される国際海峡だとの見解を示している³³。

これに対してイランは、海洋法条約署名の際に解釈宣言を行い、国際海峡の通過 航権についての慣習法性を否定し、ありまで海洋法条約上の制度と解釈する旨を明まらいにしている³⁴。ということは、海洋法条約の非当事国である米国に対しては強化さられば慣習法として)の「強化さらなる。なお、オマーンは、通過通航権を定めた 38 条につきいるとになる。なお、オマーンは、通過通航権を定めた 38 条につきでいるとになる。なお、オマーンがみずからの平和となり、通過通航権を定めた 38 条につきでから、からの平面となける。なお、オマーンがみずからの平面となける。なお、オマーンがみずからの平面となける。なお、オマーンがみずからの平面となける。なお、オマーンがみずからの平面となける。なお、オマーンもオ マーンも外国軍艦に対して領海の航行に際して事前通告を要求している。

2011年12月28日、イランのラミヒ第一副大統領は、「欧米諸国がイランの原油輸出に制裁を課すなら、原油一滴たりともホルムズ海峡を通過させない」と表明した³⁶。これに対して米国は、国際海峡の通過通航権の行使の名目の下に、ペルシャ湾に空母を派遣した。なお、イランが機雷でホルムズ海峡を封鎖するのは数時間で可能とされる。

仮にイランが、原油を積んでいる日本船 舶を含む外国船舶についてホルムズ海峡を 通航させない措置をとったとしたら、我が 国の経済にとって大打撃となる。ホルムズ 海峡は、イランとオマーンの間にある海峡 で、海峡の最も狭い部分は両国の領海で占 められている。イランとオマーンの地理的 中間線が両国の領海の境界となる。日本船 舶は、原則としてオマーン領海側に設定さ れた分離通航帯を通航している。仮にイラ ンがオマーン領海を通航している日本船舶 の航行を妨害すれば、オマーンの主権に対 する侵害にとどまらず、国際法上も許容さ れないことになる。なぜなら、海洋法条約 上、条約の当事国はホルムズ海峡のオマー ン領海側に通過通航の制度が適用されるこ とを期待できるからである。通過通航制度 の下では、すべての船舶及び航空機は、海 峡を通過する目的に限定された航行の自由 及び上空飛行の自由を行使でき(条約38 条)、海峡沿岸国は通過通航を妨害・停止 してはならないからである(条約44条)。 ただし、ホルムズ海峡のイラン領海側では、 イランは海洋法条約の非当事国であり、通 過通航制度が慣習法化していない限り、通 過通航制度を受け入れる義務を負わない。

実際、イランは先に示したように海洋法 条約署名の際に、通過通航制度について、 海洋法条約の締約国に限り適用されるものであると宣言しており、通過通航制度をとて認めない立場をとってからするとで認めない立場をとってからするとして認めない立場をとってからするとしているが、通過になる。仮にホルムズ海峡のイランは領海条約の当事国としているがの当事国とは計された無害通航権」を恣意的になが、外国船舶の航行を恣意的にがあることは許されない。なぜなら、この「強とは許されない。なばなら、にばすることは許されない。なずなら、この慣習法性とれた無害通航権」は、海洋法条約45条2項でも確認されており、その慣習法性は確立していると考えられるからだ。

なお、イラン・イラク戦争において、ホルムズ海峡はイランの戦争水域とされ捕獲が実施されたが、1982 年、国連安全保障理事会は、「国際水域及び敵対行為の非当事国である沿岸国の港と施設に向かう船舶とそこからの船舶の通航する航路帯における自由な通航の権利を再確認」する決議 552を採択している³⁷。そこで、次に武力紛争時における国際海峡について検討してみよう。なお、ホルムズ海峡の有事は、イランによる機雷敷設のみならず、イランによる機雷敷設のみならず、イランによる機雷敷設のみならず、イランによる航行禁止区域の設定、さらにはホルムズ海峡におけるイランと米国あるいは多国籍軍の軍事衝突の場合が考えられる。

(2)武力紛争時

武力紛争時における国際海峡の地位について、海洋法条約も1958年の領海条約も明示の規定を置いていない。ただし、国連国際法委員会(ILC)は、1958年の領海条約草案について、平時においてのみ適用される旨の言及を行っている³⁸。

しかし、1994年の「海上武力紛争に適用

される国際法サンレモ・マニュアル」は、 「平時に国際海峡に適用される通過通航権 及び群島水域に適用される群島航路帯通航 権は、武力紛争時においても引き続き適用 される」(27項)と規定している。そのコ メンタリーは、「27項の第1文は、通過通 航権と群島航路帯通航権が、平時と同様に、 武力紛争時においても引き続き適用される ことを再確認している」と説明する³⁹。こ れは、23項の「交戦国の軍艦及び補助船舶 並びに軍用機及び補助航空機は、一般国際 法によって規定される中立国の国際海峡の 水中、水上及び上空の通航権、及び群島航 路帯通航権を行使することができる」の繰 り返しのようにみえるが、23項のコメンタ リーは、「23 項の目的は、交戦国の軍艦、 補助船舶及び軍用機が平時に国際海峡と群 島航路帯において行使することができる通 航権が、海上武力紛争の期間中においても 行使可能であることを確認することである。 海峡に対する権利は、通過通航権及び海峡 における停止されない無害通航権の双方を 含む」とされる⁴⁰。

米国とイランとの間に武力紛争が発生し た場合、イランは交戦国(なお、本章では、 交戦国とは、戦争宣言の有無にかかわらず、 敵対行為に直接参加している国として用い ている。)である米国に停止されない通航権 を認める必要がはたしてあるであろうか。 米国が海峡沿岸国であり中立の立場に立つ オマーン領海側で通過通航権を行使し、24 項の「国際海峡の沿岸国の中立は、交戦国 の軍艦、補助船舶または軍用機若しくは補 助航空機の通過通航によっても、当該海峡 における交戦国の軍艦または補助船舶の無 害通航によっても害されるものではない」 ことを主張することもありうるが、隣国イ ランとの関係を考えると、オマーンの解釈 宣言の「沿岸国が、その平和及び安全の利 益の保護のために必要な適切な措置をとることを妨げない」に従った措置をとることも考えられる。たしかに、サンレモ・マニュアルは、1988 年から 1994 年にかけて、人道法国際研究所が起草のために招集した一連のラウンドテーブルに個人資格でプルにとは、大連のであり、1913 年のした法律専門家と海軍専門家のグループによ往専門家と海軍専門家のグループによれたものであり、1913 年のよって起草されたものであり、1913 年の版を意図したものであるが、法的に拘束のある文書ではない。もっとも、米国海軍省は基本的にこのマニュアルに沿った海軍作戦法規便覧を作成している。

1989 年作成の米国海軍省の『指揮官のた めの海軍作戦法規便覧』の Sec.7-3-5 の 「中立国の海峡」では、「1982 年の海洋法 条約に反映されている慣習国際法は、交戦 国及び中立国の水上艦船、潜水艦及び航空 機は、国際航行に使用されるすべての国際 海峡内、その上空及びその水中で通過通航 権を持つと規定している。中立国は国際海 峡において、その通過通航権を停止、制限 あるいは他の方法で妨害することができな v^{41} 」と述べており、米国は、オマーンが 仮に何らかの措置をとろうとしても、これ に対抗するであろう。また、Sec.7.3.7の「中 立国空域」では、「中立国領域は、中立国の 領土、内水、群島水域(当該水域を有する 場合)及び領海の各々の上部の空域にも広 がっている。交戦国軍用機は、以下の例外 を除き、中立国空域に侵入することを禁じ られている。

1 中立国の国際海峡及び群島航路帯の 上部の空域は、通過通航や群島航路帯通航 を行っている武装した軍用航空機を含む交 戦国航空機に対し常に開放されている。こ のような通航は、継続的かつ迅速でなけれ ばならず、当該航空機の飛行の通常の形態 で行わなければならない。交戦国軍用機は、 通過中に敵対的行為を慎まなければならないが、自機の安全確保及び随伴する水上、潜水部隊の安全確保に沿った活動を行うことができる⁴²」との立場に立っており、上空飛行の自由につきオマーン側が何らかの措置をとるような場合は、米国はこれを阻止しようとするであろう。

もちろん、米国のこういう解釈については、第三次国連海洋法会議における論争が再燃する可能性がある。スウェーデン代表が繰り返し発言したように、「海洋法条約は1907年のハーグ諸条約を含む戦争法、中立法上の権利義務に何ら影響しない⁴³」とのをとる国にあっては、海洋法におけるる変化(例えば、通過通航権の承認)はおいきないで、米国側の主張といきない表明されており、米国側の主張といきない表明されており、米国側の主張と対立することは必至である。仮に、中立法が従来のままであるとすると、航空機の大学潜水艦の水中航行を中立国たる海峡沿岸国が禁止することは可能となる。

イラン・イラク戦争では、両交戦国とも 戦争水域を設定して、対船舶攻撃と捕獲行 為を繰り返した。ホルムズ海峡にはイラン の戦争水域が及び、イランによる捕獲が実 施された。これに対し、1983年の安全保障 理事会決議 540 は、「国際水域における自由 な通航と通商の権利を確認」し、ペルシャ 湾内でのすべての敵対行為を直ちに停止す るよう求めた。また前述したように、1984 年の決議 552 では、「国際水域及び敵対行為 の非当事国である沿岸国の港と施設に向か う船舶とそこからの船舶の通航する航路帯 における自由な通航の権利を再確認」し、 さらに「クウェートとサウジアラビアの港 に向かうかまたはそこからの商船に対する 最近の攻撃を非難」して、「このような攻撃 を中止すること及び敵対行為の非当事国で ある諸国に向かうかまたはそこからの船舶 に対するいかなる妨害も生じせしめないことを要求」した。

しかし、これらの決議が言及しているのは「国際水域」及び「航路帯」であり、交戦国たるイランの領海において戦時禁制品を運んでいる船舶の捕獲までも禁じる趣旨と読めるだろうか。問題は、国際海峡たるホルムズ海峡が単純にイラン領海に入るかどうかである。真山全教授は、先の決議から公海及びホルムズ海峡を含む交戦国領海における捕獲をないとし、イラン・イラク戦争におけるホルムズ海峡の事例からは、国際海峡の交戦国領海部分における捕獲の容44。認がおそらく示されようと結論している⁴⁴。

問題は、さらに進んで、イランが自国の 海峡であるホルムズ海峡を閉鎖しうるかで あるが、真山教授によれば、学説は分かれ ており、①通航についての一定の規制はあ りえても、第三国は通商を継続する権利を 持ち、したがって完全な閉鎖は許容されな いとの説 (Castren)、②沿岸国は当然に自 衛権を有し、このことは、ある場合には、 海峡を閉鎖することを正当化するとの説 (Lowe)、③当該の海峡が第三国への唯一 の航路となっている場合には閉鎖を認めな いとの説 (R.J. Grunawalt 米国海軍大学教授) があり、交戦国の沿岸防衛上の必要と国際 交通の確保のいずれに重きを置くかで説が 分かれている状態であるという⁴⁵。なお、 真山教授自身は、結論として、「海峡が第三 国への唯一の航路であり、代替航路が存在 しないという地理的状況では、やはりロン ドン宣言の規定「坂元注:ロンドン宣言 18 条] からしても封鎖は許容されないと解す べきであろう。そのような封鎖までも認め ることは、国際交通の確保の要請に対し、 交戦国の必要を著しく重視するもの⁴⁶」で あると指摘する。妥当な結論であろう。

日本政府は、通過通航権の慣習法性について未だ明言していない。海洋基本法の下で、「海上輸送の安全の確保」を謳い、ホルムズ海峡、マラッカ海峡という石油輸送の大動脈を抱えている現状に鑑みれば、仮に日本政府が通過通航権が慣習国際法として成立していないという立場をとるのであれば、再考の余地はあろう。

一つには、有事の際に、ホルムズ海峡で 米国とイランとの間で通過通航権をめぐっ て生ずるであろう通過通航権の法的性格を めぐる論争において、日米安保の同盟国で ある日本が米国の立場を支持せず、結果的 にイランの見解を支持するというのでは、 日米安保体制における日本への信頼感を喪 失せしめる事態にもなりかねないからであ る。また、米海軍と海上自衛隊の国際海峡 有事を想定した机上訓練を行うにも、通過 通航権の法的性格という基本的理解におい て理解が異なっておれば、訓練もむずかし いであろう。日本政府としては、米国との 同盟関係強化の観点からも、通過通航権の 慣習法性を承認する立場に舵をきることも 政策的判断としてはあり得よう。

リンケージされているようにみえるが、両者は必然的にリンケージする問題ではなく、切り離して論じてもいいのではないかと考える。

5. おわりに

日本は、領海内における外国船舶に対し て、漁業法、入管法、外国船舶航行法など 各個別の法令により、それぞれ個別の保護 法益を維持するという観点から部分的に規 制するという方式をこれまで採用してきた。 領海における領域主権の性格を踏まえた、 外国船舶の領海内への入域とそこでの活動 を総合的に規律する基本法と呼べるべきも のは未だ整備されていない。こうしたこと もあり、無害でない通航に該当する外国船 舶に対して的確に対応できない状況が続い ている。領海が日本の領域の一部であり、 領域として日本の国家利益を実現する海域 であるという認識を基本に据えて、領海法 の附則の問題に対処する必要がある。仮に 無害通航に関する規定を国内法に設けるの であれば、領海及び接続水域法においてで あろう。

1968 年に日本が領海条約に加入した際に、政府は、「我が国は、主要な海運・漁業国として、海洋が最大限に各国の自由して、海洋が最大限に各国の自由しており、領海における無害でない通航に関すれる取締りについても、国際慣習が濫用されないことに主要な関心を有することかのの国内立法を行う考えはない48」と答弁したが、当時から時代状況は大きく変わって領海による我が国南西諸島の領海においては、これまでの「通る」立場だけではなく、「通られる」立場の論理の構築も必要ではないかと思料する。

これまでの通航権の強調だけでは済まない事態が、我が国周辺海域で発生しており、領域性の立場から特定海峡の問題が国会で審議されるのは、それなりに時代状況を映しているといえる。まさしく長嶺政府参考人が答弁したように、「さまざまな諸要素人が答弁したように、「さまざまな諸要素を全保障環境その他、基本的な諸要を表く勘案した上で、今後この領海の幅しながら、不断に検討してまいると先ほど副大臣から答弁がありましたが、そういう観点から総合的な検討を進めていく49」ことが迫られている。

栗林忠男教授によれば、日本には69の海 峡 (5 海峡を含む。) が存在するという⁵⁰。 1980年、火災事故を起こしたソ連原子力潜 水艦が与論島と沖永良部島の間の海峡(17 海里) を通過した。日本が海洋法条約を批 准する以前の事例であるが、当時、政府は、 当該海峡が 1958 年の領海条約にいう国際 海峡(国際航行に使用されている海峡)で あるかどうかを明らかにしていない⁵¹。な お、領海条約と海洋法条約における国際海 峡の定義は、排他的経済水域という新しい 海域区分が加わっているものの、基本的に は同一である⁵²。今後の中国海軍による南 西諸島近海での活動などを考えると、海上 保安庁が1977年2月15日に衆議院予算委 員会に提出した幅員6海里から24海里程度 の日本の69の海峡について(北は択捉海峡 (22 海里)から南は父島と母島(19 海里))、 将来に備え、どの海峡が、使用実績などを 踏まえ、国際海峡と考えられるかを予め整 理しておく必要があろう⁵³。海洋法条約成 立以前の領海法の準備段階での政府側委員 の答弁の中に、「海洋法会議で今後草案が固 まった場合に、国際海峡というようなもの が、ほかにあり得るかどうかにつきまして は、まだやはり確定的なことは申し上げら れませんし、あるいはあるということになるかもしれませんけれども、それがどういうものであるかということは、これも草案の最終的なでき上がりぐあいによると思います 54 」と述べ、含みをもたせていた。

さらに前述したように、特定海域が設定 されたことの前提となる「通過通航制度」 について、その法的地位、とりわけ慣習法 として定着しているかどうかを検討する必 要がある。

検討課題として、さしあたり次のような ことが考えられる。まずは国際海峡をめぐ る国家実行を検討する必要があるが、その 出発点として、海洋法条約に規定されてい る「国際航行に使用されている海峡」の定 義につき、再検討する必要がある。第三次 国連海洋法会議において試みられていた定 義を参照しながら、どのような要素が国際 海峡を構成しているかを確定することから 始め、どのような類型の国際海峡があるか を探求する必要がある。たとえば、海洋法 条約以前より国際条約によって規律されて いる海峡や、海洋法条約と両立することを 想定しながらも特別なレジームを設けてい る海峡、公海や排他的経済水域を横切る海 峡など、それぞれの類型に応じて、どのよ うな実行が蓄積されているかは検討に値す る。とりわけ、日本の特定海域と同様に公 海を残している事例や、通過通航制度を用 いない海峡の事例との比較検討はきわめて 重要な課題となるだろう。

第2点は、第1点と密接に関連するが、 国際海峡に対する各国の立法例(必ずしも 多くないと推察されるが)の比較を通じて、 国際海峡における沿岸国の義務や規制権限 行使のパターンを析出する必要がある。こ のことにより、沿岸国の保障措置・保護権 と海峡利用国の通過通航権の関係性を探る ことが可能となる。この析出作業において は、航行安全の確保の手段である航行支援 設備の整備(航路指定方式など)のあり方 や、海峡における汚染時における人命及び 環境保全のための沿岸国の権限、さらには、 海峡における空海軍の配備などが論点とな り得よう。

第3点は、武力紛争時における国際海峡の地位である。戦時・平時における国際海峡制度の異同を確認すると同時に、中立国との関係を検討する必要がある。既に論じたように、この点については、中立法の観点からも、議論が対立している状況である。第1点や第2点で示した海洋法条約の敷居を確定するためにも、武力紛争法や中立法の観点から、議論を再整理する必要がある。

第4点は、マラッカ・シンガポール海峡やホルムズ海峡という海上交通のチョーク・ポイントにおいて武力紛争や摩擦がきるとした場合、迂回が困難または迂回が生じるとしても航海距離に大きな違いが生じるため、航海日数の増加や燃料消費等海上輸送に大きな支障を生じさせる事態となる。ため、航行制限海域内の就航に特別慰労よる、航行制限海域内の就航に特別慰労よよる、航行制限海域内の就航に特別慰労よよる、航行制限海域内の就航に特別慰労よる。入出港等の制限が存在するものの、基本的には護衛等もない中で航行することを求めたは護衛等もない中で航行することを求めたは、実務上は大きな問題となる。

さらに、地球温暖化に伴い北極の海水面が広がり、近年着目されている北極海航路も検討の課題となり得るであろう。北極海航路における国際海峡の通航がいかなるレジームで規律されているか、これは国際海峡の定義問題にも関わるが、実務的にどのような調整がなされ得るかが検討の対象となり得るであろう。第1点でも触れたが海峡をめぐる特別な条約であるモントレー条

約を有するトルコの海峡も注目に値する事例といえよう。航行支援との関連では、強制水先を義務付けているトーレス海峡の運用も一つのケーススタディを提供する。トーレス海峡やボニファシオ海峡をはじめとして、いくつかの海峡は、交通の輻輳と海峡環境の脆弱さという特徴から特別脆弱水域に指定されていることにも留意する必要がある。

日本は海峡沿岸国であると同時に海峡利用国であり、その両者のバランスの上にたった政策決定が重要である。山本教授によれば、「国連海洋法条約は、各国の裁量にゆだねる柔軟な規定をおき、国際紛争の処理、補足条約、国内実施法令の整備などによりさらに拡充を進めるという動態性を備えている⁵⁵」とされる以上、日本としては不断に日本の国益にもっとも即した「国際海峡」に関する国内措置を追及する必要があろう。

海洋法条約批准時には、日本は、他の国の国際海峡を「通る」視点のみを強調するきらいがあったが、大隅海峡や津軽海峡は北東アジアからの北米航路の最短ルートに近接しているために他の外国船舶に利用されており、日本の「国際海峡」の問題を考えるにあたっては、「通られる」という視点の導入も必要になってきている⁵⁶。こうした国際海峡がもつ両義性に着目した、国際海峡の通過通航制度に関する政策の形成が必要となろう。

[「]山本草二「国連海洋法条約の歴史的意味」 『国際問題』No.617 (2012 年 12 月) 1 頁。

Kathryn Surace-Smith, "United States Activity Outside of the Law of the Sea Convention: Deep Seabed Mining and Transit Passage," Columbia Law Review, Vol.84 (1984), pp.1052. 併せて、Cf. Lewis M.

- Alexander, "International Straits of the World," *Ocean Development & International Law*, Vol.13, No.2 (1983), pp.269-275.
- 3 これまでも国際海峡の通航をめぐっては、 各国の利害の調整に多くの時間が費やされた。たとえば、地中海と黒海を結ぶ海峡 がネルス・ボスポラス海峡(トルコ海峡)などは、トルコが黒海を内海と宣言(1453年)して以来、その通航制度をめぐり国際的に対立し、ようやく決着するのは1936年の「海峡制度ニ関スル条約」の締結であった。同条約では、商船は平時には国のかんを問わず、完全な通過のとは、 積荷のいかんを問わず、完全な通過のと環では、軍艦についてはトン数とを制限し事前通報を条件として通過を認めたのである(2条・13条)。詳しくは、山本草二『海洋法と国内法制』(財)日本海洋協会(1988年)113 頁参照。
- 4 A/AC.138/SC.II/L.4.なお、正式の名称は、 「領海の幅、海峡及び漁業に関する条文案」 である。
- A/AC.138/SC.II/L.7.なお、正式の名称は、 「国際航行に使用される海峡に関する条 文案」である。
- 6 杉原高嶺「国際海峡における通過通航制度」 (財)日本海洋協会『船舶の通航権をめぐ る海事紛争と新海洋秩序』(1981年)29-30頁。
- 7 A/AC.138/SC.II/L.18.なお、正式の名称は、 「国際航行に使用される海峡を含む領海 の通航に関する条文案」である。
- 詳しくは、小田滋『注解国連海洋法条約注解解 上巻』有斐閣(1985年)135-136頁参照
- John R. Stevenson and Bernard H. Oxman, "The Preparation for the Law of the Sea Conference," *American Journal of International Law*, Vol.68 (1974), p.12.
- Third United Nations Conference on the Law of the Sea, Official Records, Vol.II, p.127.
- 11 A/CONF.62/C.2/L.3.なお、正式名称は、「領海と海峡に関する条文案」である。その提案の大部分が、現行の海洋法条約の規定に反映されている。なお、これに対抗して、フィジーが、「国際航行に使用される海峡を含む領海の通航に関する改訂条文案」

- (A/CONF.62/C.2/L.19) を、マレーシア、 モロッコ、オマーン及びイエメンの海峡 4 か国が「国際航行に賜与される海峡を含む 領 海 の 航 行 に 関 す る 条 文 案 」 (A/CONF.62/C.2/L.16) を提出した。
- 12 第三次国連海洋法会議における、「英国・領海・海峡提案」を軸にした動きについては、小田『同上』137-138 頁及び栗林忠男「国際海峡における通航制度の新局面―第三次海洋法会議の趨勢と日本の立場―」『法学研究』51巻6号(1978年)55-56頁参照。通過通航制度は、米国の安全保障上の重大な目的に合致するものであるとの評価を行うものとして、Cf. Surace-Smith, supra note 2, pp.1052-1053.
- 13 山本草二『国際法[新版]』有斐閣(1994 年)376頁。
- ¹⁴ 藤田久一『国際法講義 I』東京大学出版会 (1992 年) 244 頁。
- 15 杉原高嶺「領海における通航権と沿岸国の 権限」(財)日本海洋協会『船舶の通航権を めぐる海事紛争と新海洋法秩序』第 2 号 (1982 年) 94 頁。
- 杉原高嶺『海洋法と通航権』(財) 日本海 洋協会(1991年)88-89頁。もっとも、 杉原教授は、「通常の形態」につき、「これ は場所と状況による。外洋では潜水航行が 通常であっても、通航量が多く、かつ狭隘 な海峡や湾内では、むしろ浮上航行が通常 であろう。水深のない海峡ではいうまでも ない。以上のようにみると、潜水航行が条 約上の権利であるとは必ずしも断定しえ ない。条約がこれを明記しなかったこと、 また、その海域が領海をなすことを考える と、領海の規則(浮上航行)がいぜんとし て適用されるか、あるいは、沿岸国の通航 路の一環として(41条)、または『航行の 安全及び海上交通の規制』の法令制定権の 行使として(42条1(a))、この問題は沿岸 国の規律事項に属すると理解することが できる」と述べ、国際海峡における潜水船 の潜水航行につき否定的な見解を採用し ている。しかし、米ソが当時懸念したのは、 潜水船の潜水航行が海峡沿岸国による規 律事項の対象となることを阻止するため

に、後に通過通航権に連なる「航行の自由」 を主張したという起草の経緯を踏まえれ ば、否定論は傾聴に値するものの国際的に は通説的とはいえないように思われる。

- 17 スコバッテイ(Tullio Scovazzi)教授は、「適当な執行措置」とは、海峡沿岸国にこうした船舶の通過の禁止を許すものと解釈すべきであると主張する。 Tullio Scovazzi, "Management Regimes and Responsibility for International Straits," in H. Ahmad ed., The Straits of Malacca: International Co-operation in Trade, Funding & Navigation Safety, Pelanduk Publications, 1997, p.335.
- 領海法の法的性格を単に宣言的性格なも のとみるのか創設的効果をもつとみるの かについては議論がある。この点について は、成田頼明「国内法からみた領海」(財) 日本海洋法協会『新海洋法条約の締結に伴 う国内法制の研究第2号』(1983年) 155 -156 頁参照。領海の拡張は国家統治権の 及ぶ範囲の拡大を意味し、これに伴って国 民の権利義務や法律関係に変動を及ぼす ことになるので、その限りで創設的効果を 有するものであるが、幅員と基線について しか定めていない以上、実質的にみれば対 外的には領海 12 海里を宣言するにすぎな いとの成田教授の指摘は傾聴に値する。 「領海法とする以上は、領海の法的地位、 地方公共団体との区域との関係、領海の国 内法上の管轄権または管理権の所在、領海 における船舶の無害通航権に係る事項等 を包括的に取り上げたものでなければな らなかったといえるであろう」との指摘は、 1996年の改正でも措置されておらず、い まだに日本政府の宿題になっているよう に思われる。
- 19 昭和52年2月23日の衆議院予算委員会での政府統一見解。詳しくは、山本『前掲書』 (注3) 119-120 頁参照。
- 20 奥脇教授は、「確かにこの便宜的なやり方が濫用されれば、海峡沿岸国は海峡に意図的に公海航路または排他的経済水域航路の『穴』をあけることにより、海洋法条約第III 部の通航制度の適用を回避すること

ができることになるのではないかという 懸念が生じる。…海峡沿岸国のこうした便 宜的措置は、海峡利用国が海洋法条約の下 で享受することになる海峡全域における 通過航の権利を部分的に排除する効果 をもつことになる。こうした帰結が、海洋 法条約の趣旨と合致するか否かは微妙で ある」と述べる。河西(奥脇)直也「第 III 部 国際航行に使用される海峡」(財) 日本海洋協会『新海洋法条約の締結に伴う 国内法制の研究第2号』(1983年)118頁。

- 山本『前掲書』(注 13)232 頁。領海が領土の延長として排他的な主権をもつことについては、Cf. D.P. O'Connel, "The Juridical Nature of the Territorial Sea," British Yearbook of International Law, Vol.45 (1971), p.381.
- 22 海洋法条約3条は、「12海里を超えない範囲でその領海を定める権利を有する」と規定するので、部分的にせよ12海里以下の領海を設定するのは許容されている。日本と同様に、領海の幅員を特定の海域で3海里としている国としては、マレーシアとフィリピンがあるとされる。國司彰男「各国関係法制の主要動向」(財)日本海洋協会『新海洋法条約の締結に伴う国内法制の研究第4号』(1985年)178頁。
- 衆議院予算委員会議事録第12号(1977年 2月23日)5頁。そうすると、奥脇教授が 指摘するように、「海洋法条約がわが国に ついて発効するまで、あるいは海洋法条約 が定める国際航行に使用される海峡にお ける通航制度が国際慣習法として確立す るまでのことであると考えられる」。河西 (奥脇)「前掲論文」(注19)118頁。日本 については、1996年に海洋法条約は発効 しているが、依然として附則を維持してい るということは、論理的には日本は通過通 航制度が国際慣習法として成立していな いと考えていることになる。本文で述べて いるように、通過通航権が国際慣習法とし て成立しているとする米国とこの点で法 的評価が異なっていることになる。
- ²⁴ 参議院外務委員会における三木外相答弁 (1968 年 4 月 17 日) 及び参議院内閣委員

会における宮沢外相の答弁(1974年12月25日)。詳しくは、山本草二「軍艦の通航権をめぐる国際紛争の特質」(財)日本海洋協会『船舶の通航権をめぐる海事紛争と新海洋法秩序』(1978年)61頁。

- ²⁵ 李昌偉「韓国の領海法及び北朝鮮の経済水域における外国人、外国船舶及び外国航空機の経済活動に関する規定」『季刊海洋時報』54号(1989年)51頁。
- ²⁶ A.V.Rowe「一九五八年及び一九八二年の 海洋法条約が近代海戦法に及ぼした影響」 『季刊海洋時報』48 号 (1988 年) 53 頁。
- ²⁷ 中谷和弘「ホルムズ海峡と国際法」『東京 大学法科大学院ローレビュー』Vol.7 (2012 年) 177 頁。
- 28 2012 年 5 月に開催された米国上院外務委員会の公聴会では、クリントン国務長官は、「20 年前、10 年前、否、5 年前でさえ、『国連海洋法条約』を批准することは重要であっても緊急を要することではなかった。しかし、今は状況が違う」と述べ、海洋法条約批准に向けての議論を促進したいと考えている。そこには、南シナ海での中国の動きに対する航行の自由の確保という観点があると思われる。こうした米国の動きについては、都留康子「アメリカと国連海洋法条約一"神話"は乗り越えられるのか」『国際問題』No.617(2012 年 12月)42-53 頁に詳しい。
- ²⁹ *ICJ Reports*, 1949, p.28. 国際司法裁判所は、 国際海峡における軍艦の無害通航権を認 めるとともに、無害か否かの認定は、通航 の仕方あるいは態様において判断される とした。*Ibid.*, pp.30-31.
- ³⁰ 両国の通過通航権の法的地位についての理解の相違については、Cf. Martin Wählish, "The Iran-U.S. Dispute, the Strait of Hormuz, and International Law," The Yale Journal of International Law, Vol.37 (2012), pp. 22-34 and Nilufer Oral, "Transit Passage Rights in the Strait of Hormuz and Iran's Threats to Block the Passage of Oil Trankers," insights, American Society of International law, May 3, 2012, pp.1-6.
- Diplomatic Note of August 17, 1987, to the Diplomatic and Popular Republic of Algeria

(Intermediary for Iran). その内容の原文は、以下の通りである。

"The United States particularly rejects the assertions that the right of transit passage through straits used for international navigation, as articulated in the [LOS] Convention, are contractual rights and not codification of existing customs established usage. The regimes of transit passage, as reflected in the Convention, are clearly based on customary practice of long standing and reflects the balance of rights and interests among all States, regardless of whether they have signed or ratified the Convention."こうした見解は、当然のこと ながら日本に対しても例外ではないと思 われる。

32 The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations (NWP1-14M), July 2007, 2.5.3 International Straits.その内容の原文は、以下の通りである。

"Transit passage exists throughout the entire straits (shoreline-to-shoreline) and not just the area overlapped by the territorial sea of coastal nation(s).

Transit passage through international straits cannot be hampered or suspended by the coastal nation for any purpose during peacetime. This principle of international law also applies to transiting ships (including warships) of nations at peace with the bordering coastal nation but involved in armed conflict with another nation."

- Navy Judge Advocate General, telegram 061630Z June 1998 about the Strait of Hormuz.
- ³⁴ Interpretative declaration on the subject of straits upon signature of the LOS Convention by Iran. その原文は、以下の通りである。
 "It is, …, the understanding of the Islamic Republic of Iran that:

Notwithstanding the intended character of the Convention being one of general application and of law making nature, certain of its provisions are merely product of *quid pro quo* which do not necessarily purport to codify the existing customs or established usage (practice) regarded as having an obligatory character. Therefore, it seems

natural and in harmony with article 34 of the 1969 Vienna Convention on the Law of Treaties, that only states parties to the Law of the Sea Convention shall be entitled to benefit from the contractual rights created therein.

The above considerations pertain specifically (but not exclusively) to the following:

The right of transit passage through straits used for international navigation (Part III, Section 2, article 38)."

- 35 Interpretative declaration on the subject of territorial sea upon signature and ratification of the LOS Convention by Oman.
- Annie Lowrey, "Iran Threatens to Block Oil in Reply to Sanctions," N.Y. Times on December 28,2011.
- 37 Security Council Resolution 552, June 1, 1984.詳しくは、真山全「武力紛争と海峡 通航(二)』『季刊海洋時報』63 号(1991年)42-43頁。
- Report of the International Law Commission to the General Assembly, Document A/3159, Yearbook of the International Law Commission, 1956, Vol. II, p.256.
- 39 竹本正幸監訳・安保公人・岩本誠吾・真山 全訳『海上武力紛争法サンレモ・マニュア ル解説書』東信堂(1997年)61頁。
- 40 『同上』58-59 頁。
- Annotated Supplement to the Commander's Handbook on the Law of Naval Operations (NWP 9 Rev. A/FMFM1-10), 1989, Sec.7-3-1.
- ⁴² *Ibid.*, Sec7-3-7.
- A/CONF.62/SR.136, 26 August 1980,
 A/CONF.62/SR.163, 6 April 1982,
 A/CONF.62/PV.187, 26 January 1983.
- 44 真山全「前掲論文」(注 37) 43 頁。
- 45 「同上」43 頁及び47 頁(注)71 参照。
- ⁴⁶ 「同上」45 頁。同様の見解をとるものとして、Cf. N. Ronzitti, "The Crisis of the Traditional Law Regulating International Armed Conflicts at Sea and the Need for its Revision," in Rozitti ed., *The Law of Naval Warfare*, 1988, p.23.
- 47 衆議院予算委員会議録第 12 号(昭和 52 年 2 月 23 日) 5 頁。
- 48 「新しい領海警備法制等の構築のための

- 検討について」(財)海上保安協会『海洋 法条約に係る海上保安法制第2号』(1995 年)50頁。
- ⁴⁹ 衆議院海賊・テロ特別委員会速記録 (2011 年8月10日) 8頁。
- 50 栗林「前掲論文」(注12)70頁。
- 51 杉原高嶺「領海における通航権と沿岸国の 権限」(財) 日本海洋協会『船舶の通航権 をめぐる海事紛争と新海洋秩序第 2 号』 (1982 年) 90 頁。
- 2 国際法委員会の草案では、「通常(normally) 国際航行に使用される海峡」となっていたが、解釈上の争いを招くとして、1958年の第一次国連海洋法会議で削除された経緯がある。横田喜三郎教授によれば、「いやしくも国際航行に使用されていれば、通常使用されていなくても、無害通航を停止することができないことにはいる。横田喜三郎『海の国際法上』有斐閣(1959年)191頁。この解釈が現在も妥当するとなると、国際海峡であるかどうかの敷居は極めて低いことになる。
- 詳しくは、水上千之「新海洋法秩序におけ る国際海峡通航制度とわが国の関連国内 法整備の場合の問題点」(財)日本海洋協 会『新海洋法条約の締結に伴う国内法制の 研究第1号』(1982年) 69-70頁。なお、 水上教授によれば、「領海の幅が凍結され る海域として、5つの海峡の他に、外国船 舶の通航量からみて、伊豆七島周辺水域及 び野付水道が考慮されたが、前者は同水域 の漁場確保のため、後者は、北方領土問題 がからむために特定海域とはされなかっ たとされる」。当時、防衛庁は、大隅海峡 に関して、本土に近いとの理由で凍結に反 対し、南西諸島に代替の国際海峡をつくる 場合にはトカラ海峡(屋久島と口之島の間) を提案したとされる。「同上」70頁。
- 54 衆議院農林水産委員会議録第 19 号 (1977 年 4 月 20 日) 7 頁。
- 55 山本「前掲論文」(注1)4頁。
- 56 赤倉康寛・竹村慎治「北東アジア―北米コンテナ航路の日本近海における通航海域の把握・分析」『運輸政策研究』Vol.14, No.1

(2011年) 17-23頁。

<追記:幅員が6海里ないし24海里程度の海峡・水道 ()内は海里>

- 1 択捉海峡(22)
- 2 国後海峡(11)
- 3 根室海峡(8)
- 4 色丹水道(11)
- 5 宗谷海峡 (20)
- 6 利尻水道(10)
- 7 焼尻島—北海道(13)
- 8 奥尻海峡(10)
- 9 大島--小島 (21)
- 10 小島-北海道(11)
- 11 津軽海峡(10)
- 12 久六島—本州 (17)
- 13 飛鳥—本州 (15)
- 14 栗島-本州(10)
- 15 佐渡海峡(17)
- 16 舳倉島―七ツ島(14)
- 17 嫁礁—能登半島 (9)
- 18 隠岐海峡 (23)
- 19 見島—相島 (16)
- 20 伊豆半島--大島 (12)
- 21 大島—利島(11)
- 22 神津島-三宅島 (13)
- 23 神津島-銭州 (13)
- 24 三宅島—御蔵島 (9)
- 26 対馬海峡西水道 (23)
- 27 対馬海峡東水道 (25)
- 28 沖ノ島--小呂島 (22)
- 29 壱岐水道 (6)
- 30 鳥島--男島 (19)
- 31 下甑島—鷹島 (10)
- 32 鷹島-津倉瀬(8)
- 33 鷹島-野間岬 (19)

- 34 津倉瀬一宇治群島(15)
- 35 宇治群島-草垣島(16)
- 36 草垣島-黒島 (22)
- 37 黒鳥-湯瀬 (9)
- 39 大隅海峡 (16)
- 40 硫黄島一口永良部島(16)
- 41 屋久島海峡 (6)
- 41 種子島海峡 (10)
- 42 土喝喇海峡(22)
- 44 平瀬一口之島 (7)
- 45 中ノ島水道(11)
- 46 諏訪瀬島—平島 (8)
- 47 諏訪瀬水道 (9)
- 48 悪石島--小宝島(干出)(18)
- 49 小宝島-宝島 (7)
- 50 宝島-上ノ根嶼 (21)
- 51 サンドン岩--奄美大島 (13)
- 52 奄美大島一喜界島 (13)
- 53 奄美大島--徳之島(10)
- 54 徳之島--沖永良部島(18)
- 55 沖永良部島—与論島(17)
- 56 与論島—沖縄島 (12)
- 57 伊平屋列島—沖縄島(11)
- 58 粟国島—渡名喜島(12)
- 59 出砂島-- 久米島
- 60 渡名喜島--慶良間列島 (9)
- 61 鳥島-- 久米島 (12)
- 62 下地島--水納島 (24)
- 63 多良間島—石垣島 (18)
- 64 新城島下地一波照間島(11)
- 65 西表島―沖ノ神島 (8)
- 66 黄尾嶼―沖ノ北岩(11)
- 67 媒島-嫁島
- 68 嫁島-孫島(17)
- 69 父島--母島(19)

第2章 北極航路における沿岸国規制と国際海峡制度

西本 健太郎*

1. はじめに

北極海では海氷域面積の減少傾向が観測されており、太平洋と大西洋を繋ぐ新たな航路としての可能性に注目が集まっている¹。北極海を通る航路には、カナダ沿岸を通る北西航路(Northwest Passage)と、ロシア沿岸を通る北極海航路(Northern Sea Route, NSR)があり、海氷の状況から現在では特に後者の利用に関心が集まっている。

北極圏諸国5ヵ国は2008年のイルリサット宣言において、北極海には国連海洋法条約をはじめとする既存の国際法の枠組みが適用されることを確認している²。しかし、カナダ及びロシアが沿岸国として国連海洋法条約の下で有する権限の範囲について国連海洋法条約の下で有する権限の範囲について国連が存在する。両国は当該海域についる国内法令を制定しており、米国をはじめとする他国はその国際法上の根拠を争ってある。そこでの主要な論点の一つは、北西航路及び北極海航路を構成する海峡」(以下、単に「国際海峡」)に関する国連海洋法条約第3部が適用されるか否かである。

北西航路と北極海航路には地理的な意味での海峡が多く存在する。北西航路は東西約 2400 キロメートルの範囲にわたって大小3万5千以上の島嶼が散らばるカナダ北極諸島(Canadian Arctic Archipelago)の間

を抜けて太平洋と大西洋をつなぐ航路である。単一の固定された航路ではなく、よるではなくによる。 の状況に応じた様々な組み合わせによった 路が想定されている。 北極海航路にはロー本土の 沿岸にはノヴォシビルスク諸島、セゼムリャオ諸島、ノヴァヤ・ゼムリャオ諸島、ノヴァヤ・ゼムリャオといる。 はそれぞれドミトリー・カラ海峡とれぞれぞれが存在する。 海水のはよってはする。 であるが、中ではなり、本土といる。 にそれぞれドミトリーカラ海峡といてはここの 海峡を通らず、島嶼の北方を通航すること とも考えられるものの、近い将来の利望視されている。

米国は、北西航路が全体として国際海峡であると主張しており、また北極海航路に存在する一連の海峡についても国際海峡としての地位を主張している³。この主張を前足とすれば、全ての国は当該海域において通過航権を有し、通航中の船舶に対する沿岸国の権限は限定的なものと解されてある。これに対し、カナダは北極海航路とになる。これに対し、カナダは北極海航路の全域について、またロシアは北極海航路路の主張な海峡について、当該海域の国際海域としての地位を否定しており、いる高いとしての地位を否定しており、いる高いとしての地位を否定しており、いる。現としての地位を否定しており、いるの主張な海峡について、当該海域の国際海域の内水であるとの立場をとっている。現まに両国は、北西航路及び北極海航路を通航する船舶について、国際基準を逸脱する

^{*}東北大学大学院法学研究科准教授

船舶構造基準や通航許可制など、領海でも 許されない厳格な規制を内容とする国内法 を制定している。

また、カナダ及びロシアは、内水である との主張とは独立に、氷結海域において特 別に沿岸国に権限を付与している国連海洋 法条約 234 条に基づいて自国国内法の正当 化を図ってもいる⁴。EEZにおける船舶起因 海洋汚染の規制について、沿岸国は一般的 には国際基準に適合し、かつこれを実施す るための法令を制定することができるにと どまるが (211条5項)、234条は氷結水域 の特性を理由として通常よりも厳格な規制 を内容とする法令を制定し執行することを 許容する。しかし、この234条の下での権 限についても、その地理的適用範囲及びと りうる具体的な措置の内容については大き な解釈の対立がある。特に234条は国際海 峡を通航中の船舶にも適用されるかという 問題は、沿岸国の国内法令が国際法に適合 するものであるかを議論する上で重要な論 点の一つとなっている。

以上のような問題状況に照らして、本稿では特に国際海峡制度との関係において、カナダ及びロシアの国内法が国連海洋法条約をはじめとする国際法に整合的なものであるかを検討する。以下では、カナダ及びロシアが国内法令において航路を通航する船舶に対して具体的にどのような規制を行っているのかを概観した上で、第1に、内水であるとの沿岸国の主張を、第2に、国際海峡であるとの米国等の主張を、そして第3に、234条の適用の有無とこれによって正当化できる措置の範囲を検討する。

なお、北西航路については航路全体について国際海峡または内水としての法的地位が主張されているのに対して、北極海航路は同様の状況にない。後者について国際海峡または内水という対立軸が当てはまるの

は航路上の海峡部分のみであるが、北極海 を横断する航路が可能となるまでは一連の 海峡部分が航路を通航する上でのボトルネ ックとなるため、本稿のように国際海峡制 度との関係から海峡部分について特に検討 することにも意味があるものと考える。ま た、北極航路の利用という点では、北西航 路及び北極海航路上の国際海峡のみならず、 北極に出入りする際にも国際海峡の通過 が必要であり(例えばベーリング海峡)、別 途議論すべき問題があるが、本稿の射程か らは除外する。

2. カナダ及びロシアの国内法令

(1) カナダ

ア 北極海域汚染防止法

カナダは 1970 年に北極海域汚染防止法 (Arctic Waters Pollution Prevention Act; AWPPA)を制定し、北西航路を含む「北極 海域」における航行及び海洋環境保護に関 する事項について規制を実施した⁵。同法は 距岸 100 海里の北極海域について一方的に 管轄権を行使するものであり、制定当時は 国際法違反との批判を受けたが、その後の 国連海洋法条約 234 条に至る交渉の契機と なった⁶。その後同法の適用範囲は、2009 年に北極海域におけるカナダの EEZ 全体 に拡大されている(北極海域汚染防止法 2 条)⁷。

北極海域汚染防止法は、北極海域における海洋汚染の防止を目的とした排出規制及び航行規制を内容とする。排出規制としては、船舶からの廃棄物の排出を原則禁止している(4条)。航行規制としては、「船舶安全管理海域」を設定し、一定の基準を充たさない船舶が当該海域を航行することを禁止している(12条)。同法を受けて制定された「北極海域汚染防止規則」では、船舶の構造・設備、北極海汚染防止起書の具

備、水先案内人 (ice navigator) 等について 具体的な基準等を定めている8。規則の規定 のうち特に国際法との整合性が問題となり うる点としては、第1に、一定量以上の油 を運搬する船舶に対して国際基準より厳し い船舶の構造基準を設けているほか(規則 6条1項)、海域・船舶構造別に設定された 航行可能期間内(規則6条2項、Zone/Date System)、または海氷状況に応じて構造基 準・水先案内人の乗船等の一定の基準を充 たす場合(同6条3項、AIRSS Standards) 以外の航行を禁止している。第2に、規則 の定める要件への適合を証明する北極海汚 染防止証書の具備が事実上要求されている ⁹。第3に、水先案内人 (ice navigator) の 乗船が全てのタンカー及び他の一定船舶 (船舶構造・期間による) に義務付けられ ている(同26条)。なお、本法には罰則規 定があり(18条・19条)、違反につき合理 的な疑いがある場合の乗船検査、退去命令、 拿捕等の執行に関する権限が汚染防止官に 与えられている (15条・23条)。

イ カナダ北部船舶通航業務海域規則 (NORDREG)

カナダ北部船舶通航業務海域規則 (NORDREG) は、カナダの北方海域を航行する船舶の安全及び海洋環境の保護を目的として、船舶通報を通じた海上交通監視のための制度を設立するものである¹⁰。1977年に制定され、法的拘束力のないガイドラインとして運用されてきたが、2010年にカナダ海運法 (Canada Shipping Act 2001)上の義務的な制度へと変更された。対象海域は「船舶安全管理海域」が設定されている海域(北西航路の大部分)に隣接の一定海域を加えたものであり、原則として 300トン以上の船舶が対象である(3条)。

同規則では、入域前の航行計画の提出(6

条)、対象海域への入域直後及び毎日一定時刻における船舶位置の通報(7条)、出域直前の最終報告の通報(8条)等を義務付けている。また、カナダ海運法 126条1項(a)は、事前に許可(clearance)を得ることなく NORDREG 対象海域を入域・出域しまたは航行することを禁じている¹¹。この規定に違反した場合には、10万ドル以下の罰金または1年以下の懲役刑(138条1項・2項)及び船舶の抑留(同4項)の対象となる。特に NORDREG が海域への入域自体に許可を求めていることについては、許可が付与されない可能性もある以上、航行を実質的に阻害するとの批判もあり、国際法上正当化しうるかが問題となる。

(2) ロシア

ア 北極海航路の海運規制に関する連邦法 改正

北極海航路に関する連邦法は、2012年に 大きく改正された12。主な点として、第1 に、内水、領海及び接続水域に関する連邦 法14条が改正された。航路を構成する具体 的な海峡名が削除されたほか、従来は「連 邦法、国際協定及び規則」に従った航行を 義務付けていたのに対して「国際法の一般 的に受け入れられている原則及び規範、ロ シアの締結した国際協定、本連邦法及びそ の他の連邦法、並びにこれらに関連して発 行された他の規制法文書に従って行われる」 との文言になった。第2に、連邦海運法に 5.1 条が追加され、「北極海航路の海域」が 再定義された。旧規則では公海への適用可 能性も疑われていたのに対して¹³、航路を 構成する海域が「内水、領海、接続水域及 び EEZ」であることが明らかとなり、地理 的な範囲も明確化された14。これらは、国 内法制と国際法の整合性を意識したものと 考えられる。法改正ではこの他、航路の運

営を担当する北極海航路局をはじめとした 連邦の権限の明確化等が行われている。

イ 北極海航路の通航に関する規則

2013 年には北極海航路の通航に関する 新たな規則が制定された15。同規則は主に、 北極海航路における航行許可制度(2~18 条)、砕氷船の利用(19~28条)、水先案内 人の乗船 (29~41条)、船舶通報制度 (42 条)、航行安全及び船舶起因汚染からの環境 保護(66条~70条)等について定めている。 規制の中心は通航の事前許可制度であり、 120日から15日前までの期間にロシア北極 海航路局に事前申請を行うことを求めてい る(6条)。また許可の基準として、航行海 域及び砕氷船支援の有無に応じて船舶の耐 氷性能基準が定められている(附属書 II)。 4 ヶ月前の許可申請を求めていた旧規則よ りは改善されているものの、カナダの NORDREG と同様に通航許可制が国際法上 許されるかが問題となる。

許可を得た船舶の航行についても、規則 に基づく制約が課される。航路への入域の 72 時間前には通告を行う必要があり(14 条)、航行中は定時における現在位置や気象 情報等の通報が義務付けられる(42条)。 また、航行安全及び海洋環境保護を目的と した水先案内人 (ice pilot) の乗船が義務付 けられている (31条)。砕氷船の支援が必 要であると判断される場合には入域許可時 に情報が提示され、その場合には各種の規 定を遵守して砕氷船の先導により集団で航 行する(21~30条)。砕氷船及び水先案内 の利用については船舶の能力、等級、伴走 の距離及び航行の期間を考慮して手数料が 課せられる (24条・32条)。その他、海洋 環境保護のための一定の設備等の具備(60 条) や、油の排出禁止等が規定されている (65条)。なお、改正前の規則には船舶の 乗船検査、規則違反の場合の航路からの退去命令に関する規定が存在したが、新規則に検査や罰則に関する規定はない。

3. 内水であるとの主張の検討

カナダ及びロシアは航路を構成する海域 の少なくとも一部について、歴史的水域とし て、または直線基線の設定を通じて、内水と しての地位を主張する。内水では、沿岸国は 陸上と同様の領域主権を行使することがで き、外国船舶の無害通航権も存在しない。 外国船舶の通航を全面的に禁止することも 可能である以上、カナダ及びロシアの国内 法令に含まれる様々な規制は内水であれば 全て国際法上正当化できる。また、内水に は国際海峡制度は適用されない(国連海洋 法条約 35 条 (a))。カナダが自国の内水で あると主張している海域は北西航路の全域 であり、またロシアが内水であると主張し ている海域は北極海航路の利用する上で通 過が必要な海峡であることから、当該海域 が内水であるとの主張の成否は、沿岸国の 規制権限にとって決定的な重要性を持つ。

(1)歷史的水域

カナダは、1973 年にカナダ北極諸島周辺 海域が歴史的水域であるとの立場を初めて 表明している¹⁶。その後、カナダは米沿岸警 備隊の砕氷船が北西航路を通航した事件を 契機として、1985 年にカナダ北極諸島を取 り囲む直線基線を設定したが、この限界を取 まは同時にカナダの歴史的水域の限界を すものであると位置づけられた¹⁷。この歴史 的水域の主張は、19 世紀における英国の探 検活動及びその後のカナダによる権限行使 を根拠とするものであったとされるが¹⁸、最 近ではこれに加えてイヌイットによる歴史 も根拠として主張されている¹⁹。米国及び EC 諸国は 1985 年の直線基線設定後に抗議を行っており、特に EC はカナダの歴史的権原の主張に明示的に異議を唱えている²⁰。

ある海域が歴史的水域であるとの主張が 成立するためには、慣習国際法上、沿岸国 による権限の行使、権限行使の継続性、他 国による黙認または抗議の不存在、の三要 件が必要であると解されてきた²¹。しかし カナダの主張には、いずれの要件との関係 でも問題が指摘されており、カナダの論者 からも含め一般的に否定的な評価を受けて いる²²。具体的には、19 世紀における権限 行使は陸域に対するものであって海洋に対 する歴史的権原を裏付けるものがないこと 23、1973 年以前にカナダ政府は当該海域を 歴史的水域としては扱っておらず権限行使 の継続性を欠くこと²⁴、そして米国・ECに より明示的な抗議があったこと等が指摘さ れている。

他方でロシアについては、北極海航路を 法令上「歴史的に形成された内国輸送路」 と形容するなど、歴史的権原への言及とも とれる表現や航路の非国際性を強調する歴史 現が見られるが²⁵、一部海域に対する歴史 的湾の主張を除けば、明確な形で一定とは なを歴史的水域であると宣言したことはないとさされる²⁶。ロシアの学説の多くが北ているものの、一部の歴史的湾を例外として、 統路を構成する海域が歴史的水域であると 航路を構成する海域が歴史的水域である が式に主張されたことはないというのが一般的な理解のようである²⁷。

(2)直線基線の設定

前述のように、カナダは 1985 年にカナダ 北極諸島の外縁に直線基線を設定し、国際 法に合致しないものとして米国及び EC 諸 国からの抗議を受けた。またロシアは旧ソ 連時代の 1985 年に北極海沿岸海域の一部 について直線基線を設定し、米国からの抗議を受けている²⁸。当時カナダ及びロシアは国連海洋法条約を批准しておらず、またロシアのみが領海条約の当事国であった。したがって、両国の直線基線の有効性を国際法に照らして評価する際は、カナダについては当時の慣習国際法、ロシアについては領海条約が基準となる。

直線基線の設定に関する慣習国際法の内容を示すものとしては、国際司法裁判所の漁業事件判決(1951年)があり、「海岸が著しく曲折している」か「群島が隣接している」場合に直線基線の設定が認められている²⁹。判決は、海岸の全般的な方向間にいる²⁹。判決は、海岸の全般的な方向間に十分な密接な関連を有すること、その地域に特有な経済的利益でその現実性及の地域要性が長期間の慣行によって明白に証明されているものを考慮に入れることがの基準にいるものを考慮に入れることがの基準として挙げている³⁰。この内容はその後、領海条約4条及び国連海洋法条約7条にほぼそのまま取り入れられた³¹。

慣習国際法及び条約上の規則に含まれる 「著しく曲折している」や「全般的な方向 から著しく離れない」といった基準は、基 線を設定する沿岸国に一定の解釈の幅を残 すものとなっており、具体的な適用例が国 際法上の基準に適合しているかの判断は必 ずしも容易ではない32。米国は「一連の島」 について、相互に24海里以上離れないこと や、本土の海岸線の50%以上を覆うもので あること、海岸の全般的な方向から20度以 内であることなど直線基線の設定について 独自に厳格な基準を作成している33。しか し、国家実行上はこうした厳格な基準から 逸脱する基線が多数であり、沿岸国は相当 に緩やかな解釈の下で直線基線を設定して いる34。

カナダの直線基線については、「群島が隣 接している」場合に当たらないことや、海 岸の全般的な方向から逸脱していることを 理由とした批判がある35。これに対して、 カナダの論者は概ね以下の4点を挙げて反 論している³⁶。第1に、カナダ北極諸島は 群島として一体性を有し、かつ海岸の至近 距離にある。第2に、基線の方向は本土か ら大きく逸脱して見えるものの、群島の外 縁がカナダの海岸線の外縁であると考える ことができ、また逸脱して見えるのも極地 では地図の歪みが大きいことに由来するも ので、海岸の全般的な方向から著しく離れ ているとはいえない。第3に、漁業事件で 問題となったノルウェーの海岸線よりも陸 地と海洋との間の面積比は小さく、かつ氷 結した極地であるから、陸地と海洋との間 に十分な密接な関連がある。第4に、同地 域に古くから居住し海域を利用してきたイ ヌイットの利益を考慮すべきである。以上 の議論は、カナダ外の論者からも一定の支 持を受けている³⁷。

ロシアの直線基線については、特にカラ 海峡、ヴィルキツキー海峡、サンニコフ海 峡、ドミトリー・ラプテフ海峡の海峡に引 かれた基線が本土の海岸の全般的な方向と ほぼ垂直であり「全般的な方向から著しく 離れ」ているとの指摘がある38。ロシアの 直線基線について具体的に精査した研究は 僅かであるが、国家実行に照らして国際法 上有効なものと解することができるとの見 解もある一方39、少なくとも海峡を閉鎖し 沖合の島を取り囲んでいる箇所については、 カナダの直線基線に対するのと同様の批判 が当てはまるとの指摘もなされている⁴⁰。 ただし、カナダの場合と異なりロシアの直 線基線には米国が抗議を行ったのみであり、 現在では他国に対して対抗可能であるとの 評価がある⁴¹。

(3)通航権の存続

国連海洋法条約は、直線基線の設定によ ってそれ以前に内水とされていなかった水 域を取り込む場合、当該海域がそれ以前に 通常の領海であれば無害通航権、国際海峡 の一部であれば通過通航権が存続すると定 めている (8条2項、35条(a)但書)。その ため、カナダ及びロシアの直線基線の有効 性を認める見解も、その多くはこれらの規 定により通航権が存続するとしている⁴²。 なお、カナダ及びロシアは直線基線の設定 時には国連海洋法条約の当事国ではなかっ たが、ロシアは5条2項に同様の規定を有 する領海条約の当事国であり、領海条約の 当事国でなかったカナダについても領海条 約の規定内容を慣習国際法として適用でき ると考えられている⁴³。

ただし、これらの見解では、直線基線の 設定後に行使できるのは通過通航権ではな く無害通航権であるとされている。これは、 直線基線の設定により海峡内の内水となっ たことが通過通航権が存続する要件である ため (35条 (a) 但書)、通過通航権の行使 のためには基線の設定時に既に国際海峡で あったことが必要であるとの解釈によるも のと思われる44。後述のように、対象海域 が国際海峡としての要件を充たすためには 「国際航行に使用されている」ことが必要 であり、1985年の時点での使用実績の低さ を考えると、35 条 (a) 但書の適用により 通過通航権が存続するとの主張は比較的困 難となる45。もっとも、これは直線基線の 有効性を前提とした論点であり、基線の有 効性を争っている米国・EU 等の立場から は特に問題とならない。

4. 国際海峡であるとの主張の検討

前述のように、米国は北西航路が国際海峡であるとの立場をとっており、EU も同

様の立場に立つものと推測されている⁴⁶。また、米国は北極海航路に存在する主要な海峡についても同様の立場を主張してきた⁴⁷。この主張は、当該海域は内水ではなく通常の領海または EEZ に過ぎないとの立場を前提として、国際海峡を構成する領海部分については領海における無害通航権に留まらず、国際海峡における通過通航権を行使できるとするものである。これに対して、沿岸国の主張するように航路を構成する海域が歴史的水域であれば同海域は国際海峡ではありえない⁴⁸。また、直線基線の設定により新たに内水となったとすれば、前述のように 35 条(a)但書の適用が問題になるにとどまる。

一般に、国連海洋法条約第3部の適用対象である「国際海峡」に該当するためには地理的基準及び機能的基準の二つを充たすことが必要であると理解されている⁴9。地理的基準とは「公海又はEEZの一部分との間にある」(37条) ことであり、機能的基準とは「国際航行に使用されている」(同条)ことである。これに対して米国は地理的基準のみが決定に対して米国は地理的基準のみが決定に対して米国は地理的基準のみが決定に対して米国は地理的基準のみが決定に対して米国は地理的基準のみが決定に対して米国は地理的基準のみが決定に対して米国は地理的基準のみが決定に対して、集た海峡の問題を扱った国際司法裁判所のコルフ海峡事件判決でも機能的要件が求められていること等から、米国の立場は学説上ほとんど支持されていない⁵¹。

また、機能的基準の内容として「使用されている」(are used for)が使用実績を意味するのか、使用可能性で足りるのかという観点からの議論もある。地理的基準が決定的であるとする米国は、使用の可能性があれば十分であるとする⁵²。しかし、他の正文(例えば仏語の servant)を含め、文言上は少なくとも現時点での使用が問題とされていることが指摘されている⁵³。もっとも、

どの程度の利用があれば使用が認定できる のかという点については、見解の一致はな い。古い学説には、船舶通航量、その総ト ン数、貨物の総価額、平均的船舶サイズ、 及び特に利用国の数などの総合判断を主張 するものがあるが54、必ずしも先例や国家 実行に裏付けられた基準とはいえない。コ ルフ海峡事件判決では、コルフ海峡が不可 欠な航路ではなく代替的な経路に過ぎない ことは決定的ではないとされた一方で、国 際交通のために有用な (useful) 経路である との認定されたこと55や、条約の起草過程 で航路の使用が「通常の」、「慣習的な」ま たは「伝統的な」ものであることを要求す る条文案が退けられていること⁵⁶からは、 求められる使用の水準は必ずしも高くない ことが示唆される⁵⁷。

以上の基準を北西航路全体及び北極海航 路に存在する海峡について適用した場合、 第1の地理的基準に当てはまることについ ては、異論は見られない。北西海峡につい ては、地理的に見て単一の海峡ではなく、 一連の海峡が連続して一つの航路を構成し ているという特徴はあるものの、この点に ついて議論はほとんどなく、「公海又はEEZ の一部分と公海又は EEZ の他の部分との 間にある」こと自体を否定することは難し いものと思われる。これに対して、議論が 集中しているのは第2の機能的基準を充た しているか否かであり、特にカナダ及びロ シアは、北西航路及び北極海航路がそれぞ れ従来の使用実績には乏しいとして、国際 海峡には該当しないとの立場を採っている 58。しかし、従来は使用されていなかった 海峡が状況の変化により国際航行に使用さ れるようになれば、その時点で機能的基準 を充たし、国際海峡に該当するとの解釈は 可能である59。特に北西航路及び北極海航 路は、氷結により物理的に使用不可能であ

った海域が使用可能になりつつあるという初めての事態であり、この点も特に考慮がきであるという議論もある⁶⁰。前述の的基準として求められる具体的、機能的基準として求められる具体が、国際の使用が拡大するにつれて、国際海るとは難しないとの主張はより困難となるであるとする米国の論者からも、カナダの表はでも説得力を欠くとする議論が既に登場にでも説得力を欠くとする議論が既に登場にでも説得力を欠くとする議論が既に登場にいる⁶¹。この主張は近年の使用実績についてはいっそり顕著である北極海航路についてはいっそり当てはまるものと思われる。

北西航路及び北極海航路に存在する海峡 に通常の国際海峡制度が適用されるとした 場合、沿岸国の権限は極めて限定されたも のになる。国際海峡の沿岸国は、航行安全・ 海上交通の規制、油等による汚染の規制、 漁獲の防止、通関・財政・出入国管理また は衛生上の法令違反の積込み・積卸しの 4 つの事項について法令制定権を有するにと どまる(42条1項)。前二者については、 国際的な規則への適合が明示的に要求され ている。また、法令は無差別で、適用にあ たり通過通航権を否定し、妨害し又は害す る実際上の効果を有するものであってはな らないとされる(同2項)。これらに照らせ ば、カナダ及びロシアの国内法令における 国際基準を逸脱する船舶構造基準、通航許 可制、船舶通報制度、水先案内制度などは いずれも許容されないということになるで あろう⁶²。

もっとも、航路が国際海峡に該当するとしても、氷結水域である国際海峡において沿岸国が行使できる権限の内容は、以下で検討するように、氷結水域における沿岸国の権限に関する234条と、国際海峡制度に関する第3部との適用関係をどのように解

釈するかによっても左右される。234 条は 国際海峡にも適用されるとの解釈によれば、 通常の国際海峡の場合に比べてより強い規 制を及ぼすことが正当化されうるため、国 際海峡に該当するか否かによって生じる差 異は相対的に小さくなる。ただし、米国が 最も関心を寄せている事項の一つであると 考えられる安全保障の問題との関係では、 軍艦・政府船舶は海洋環境保護に関する条 約規定から免除され(236条)、234条はい ずれにしても適用されない。

5. 234 条の適用可能性とその下での権 限の内容

国連海洋法条約 234 条は、氷結水域の特殊性に鑑みて特別な権限の行使を沿岸国に認めているが、その適用範囲及び権限の内容については解釈が対立している。本条は第三次海洋法会議において米国とソ連・カナダの間の妥協として起草されたが⁶³、それゆえに文言自体に曖昧さが残っている。氷結水域の沿岸国自体が少数であるために国家実行の蓄積が期待できず、しかも沿岸国にとって有利な実行が積み重ねられがちであるという事情も加わって、解釈をめぐる対立は平行線を辿っている状況にある⁶⁴。

前述のように、沿岸国の規制権限を考える上での重要な論点は、234条が国際海峡についても適用されるか否かである。特に商船の通航については、234条が国際海峡についても適用され、かつ234条の下で沿岸国がとりうる措置が十分に厳しいものである限り、北西航路及び北極海航路内の海峡が国際海峡であるとしても、カナダ・ロシアが採用している国内法上の措置は正当化可能となる。

(1)地理的適用範囲

234条が適用されるのは、「自国の排他的

経済水域の範囲内(within the limits of the exclusive economic zone)」の氷に覆われた水域であって、「特に厳しい気象条件及び年間の大部分の期間当該水域を覆う氷の存在が航行に障害又は特別の危険をもたらし、かつ、海洋環境の汚染が生態学的均衡に著しい害又は回復不可能な障害をもたらすおそれのある水域」である。国際海峡は領海内に存在するため、一見すると 234 条が国際海峡に適用されることはありえないようにも思われるが、本条にいう「EEZ の範囲内」とは文字通り EEZ を意味するのか、それとも EEZ の外縁よりも内側であって領海をも含むのか、という点が解釈上争われている65。

後者の立場をとる論者は、EEZ に限ると すれば EEZ 内で領海よりも強い権限を認め ることになることや66、起草過程で交渉の中 心であった米国及びカナダの関係者が領海 も含むとする解釈をとっていることを理由 として挙げている⁶⁷。この場合には、必然的 に 234 条が国際海峡に適用される論理的な 可能性が生じる。もっとも、EEZは55条で 明確に定義されている以上、その「範囲内」 に領海も含めることは文言の解釈として困 難であると言わざるをえないように思われ る68。また、領海よりも強い権限を認めるこ とになり不合理であるという理由付けは、 234 条の下での権限の範囲について争いが ある中では論点の先取りであり、必ずしも 決定的な理由とまでは言えない⁶⁹。また、起 草過程において本条は当初 EEZ における環 境保護に関する 211 条 6 項と同一の条文に おかれていたことも、EEZ に限定する解釈 を支持するものとして挙げられている⁷⁰。こ うした解釈をとれば、234条が国際海峡に適 用されることはそもそもありえない。

234 条をめぐる解釈上の論点としては、この他にも「氷の存在が航行に障害または

特別の危険をもたらし、かつ…」との要件について、当該要件にかかる英文の where の意味との関連で、氷結水域という地理的な範囲にかかる加重要件であるのか、あるいは氷結水域の中でも特にそのような条件が現に存在している場合という時間的範囲を意味するのかという問題が指摘されている 71 。その他、「特に厳しい気象条件」「年間の大部分」「特別の危険」「著しい害」など、具体的な適用に際してその内容が問題となる文言もあるが、解釈上の手がかりに乏しく、問題が指摘されるにとどまっている 72 。

以上の点について沿岸国としてはより有 利な解釈を採用し、逆に制限的な解釈を採 用する他国との間で議論は平行線を辿るこ とが予想される。もっとも、より客観的に 判定可能な要件として、海氷の減少ととも にそもそも「氷に覆われた水域」が今後縮 小することは予想される。海洋環境の脆弱 性を理由とする制度である以上、氷が融解 しても制度は維持されるとの見解もあるが ⁷³、海洋環境の脆弱性を理由とする制度と しては 211 条 6 項が存在し、234 条はこれ とも異なる制度として形成されてきたこと に鑑みれば、明文の要件に反してまでこの ような解釈をとることは困難であると思わ れる。この点、現行のカナダ及びロシアの 国内法は、一般的に EEZ を限度として適用 され、氷結海域の縮減に対応する仕組みは ない。国内法が適用されている全域で 234 条に基づく正当化が可能であるかは、海氷 の現状に照らして具体的に検討する必要が ある74。

(2)国際海峡制度と234条との関係

234 条が領海にも適用されるとの解釈をとる場合には、234 条と国際海峡に関する条約第3部との間の適用関係がさらに問題

となる。234 条が第 3 部の規定に優先する とすれば、北西航路全体及び北極海航路の 一部を構成する海峡が国際海峡であるとし ても、カナダ及びロシアはなお 234 条に基 づいて国内法令上の措置を正当化できる可 能性がある。

この点については、233 条の文言を手掛 かりとした議論がある。233条 (第12部7 節)は「第5節からこの節までのいずれの 規定」も国際海峡制度に影響を及ぼさない と規定しており、国際海峡への海洋環境保 護に関する規定の適用を一般的に排除して いるものの、234条の位置する第8節は排 除していない。このことを根拠として、国 際海峡でも234条に基づく権限行使は可能 であるとの見解が一定の支持を集めている ⁷⁵。しかし、234条は文字通り EEZ にのみ 適用されると解すれば、国際海峡は原則と して領海によって構成される以上、233条 で除外するまでもなく234条が国際海峡に 適用されることはない。233条が234条の 位置する第8節をあえて排除していないの はこの趣旨であり、逆に234条の適用範囲 が EEZ に限られることはこの点からも裏 付けられるとの反論も可能である⁷⁶。

このように、234 条の地理的範囲に関する論点は、233 条を通じて 234 条と国際海峡制度との適用関係とも連動する。234 条は領海にも適用されるという沿岸国に有利な解釈からは、国際海峡についても 234 条が適用可能であるとの結論が得られる。もっとも、その場合でも 234 条の下での沿岸国の権限の内容の解釈によって、正当化しうる国内法上の措置は異なる。以下で検討するように、234 条は航行への「妥当なを適」を求めており、国際海峡に 234 条を適用できるとしても、沿岸国がとりうる措置の範囲は EEZ の場合に比べてより制限的に解すべきであるとの見解もある⁷⁷。

(3)234条の下での沿岸国の権限の内容

234 条の下で沿岸国が具体的にどのよう な権限を行使しうるのかについては、解釈 上問題となる点が多い。234 条は沿岸国の 権限の内容について、単に「船舶からの海 洋汚染の防止、軽減及び規制のための無差 別の法令を制定し及び執行する権利」と規 定しており、また法令が「航行並びに入手 可能な最良の科学的証拠に基づく海洋環境 の保護及び保全に妥当な考慮を払しうこと を求めているに留まる。しかし、その趣旨 が次の2点にあることについては概ね見解 の一致がある 78 。第1に、無差別であるこ とを要件に、一方的かつ独自の内容の国内 法令の制定・執行を沿岸国に対して認める ものであるという点、第2に、法令の内容 は航行と環境の保全・保護との間の均衡を 充たすことが必要であるという点である。

ア 一方的かつ独自の国内法令の制定・執行

通常の EEZ で適用される海洋環境保護 に関する規定である211条5項及び6項は、 「一般的に受け入れられている国際的な規 則及び基準」への準拠等を定めているが、 234 条には同様の国際的な規則・基準への 言及がない。このことや、234 条がカナダ の北極海域汚染防止法を契機として交渉・ 起草されたことに鑑みて、少なくとも EEZ への適用については、その趣旨は IMO をは じめとする権限ある国際機関の関与なく、 国際基準・規則とは異なる国内法令の制 定・執行を許容することにあると解されて いる79。また、国際規則・基準からの逸脱 として、通常は領海においても許容されな い外国船舶の設計、構造、乗組員の配乗又 は設備に関する規制 (CDEM 規制) を、沿 岸国が独自に採用することも可能であると する見解が、学説上は極めて有力である80。 その理由として、234条の文言上限定がな

いことや、カナダの北極海域汚染防止法が 排出規制と CDEM 規制を行っており 234条 の起草時に念頭に置かれていたことなどが 挙げられている。この立場からは、カナダ 及びロシアの国内法による船舶の耐氷性能 基準の設定や設備の要求等は 234条の下で 正当化できるものと考えられる⁸¹。

なお、国際規則・基準からの逸脱という 点は、NORDREG 制定後に国際海事機関 (IMO) の枠組みの中でも議論となった。 2010年の第88回 IMO 海上安全委員会で米 国及び国際タンカー船主協会 (INTERTANKO) は、カナダによる規制を 船舶通報制度(SRS)または船舶通航業務 (VTS) の一種と位置付け、一方的な設定 は「IMO の通常の慣行及び SOLAS 条約の 文言及び趣旨」に合致せず、IMO で先に検 討を要すると主張した⁸²。これに対してカ ナダは、関連する IMO の規則が存在する場 合であっても、234 条の下での法令制定権 は IMO の事前の承認を得ることなく行使 できると反論している⁸³。SOLAS 条約上の SRS 及び VTS に関する規定は、締約国の国 際法上の権利義務を害するものではないと 明示していることから(同条約 V/11.9 及び V/12.5)、234 条は SOLAS 条約上の権利・ 義務に優越するというカナダの主張は正当 なものと評価できる 84 。問題の本質は結局、 NORDREG が 234 条の下で正当化されるか 否かであったが、この問題は委員会及び IMO の検討範囲を超えるとの意見も出て、 それ以上は議論されなかった。またフォー ラムの特性もあり、国際海峡との関係は特 に議論されなかった。

イ 航行と環境の保全・保護との間の均衡

234 条が航行と環境の保全・保護との間の均衡を求めていることの具体的意味についても解釈は分かれている⁸⁵。 通航への妥

当な考慮が求められている以上、何らかの 航行が存在することは前提であるとして、 一律の通航禁止は許されないことについて は見解の一致がある⁸⁶。また、このように 解する以上、船舶の通航を事実上困難とす るような高水準の CDEM 規制等も許され ない87。これに対して、特定種別の船舶の 排除や通航許可制の実施のように、部分的 に通航自体を規制するものについては、必 ずしも一致した見解はない。学説上は CDEM 規制が許される以上、特定種別の船 舶や個別事案における通航の規制の実施も 可能であるとする見解もあり88、この見解 によれば CDEM 規制との適合性を判断す るための通航許可制を正当化する余地もあ りうるものと思われる。しかし、NORDREG の通航許可制は234条上の「妥当な考慮」 を払う義務に適合しないと米国が主張する など89、部分的であれ通航自体を規制する ことについては、通航権の侵害であり認め られないとの見解が非沿岸国の間には根強 いものと思われる。

通航許可制が可能であるとする議論とし ては、234 条が氷結水域の海洋環境の脆弱 性を理由として設けられた規定であること、 妥当な考慮の対象が「通航の権利」ではな く「通航」であること、さらには国連海洋 法条約以降の環境法の発展等に鑑みれば、 航行と環境保全・保護との衡量の結果とし て、船舶の通航自体を拒否することも正当 化されるというものがある 90 。しかし、本 条の沿革に鑑みれば、234 条を環境保護の 観点のみから目的論的に解釈するのは適当 ではなく、「妥当な考慮」の意味は海洋環境 保護と当該海域における非沿岸国の通航の 権利との調整を意味するものと解すべきで ある⁹¹。234 条の適用が EEZ に限られてい るとの解釈を前提とすれば、領海で認めら れる以上の措置を EEZ 内でとれないこと

が航行への「妥当な考慮」の一応の基準となるが⁹²、この前提自体に争いがあり決定的とはいえない。結局、国家実行及び議論の蓄積を待つほかないが、沿岸国には 234条よりも強力な措置を正当化する内水であるとの主張、非沿岸国には同様に通過航権が 234条に優先するとの主張がありうるため、本条の解釈をめぐる議論の深化は必ずしも期待できない。

なお、234 条は沿岸国の法令が無差別で あること、及び沿岸国の措置が最良の科学 的証拠に基づくことも求めており、沿岸国 の権限はこの観点からも一定の制約を受け る。特に「最良の科学的証拠」との関係で は、シンガポールが NORDREG の下での船 舶通報制度 (SRS)·船舶通航業務 (VTS) と234条の目的との関連性の問題を提起し ており、米国も口上書の中で同様に NORDREG の科学的根拠を質している⁹³。 234 条は氷結水域の特殊性に基づいて認め られた例外である以上、海洋環境の保護・ 保全という目的と沿岸国の採用する措置と の間には、一定の結びつきが立証されなけ ればならないと考えられる⁹⁴。「妥当な考慮」 によって表現されている航行と環境の保 全・保護との間の均衡の具体化が容易では ない以上、このような「最良の科学的証拠」 あるいは234条が同様に求めている無差別 性の要件は対立の調整のための議論により 馴染みやすい点として今後焦点となること も考えられる⁹⁵。

6. おわりに

北極航路の通航に関するカナダ及びロシアの国内法令を国際法に照らして評価する上では様々な解釈上の論点が存在するが、国際海峡としての通過通航権を主張する国々と、歴史的内水または直線基線の設定によって自国法令上の措置を正当化しよう

とする沿岸国との間の隔たりは大きい。また、国際海峡としての地位を前提としても、沿岸国に予備的な正当化根拠を提供する国連海洋法条約234条は幅広い解釈を許容するものであり、通航許可制、船舶通報制度、水先案内等といった個々の措置について、いずれの立場からも一定程度の説得力をもった法律論が可能である。法律論によって航路の利用をめぐる問題が解消に至る可能性は高いとはいえない。

北極海航路の利用をめぐる実務的な問題については、現在 IMO で検討中の極域コード (Polar Code)をめぐる展開の中で一定程度は縮減されることが期待される。勿論、234条が沿岸国による一方的な規制措置を許容している以上、拘束力ある国際規則・基準が設定されても沿岸国の権限が法制的に制約されるわけではない。しかし、IMOでの検討を経て規則・基準が採用された事項については、234条が要件とする「最良の科学的証拠」との関係など沿岸国の独自規制の妥当性を議論することが現状よりも容易となることが予想されるため、今後の展開が注目される。

ただし、国際海峡としての地位をめぐる 見解の対立は、航路の利用をめぐる実務的 な関心のみを反映したものではない。例え ば、北西航路の国際海峡としての地位に関 する米国の主張は、当該航路に対する米国 の利害に限らず、海洋全般における航行の 自由を最大限確保するという米国の安全保 障政策に直結している⁹⁶。こうした側面は、 カナダの論者には北西航路の問題で米国と 妥協に至る糸口として映っている一方で⁹⁷、 他の海洋国にとっても航路の実際の利用を 離れた意味付けを与えるものとなっている。

この点では、特に北西航路の法的地位を めぐる議論が日本の海域との関係で一定の 含意を持つことも考えられる。例えば、米 国は豊後水道を閉鎖する日本の直線基線の 設定について、「豊後水道は、北西にある(本 州と九州の間を隔てる) もう一つの国際海 峡である関門海峡と並んで、国際航行に使 用されている海峡である。従って、当該海 域及び二つの国際海峡の間にある海域は国 際航行に使用されている海峡に関する国連 海洋法条約第3部によって規律されるべき である」との立場を明らかにしたことがあ る98。この問題が日米関係の中で実務上の 問題として浮上することは考えにくいが、 沿岸国が直線基線によって閉鎖しており、 かつ歴史的水域でもあるとしている内水に ついて、通過通航権が主張されている構図 にはカナダの北西航路と共通のものがある。 日本は北極航路の問題について、主に航路 の潜在的な利用国としての立場で関わって いくことになるが、より一般的な国際法上 の文脈への含意も見据えた上で、今後の展 開への対応を考えていくべきであると思わ れる。

Arctic Council, Arctic Marine Shipping
Assessment 2009 Report, available at
http://www.pame.is/amsa/amsa-2009-report
> (last accessed 24 Feb. 2014).

² The Ilulissat Declaration, 28 May 2008, *International Legal Materials*, Vol.48 (2009), pp.48-49.

J. Ashley Roach and Robert W. Smith, Excessive Maritime Claims (3rd ed., Martinus Nijhoff, 2012), pp.312-328.

4 カナダは NORDREG に関する IMO の議論の中で 234 条を援用している。IMO Doc. MSC88/26, para. 11.34. また、ソ連時代からロシアの国内法は 234 条の規定を部分的に取り入れていた。Erik Jaap Molenaar, Coastal State Jurisdiction over Vessel-Source Pollution (Kluwer, 1998), pp.424-425. なお、米国は国連海洋法条約の当事国ではない

が、234条は慣習国際法上の規則であると の立場をとっているとされる。Ted. L. McDorman, Salt Water Neighbors: International Ocean Law Relations between the United States and Canada (Oxford University Press, 2009), p.233.

⁵ Arctic Waters Pollution Prevention Act, S.C. 1970, c.47. 現行法は R. S. C., 1985, c.A-12 (AWPPA), available at http://laws-lois.justice.gc.ca/PDF/A-12.pdf (last accessed 24 Feb. 2014).

- Myron H. Nordquist et. al. (eds.), United Nations Convention on the Law of the Sea 1982: A Commentary (Martinus Nijhoff, 1991), IV, p.398 [hereinafter Virginia Commentary]; Donald M. McRae, "The Negotiation of Article 234", Franklyn Griffiths (ed.), Politics of the Northwest Passage (McGill-Queen's University Press, 1987), pp.98-114.
- An Act to amend the Arctic Waters Pollution Prevention Act, Statutes of Canada 2009, c.11.
- Arctic Waters Pollution Prevention Regulations, C.R.C., c. 353, available at http://laws-lois.justice.gc.ca/PDF/C.R.C., c. 353.pdf> (last accessed 24 Feb. 2014).
- ⁹ R. Douglas Brubaker, "The Arctic Navigational Issues under International Law of the Sea", *The Yearbook of Polar Law*, Vol.2 (2010), p.57.
- Northern Canada Vessel Traffic Services Zone Regulations, SOR/2010-127, available at http://laws-lois.justice.gc.ca/PDF/SOR-2010-127.pdf> (last accessed 24 Feb. 2014).
- Canada Shipping Act, 2001, S.C. 2001, c. 26, available at http://laws-lois.justice.gc.ca/PDF/C-10.15.p df> (last accessed 24 Feb. 2014).
- The Federal Law of July 28, 2012, N 132-FZ, Federal Law of Shipping on the Water Area of the Northern Sea Route, available at http://www.nsra.ru/en/zakon_o_smp/ (last accessed 24 Feb. 2014).
- Erik Franckx, "The Legal Regime of Navigation in the Russian Artic", *Journal of Transnational Law and Policy*, Vol.18 (2009), pp.331-333.
- ¹⁴ 堀井進吾「北極海における航路問題―北西 航路、北極海航路」『北極海季報』第 16

- 号(2013年)、23頁。
- Rules of Navigation in the Water Area of the Northern Sea Route, available at http://www.nsra.ru/en/pravila_plavaniya/ (last accessed 24 Feb. 2014).
- Donat Pharand, "Arctic Waters and the Northwest Passage: A Final Revisit", Ocean Development and International Law, Vol.38 (2007), p.11.
- Territorial Sea Geographic Coordinates (Area 7) Order, SOR/85-872, available at http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-85-872/ (last accessed 24 Feb 2013); Statement in the House of Commons by Secretary of State for External Affairs, Joe Clark, House of Commons, *Debates*, 6462–6464, 10 Sept. 1985, reproduced in *Canadian Yearbook of International Law*, Vol.24 (1986), pp.416-420.
- Donat Pharand, Canada's Arctic Waters in International Law (Cambridge University Press, 1988), pp.113-121.
- Michael Byers and Suzanne Lalonde, "Who Controls the Northwest Passage?", Vanderbilt Journal of International Law, Vol.42 (2009), pp.1155-1156.
- British High Commission Note no. 90/86 of July 9, 1986, quoted in Roach and Smith, supra note 3, p.112
- ²¹ 山本草二『海洋法』(三省堂、1992 年)、 45 頁。Secretariat of the United Nations, Juridical Regime of Historic Waters, including Historic Bays (U.N. Doc, A/CN.4/143), Yearbook of the International Law Commission, 1962, II, pp.13-20.
- Donald R. Rothwell, "The Canadian-U.S. Northwest Passage Dispute: A Reassessment", Cornell International Law Journal, Vol.26 (1993), p.342; Pharand, supra note 18, pp.121-125; Alexander Proelss and Till Müller, "The Legal Regime of the Arctic Ocean", Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht, Vol.68 (2008), pp.657-658.
- Pharand, *supra* note 16, pp.9-10.
- ²⁴ *Ibid.*, pp.10-11. 当該海域について無害通 航権を認めていたこと、領海 12 海里への 拡張の際に初めて北西航路入口の海峡が カナダの主権下となったとの見解が示さ

- れていたこと、内水であれば 1970 年北極 海域汚染防止法のような限定的な管轄権 行使のための立法は不要であったこと、等 が指摘されている。
- 25 内水、領海及び接続水域に関する連邦法 14条。1960年代の米ソ間のやりとりの中 にも、海峡が「歴史的にソ連に帰属」する との表現が見られる。Roach and Smith, supra note 3, pp.312-318.
- Leonid Tymchenko, "The Northern Sea Route: Russian Management and Jurisdiction over Navigation in Arctic Seas", Alex G. Oude Elferink and Donald R. Rothwell (eds.), The Law of the Sea and Polar Maritime Delimitation and Jurisdiction (Martinus Nijhoff, 2001), pp.277-284.
- 27 Donald R. Rothwell, *The Polar Regions and the Development of International Law* (Cambridge University Press, 1996), p.209. 1960 年代には、カラ海等において、米沿岸警備隊所属の砕氷船の通航に関する問題が米ソ間で生じているが、その際のロシア側の抗議の根拠は歴史的水域としての地位ではなく、軍艦による無害でない通航に該当することであったとされる。Pharand, *supra* note18, pp.107-110.
- Decree 4450 of 15 January 1985; Roach and Smith, *supra* note 3, pp.81, 97.
- ²⁹ Fisheries Case (United Kingdom v. Norway), ICJ Reports, 1951, pp.128-129.
 - ⁰ *Ibid.*, p.133.
 - James Crawford, Brownlie's Principles of Public International Law (8th ed., Oxford University Press, 2012), p.259. ただし、カナ ダの直線基線との関係では、判決にいう 「群島が隣接している場合」が条約では 「至近距離に一連の島がある場合」と異な る表現が用いられている点は問題となる。 後者については、本土の海岸線に平行に一 連の島が存在する場合のみを指すとする 解釈もあり、この解釈を前提とすれば「群 島が隣接している場合」が基準である方が カナダに有利であるとの指摘がある。 Pharand, supra note16, pp.14-15. もっとも、 条約上の「至近距離に一連の島がある場合」 の方が判決よりも広いとする記述もある。 United Nations, Office for Ocean Affairs and

- the Law of the Sea, The Law of the Sea: Baselines, an examination of the relevant provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea (United Nations, 1989), p.21.
- Donald R. Rothwell and Tim Stephens, *The International Law of the Sea* (Hart, 2010), p.44.
- United States Department of State, *Limits in the Seas*, No.106, Developing Standard Guidelines for Evaluating Straight Baselines (1987).
- R. R. Churchill and A. V. Lowe, *The Law of the Sea* (3rd ed., Manchester University Press, 1999), pp.53-57; Rothwell and Stephens, *supra* note 32, pp.50-51; Yoshifumi Tanaka, *The International Law of the Sea* (Cambridge University Press, 2012), pp.49-50; Sam Bateman and Clive Schofield, "State Practice Regarding Straight Baselines in East Asia Legal, Technical and Political Issues in a Changing Environment", available at http://www.gmat.unsw.edu.au/ablos/ABLOS-08Folder/Session7-Paper1-Bateman.pdf (last accessed 24 Feb. 2014).
- British High Commission Note, *supra* note 20.
- Pharand, supra note 18, pp.157-167; Pharand, supra note16, pp.15-23; Byers and Lalonde, supra note 19, pp.1163-1169.
- Rothwell, *supra* note 22, p.359; Tullio Scovazzi, "The Baseline of the Territorial Sea: the Practice of Arctic States", Elferink and Rothwell, *supra* note 26, pp.80-81; Proelss and Müller, *supra* note 22, pp.657-658; Louise de La Fayette, "Oceans Governance in the Arctic", *International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol.23 (2008), p.545.
- 38 Scovazzi, *supra* note 37, pp.82-83. ただし、地図の縮尺にもよるとの注記がある。この点、近傍の海岸線を詳細に検討するアプローチをとるものとして、R. Douglas Brubaker, "The Legal Status of Russian Baselines in the Arctic", *Ocean Development and International Law*, Vol.30 (1999), pp.207-213.
- 39 *Ibid.* ただし、現在の国家実行を重視した 評価であり、そこで基準としている国家実

- 行自体に条約及び慣習国際法上の規則から逸脱するものが含まれているとの批判 はありうる。
- William V. Dunlap, "Transit Passage in the Russian Arctic Straits", *Maritime Briefing*, Vol.1(7) (1996), p.41; Roach and Smith, *supra* note 3, p.495.
- ⁴¹ Brubaker, *supra* note 38, p.218. この見解に 理解を示すものとして、James Kraska, *Maritime Power and the Law of the Sea* (Oxford University Press, 2013), p.399.
- Arctic", Ocean Development and International Law, Vol.32 (2001), p.218; Rothwell, supra note 22, pp.359-360; Proelss and Müller, supra note 22, pp.660-661.
- Jonas Attenhofer, "Navigation Along Precedence: How Arctic Sovereignty Melts with the Ice", *German Yearbook of International Law*, Vol.54 (2011), p.140. 特に議論なく国連海洋法条約及び領海条約の規定を指摘して通航権の存続を説く議論もこの立場に立つものと思われる。Rothwell, *supra* note 22, p.359. なお、さらに 311 条 2 項からの議論として、Proelss and Müller, *supra* note 22, p.660.
- ⁴⁴ Michael Byers, *International Law and the Arctic* (Cambridge University Press, 2013), p.134; Rothwell *supra note* 22, p. 360. ただし、Proelss and Müller, *supra note* 22, p.660 は現在を基準として否定的である。
- 45 Byers によれば、この場合の北西航路の通航実績はカナダに許可を得ることなく通航した 1969 年の米国の耐氷タンカー及び 1985 年の米沿岸警備隊船舶の二隻である。 Byers, supra note 44, p.150.もっとも、直線基線の有効性を争う場合と異なり、海峡の使用実績としての評価には許可の有無を問わないはずである。北西航路の使用実績については、Pharand, supra note 16, pp.31-33 参照。さらに、相当数の潜水艦の航行の可能性が指摘されている。これらを使用実績から排除する理由はないが、実態は不明である。
- ⁴⁶ National Security Presidential Directive (NSPD) 66, *Arctic Region Policy*, para.III.B.5. EU の立場は米国ほど明確ではないが、北

極に関する政策文書で「通過通航権」に言及しており、北極海に国際海峡が存在することを前提としていると考えられる。 Council of the European Union, *Council Conclusions on Arctic Issues*, 2985th Foreign Affairs Council Meeting, Brussels, 8 December 2009, p.4 (para.16).

- ⁴⁷ Roach and Smith, *supra* note 3, pp.312-318; NSPD-66, *supra* note 46, para.III.B.5.
- ⁴⁸ 国連海洋法条約 35 条(a)は、国際海峡について定める第三部の規定が「海峡内の内水である水域」に「影響を及ぼさない」と規定している。Erik J. Molenaar, "Status and Reform of Arctic Shipping Law", E. Tedsen *et al.* (eds.), *Arctic Marine Governance* (Springer, 2014), pp.135-136.
- Hugo Caminos, "The Legal Regime of Straits in the 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea", *Recueil des Cours*, Vol. 205 (1987), pp.124-125; Churchill and Lowe, *supra* note 34, p.102. Yturriaga は「地理的要素」「法的要素」「機能的要素」の 3 要素に分けているが、ここでも「国際航行に使用されている」ことが機能的要素として必要とされている。José A. de Yturriaga, *Straits Used for International Navigation* (Martinus Nijhoff, 1991), pp.4-12. 同様の説明として、Ana G. López Martin, *International Straits: Concept, Classification and Rules of Passage* (Springer, 2010), pp.41-63.
- United States: President's Transmittal of the United Nations Convention on the Law of the Sea and the Agreement Relating to the Implementation of Part XI to the U.S. Senate with Commentary, International Legal Materials, Vol.34 (1995), p.1408 [hereinafter US Commentary]; James Kraska, "The Law of the Sea Convention and the Northwest Passage", International Journal of Marine and Coastal Law, Vol.22(2), p.275.
- Rothwell and Stephens, supra note 32, p.237; Proelss and Müller, supra note 22, pp.660-661; Laura Boone, "International Regulation of Polar Shipping", Erik J. Molenaar et al. (eds.), The Law of the Sea and the Polar Regions: Interactions between Global and Regional Regimes (Martinus Nijhoff, 2013), p.209.
- ⁵² US Commentary, supra note 50, p.1408;

- Richard J. Grunawalt, "United States Policy on International Straits", *Ocean Development and International Law*, Vol.18 (1987), p.456.
- S.N. Nandan and D. H. Anderson, "Straits Used for International Navigation: A Commentary on Part III of the United Nations Convention on the Law of the Sea 1982", *British Yearbook of International Law*, Vol.60 (1989), p.168.
- Eric Brüel, International Straits: A Treatise in International Law (Sweet and Maxwell,1947), I, pp.42-43.
- 55 Corfu Channel Case (United Kingdom v. Albania), ICJ Reports, 1949, p.28.
- Nandan and Anderson, *supra* note 53, p.168.
- 57 通常の使用でなくともよく、また何らかの 所定の水準に達する必要もないとするも のとして、*Ibid.*, pp.168-169. また、現実に 一定の使用が必要とするものとして、 Caminos, *supra* note 49, pp.128-129. Byers は前述の 2 隻の通航についても判断を留 保している。Byers, *supra* note 44, p.150.
- Brubaker, *supra* note 38, p.267; Suzanne Lalonde, "Increased Traffic through Canadian Arctic Waters: Canada's State of Readiness", *Revue Juridique Themis*, Vol.38 (2008), pp.87-89.
- 59 López Martin, *supra* note 49, pp.59-60. ただし、前述のように、直線基線の設定が有効であるとの立場からは、直線基線の設定時が「決定的期日」であるとの主張もありうる。
- 60 Attenhofer, *supra* note 43, pp.150-151. 氷結 水域における機能的要件の緩和の可能性 を指摘するものとして、Rothwell, *supra* note 22, p.357.
- Roach and Smith, *supra* note 3, pp.478-479.
- 62 なお、IMO の関与の下での国際海峡における船舶通報制度・水先案内制度の採用について、石井由梨佳「通過通航制度と海峡沿岸国の航行規制」『国際法研究』第1号(2013年)、159-166頁。
- Virginia Commentary, supra note 6, IV, p.393.
- 64 国際法協会は「海洋汚染に対する沿岸国管轄権」に関する委員会の最終報告書(2000年)の中で、234条についても検討を行っているが、(1)EEZ 以遠には適用されない、

(2)航行の権利・自由は完全に排除されないが、234条の下で取られる沿岸国措置によって実質的に制限されうる、という一般的な結論にとどまり、解釈上の論点について言及するのみで全く結論を出していない。 International Law Association, Committee on Coastal State Jurisdiction Relating to Marine Pollution, Final Report (2000), pp.26-31, 57-58, available at http://www.ila-hq.org/en/committees/index.cfm/cid/12 (last accessed 24 Feb 2014).

- 55 この論点の重要性は、適用される地理的な範囲の広狭にとどまらない。両説がともに用いる「EEZ で領海よりも強い権限を認めることは不合理である」という論理は、適用範囲を EEZ とする見解の下では 234条の下での権限内容を領海における一般的な沿岸国の権限を上限として限定するのに対して、EEZ のみならず領海にももるのに対して、EEZ のみならず領海にもうな制約が生じないため、より強力な権限が含まれているとの議論が可能になり、沿岸国に有利であるためである。
- ⁶⁶ Pharand, *supra* note 16, p.47.
- ⁶⁷ *Ibid.*, p.47. 特に米国の Oxman がこの見解をとっていることが注目される。"Legal Regimes of the Arctic", *American Society of International Law Proceedings*, Vol.82 (1998), pp.333-334 [hereinafter ASIL Proceedings].
- 68 Ibid., p.328; Aldo Chircop, "The Growth of International Shipping in the Arctic: Is a Regulatory Review Timely?", International Journal of Marine and Coastal Law, Vol.24 (2009), p.371; Kristin Bartenstein, "The 'Arctic Exception' in the Law of the Sea Convention: A Contribution to Safer Navigation in the Northwest Passage?", Ocean Development and International Law, Vol.42 (2011), p.29. 池島大策「北極海のガバナンス:多国間制度の現状と課題」『北極のガバナンスと日本の外交戦略』(日本国際問題研究所、2013 年)、70頁。
- 69 MacRae らはEEZに限られるとの解釈をとった上で、領海の場合よりも強い権限を EEZ で規定したとは考えにくいとして、 これをむしろ権限の内容を制限する論理

- として用いている。D. M. McRae and D. J. Goundrey, "Environmental Jurisdiction in Arctic Waters: The Extent of Article 234", *UBC Law Review*, Vol.16 (1982), p.221. ただし、後述のように、通常は領海でも認められない CDEM 規制が 234 条の下で可能であるとの解釈が今日では有力であり、この解釈を前提として地理的適用範囲をEEZ 内に限定すると、EEZ で領海よりも強力な権限を行使できるという不自然な状況が確かに生じることになる。
- ⁷⁰ Bartenstein, *supra* note 68, pp.29-30.
- MacRae and Goundrey, supra note 69, pp.216-219; Bartenstein, supra note 68, pp.30-31.
- ⁷² Tullio Scovazzi, "Legal Issues Relating to Navigation through Arctic Waters", *Yearbook* of *Polar Law*, Vol.1 (2009), pp.373-374.
- ⁷³ 西谷斉「北西航路の国際法上の地位―氷結 区域と国際海峡制度の交錯―」『近畿大学 法学』第54巻4号(2007年)、247-248頁。
- Furopean Commission, Legal Aspects of Arctic Shipping, Final Report Submitted to DG Maritime Affairs & Fisheries (February, 2010), p.78 (para.304). 米国はカナダNORDREGの適用範囲について、この点からも疑義を伝えている。US Note to Canada, infra note 89, p.2.
- Molenaar, *supra* note 48, p.138; Bing Bing Jia, *The Regime of Straits in International Law* (Oxford University Press, 1998), p.163; Lindy S. Johnson, *Coastal State Regulation of International Shipping* (Oceana, 2004), p.115. なお、逆に米国の立場から、234 条が国際海峡にも適用されることから北西航路は国際海峡であると考えられていたことが裏付けられるとの見解もある。Roach and Smith, *supra* note 3, p.319-320 (note 119).
- Bartenstein, *supra* note 68, p.34.
- ASIL Proceedings, supra note 67, p.328.
- ⁷⁸ International Law Association, *supra* note 64, p. 58.
- Virginia Commentary, supra note 6, IV, p.398; Molenaar, supra note 48, p.137; Ted L. McDorman, "National Measures for Safety of Navigation in Arctic Waters: NORDREG, Article 234 and Canada", Myron H. Nordquist et al. (eds.), The Law of the Sea

- Convention: US Accession and Globalization (Martinus Nijhoff, 2012), p.417-418; Byers, supra note 44, p.166.
- Churchill and Lowe, supra note 34, p.348; European Commission, supra note 74, pp.77-78, 164; Molenaar, supra note 48, p.137; Erik Franckx, "The New USSR Legislation on Pollution Prevention in the Exclusive Economic Zone", International Journal of Estuarine and Coastal Law, Vol.1 (1986), p.163.
- 81 ただし、両国の法令が軍艦・政府船舶を適用除外としていない点は 234 条で許される範囲を超えているとの指摘がある。 European Commission, *supra* note 74, p.235 (para.887).
- 82 IMO Doc. MSC88/26, para. 11.32.
- 83 *Ibid.*, para, 11.33.
- Roach and Smith, *supra* note 3, pp.494-495.
- 85 McDorman, *supra* note 79, pp.421-423.
- Wolfgang Graf Vitzthum (Hrsg.), Handbuch des Seerechts (Beck, 2006), p.257; MacRae and Goundrey, supra note 69, p.221; Thomas Dux, Specially Protected Marine Areas in the Exclusive Economic Zone (EEZ) (LIT, 2011), p.216; Suzanne Lalonde, "Evaluating Canada's Position on the Northwest Passage in Light of Two Possible Sources of International Protection", The Limits ofMaritime Jurisdiction (Martinus Nijhoff, 2013), p.582.
- ⁸⁷ Rothwell, *supra* note 27, pp.294-295.
- ⁸⁸ Molenaar, *supra* note 4, pp.420-421; Dux, *supra* note 86, p.216.
- U.S. Diplomatic note to Canadian Affairs Department of Foreign International Trade, commenting on Canada's NORDREGS, available http://www.state.gov/documents/organizatio n/179286.pdf> (last accessed 24Feb. 2014) [hereinafter US note to Canada]; Statement by the Delegation of Singapore, IMO Doc. MSC/88/26/Add.1, Annex 28 [hereinafter Statement by Singapore].
- Wristin Bartenstein, "Navigating the Arctic: The Canadian NORDREG, the International Polar Code and Regional Cooperation", German Yearbook of International Law, Vol.54 (2011), pp. 104-107.
- George K. Walker, *Definitions for the Law of the Sea* (Martinus Nijhoff, 2012), p.180.

- MacRae and Goundrey, supra note 69, pp.220-222; Attenhofer, supra note 44, pp.152-153.もっとも、例えば領海での船舶 通報制度が沿岸国の規制権限に含まれる か否か自体についても争いがある。Ted L. McDorman, "Canada's Vessel Traffic Management Regime: An Overview in the Context of International Law", Aldo Chircop et. al. (ed.), The Regulation of International Shipping: International and Comparative Perspectives (Martinus Nijhoff, 2012), p.514; Henrik Ringbom, The EU Maritime Safety Policy and International Law (Martinus Nijhoff, 2008), p.447.
- Statement by Singapore, supra note 89; US note to Canada, supra note 89, p.2.
- 94 Dux, *supra* note 86, p.216. これに対して、 沿岸国の措置は科学的証拠に「基づく」も のであればよく、必要性という高い基準を 課すものではないとの見解として、 Bartenstein, *supra* note 90, p.102.
- 95 西元宏治「北極海のガバナンスとその課題 海域の法的地位・国家間協力の枠組みを中心に」『国際問題』No.627 (2013 年)、8頁。
- Suzanne Lalonde and Frédéric Lasserre, "The Position of the United States on the Northwest Passage: Is the Fear of Creating a Precedent Warranted?", *Ocean Development and International Law*, Vol.44 (2013), pp.30-31.
- Byers and Lalonde, *supra* note 19, pp.1202-1210; Franklyn Griffiths, "The Shipping News: Canada's Arctic Sovereignty Not on Thinning Ice", *International Journal*, Vol.58 (2003), pp.270-271.
- ⁹⁸ United States Department of State, Limits in the Seas, No.120, Straight Baselines and Territorial Sea Claims: Japan (1998), pp.6-7.

第3章 武力紛争時における国際海峡の法的地位 一通過通航権制度と海戦法規・中立法規との関係—

和仁 健太郎*

1. はじめに

本稿は、武力紛争時における国際海峡の法的地位について検討する。すなわち、1982年国連海洋法条約¹が国際海峡(「国際航行に使用されている海峡」)²について規定する通過通航権(the right of transit passage)の制度(第34条~44条)は、武力紛争時にも適用されるのかされないのか、仮に適用されないとすれば、武力紛争時の国際海峡にはいかなる内容の通航制度が適用されるのか、という問題である。(なお、本稿では、後で述べる理由により、戦争・武力紛争の当事国を「交戦国」と、戦争・武力紛争の非当事国を「中立国」と呼ぶ。)

この問題は、(1) 国際海峡の沿岸国が中立国である場合と、(2) 国際海峡の沿岸国が交戦国である場合とに分けた上で、さらに、国際海峡を通航し、または通航しようとする船舶が、(a) 交戦国軍艦³である場合、(b) 交戦国商船⁴である場合、(c) 中立国軍艦である場合、(d) 中立国商船⁵である場合の少なくとも 4 つ 6 に分けて検討する場合の少なくとも 4 つ 6 に分けて検討する必要がある((1-a)、(1-b)、(1-c)、(1-d)、(2-a)、(2-b)、(2-c)、(2-d) の合計 8 パターン 7)。本稿で明らかにしようとするのは、これら 8 つの場合において船舶が有する通航権の内容、つまり、国際海峡の沿岸

国は、外国船舶に対しどのような内容の通航を認めなければならないのか、あるいは通航を認める義務はなく、通航を禁止または制限することができるのかである。なお、後述するように、(1) の場合には、中立国が外国船舶の通航を「認めなければならないか」だけでなく、外国船舶の通航を「認めてよいか」(通航を認めても中立が害されないか)も問題となる。

以下では、まず、戦時・武力紛争時における船舶航行制限の諸態様を分類・整理し、戦時・武力紛争時の国際海峡において行ってよいかどうかが問題となるのはどれであるかを特定する(2)。その上で、国際海峡の沿岸国が中立国である場合(3)とに分けて、戦時・武力紛争時の国際海峡において船舶が有する航行権の内容を明らかにする8。3と4のいずれにおいても、国連海洋法条約採択前の国際法の状況を明らかにした後、その状況を明らかにした後、その状況を明らかによる通過通航権制度の導入によってどのように変化したか(あるいは変化していないか)を検討する。

なお、本稿では、海戦法規(the law of naval warfare) や中立法規(the law of neutrality) が適用される可能性のある事態を「戦争・武力紛争」(「戦時・武力紛争時」) または単

^{*}大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授

に「武力紛争」(「武力紛争時」)と、戦争・ 武力紛争の当事国を「交戦国」と、戦争・ 武力紛争の当事国でない国を「中立国」と、 戦争・武力紛争が存在しない状態を「平時」 と呼ぶ。これは、現代国際法における「戦 争」や「中立」の概念の地位が依然として 不明確であることに由来する。すなわち、 第一次大戦以前の国際法において、国家間 に戦争(war)が発生した場合、戦争を行う 国が交戦国 (belligerents)、交戦国以外のす べての国が中立国 (neutrals) とされ、交戦 国相互間には交戦法規が、交戦国と中立国 との間には中立法規が適用された。しかし、 国際連盟規約(1919年)から国際連合(以 下「国連」) 憲章(1945年) に至る戦争・ 武力行使違法化によって、中立法規や海戦 法規の妥当性に疑問が生ずるようになり、 また、仮に中立法規や海戦法規が妥当する としても、その適用が戦争の場合に限られ るのか、それとも武力紛争の場合にも適用 されるのか、さらに、そもそも現代国際法 において「戦争」が成立し得るのか、「戦争」 や「武力紛争 (armed conflict)」の概念にど のような法的効果が帰属するのか、現代国 際法においては「交戦国」でも「中立国」 でもない「非交戦国 (non-belligerent)」な る地位があり得るのではないか、といった 一連の難問が生ずることになった%。これら の問題は依然として未解明であり、また、 到底本稿で明らかにできるような問題でも ない。そこで、本稿では、「戦争」(「戦時」)、 「武力紛争」(「武力紛争時」)、「平時」、「交 戦国」および「中立国」の語を、さしあた り上述の意味で用いることにする。また、 本稿では、「平時海洋法」という言葉も用い る。この言葉が指し示すものは、通常「海 洋法 (the law of the sea)」と呼ばれるもの と同一であるが、戦時・武力紛争時にのみ 適用される海戦法規と異なり、「平時」にお いても適用される海洋の国際法(これが海戦法規と抵触しない限度において戦時・武力紛争時にも継続的に適用されるか否かについては後に述べる)であることを明確にするため、便宜的に「平時海洋法」という語でこれを表現することにする。

2. 戦時・武力紛争時における船舶航行 制限の諸熊様

戦時・武力紛争時において、船舶の航行は、様々な形で制限を受ける。戦時・武力紛争時において船舶の航行を制限する様々な措置について、定まった分類・整理の仕方がある訳ではないが、一応、①害敵手段(means of injuring the enemy)または敵対行為(hostilities)と総称され、交戦国が、戦争区域においてのみ行うことのできるもの、②水面防御10と総称され、交戦国だけでなく中立国も一定の場合に行い得るもの、③戦時・武力紛争時だけでなく、平時海洋法に基づき行えるもの、の3つに分けることが可能である。

以下では、これらの措置の概要を説明し、 これらのうち戦時・武力紛争時の国際海峡 において行ってよいかどうかが問題となる ものはどれであるかを特定する。なお、以 下の 2-1 (害敵手段の行使) で論ずること は、あくまでも伝統的海戦法規を前提にし た議論であり、国連憲章による武力行使違 法化により、交戦国の行使できる害敵手段 の内容が変容した可能性はもちろんあり得 る。伝統的な海戦法規が現代の国際法にお いて妥当しているか、妥当しているとして もどのような内容のものとして妥当してい るかは、前述の通り未解明の問題であり、 また、到底本稿で明らかにできるような間 題でもない。以下で述べることは、伝統的 海戦法規が現在においてもそのまま妥当し ていることを仮に前提とすればこうなる、

ということである。

2-1 害敵手段の行使

交戦国が海上において行使できる害敵手 段としては、①敵軍艦に対する攻撃(attack) 11、②敵軍艦の拿捕 (seizure) および戦利品 (booty of war) としての没収¹²、③敵軍艦 および敵商船の乗組員の捕虜としての抑留、 ④敵商船および敵商船内の敵貨の拿捕およ び没収¹³、⑤戦時禁制品 (contraband of war) を輸送する中立商船の拿捕および戦時禁制 品たる貨物(一定の要件を満たす場合には 戦時禁制品輸送船および同船内の非戦時禁 制品たる貨物も)の没収¹⁴、⑥封鎖(blockade) を侵破する中立商船の拿捕ならびに同船お よび同船内の貨物の没収15、⑦非中立的役 務 (unneutral service) に従事する中立商船 の拿捕ならびに同船および同船内の一定の 貨物の没収16、⑧商船に対する臨検捜索 (visit and search) ¹⁷、 ⑨海底電線の切断な どの措置が含まれる(④~⑧を総称して「海 上捕獲 (capture at sea)」と、海上捕獲を規 律する法のことを「海上捕獲法 (prize law)」 という)。これらの措置は、⑨を除けば、当 然のことながら、何らかの形で船舶の航行 を制限する側面を含んでいる。

害敵手段は、交戦国が、戦争区域(region of war)においてのみ行使できる。戦争区域とは、国際法上、害敵手段を行使し得る場所のことであり、伝統的国際法では、中立国の領土、領水¹⁸および領空を除くすべての地域およびその上空が戦争区域とされた¹⁹。現在の海洋法では、領海の外側に、沿岸国が一定の事項について管轄権を行使できる海域(接続水域、排他的経済水域(以下「EEZ」)および大陸棚)が存在し、これらの海域が武力紛争時において戦争区域に含められるかが問題となるが、一般には、戦争区域から除外されるのは、中立国の主

権の下にある地域、つまり中立国の領土、 領水および領空に限られ、中立国が一定の 事項について管轄権を行使できるにとどま る海域 (接続水域、EEZ および大陸棚) は、 現在もなお戦争区域であると考えられている²⁰。ただし、中立国の EEZ などで害敵手 段を行使する交戦国は、沿岸国たる中立国 の権利に「妥当な考慮 (due regard)」(国連 海洋法条約第 58 条 3 項)を払う義務を負う と言われることもある²¹が、武力紛争時に 交戦国が払うべき「妥当な考慮」の内容は 定かではなく、したがってこの義務によっ て交戦国の害敵手段行使がどの程度制限さ れるかは明らかではない。

このように、中立国の接続水域、EEZお よび大陸棚については若干明らかでない部 分があるが、少なくとも、交戦国が中立国 領水内において害敵手段を行使できないこ とと、公海および交戦国領水内において害 敵手段を行使できることは明らかである。 そして、これらのことが、当該海域が国際 海峡である場合に妥当しないと考える合理 的な理由は、原則として存在しない。つま り、交戦国は、国際海峡のうち交戦国領水 部分および公海部分において、害敵手段を 行使して船舶の航行を制限できると考えら れる22。害敵手段行使の対象となる船舶は、 海上のどこにいようが、船舶の種類または 積荷の内容を根拠に、つまり、戦時禁制品 輸送船の場合は、戦時禁制品を輸送してい ることを理由に拿捕され、敵軍艦と敵商船 の場合は、敵軍艦や敵商船であるというだ けの理由で攻撃または海上捕獲の対象とな る。これらの船舶が攻撃または捕獲を免れ るのは、中立国の主権の下にある海域、す なわち中立国の領水内にいる場合に限られ るのであって、国際海峡のうち交戦国領水 部分または公海部分に入っていったとたん に攻撃や捕獲を免れるようになるというこ

とは、あり得ないのである。

もっとも、交戦国が行使する害敵手段の うち、対象海域における船舶の海上交通を 一切遮断する行為である封鎖については、 封鎖線を張る海域がすべて戦争区域(交戦 国領水または公海) であっても封鎖を行っ てはならない場合があると主張されること がある。具体的には、河口部分はすべて敵 国に属するが中立国領土内をも貫流する河 川の河口部分の封鎖や、公海と公海とを結 ぶ国際海峡の封鎖の可否について議論があ る。公海と公海とを結ぶ国際海峡(沿岸国 がすべて敵国である場合)の封鎖について、 フォシーユ (Paul Fauchille) は、「海峡は… …これを封鎖してはならない」²³と述べて いるが、一般には、この問題は未解決の問 題であると考えられている24。1909年ロン ドン宣言も国際海峡の封鎖について規定を 欠いているが、第18条に「封鎖艦隊は、中 立国港および中立国沿岸への到達を遮断し てはならない (ne doivent pas barrer l'accès aux ports et aux cotês neutres)」との規定があ る。ロンドン宣言は未発効条約であるが、 第 18 条に定められた規則が仮に慣習国際 法を反映する規則だとすれば、海峡が中立 国港および中立国沿岸に通じる唯一の航路 である場合には、当該海峡の封鎖は禁じら れることになる。例えば、イランとオマー ンが共同交戦国、米国が他方交戦国で、イ ラク、クウェート、カタール、バーレンな どが中立国である武力紛争において、米国 がホルムズ海峡を封鎖すると、たとえ封鎖 線を張る海域がイランとオマーンの領水部 分だったとしても²⁵、イラク、クウェート、 カタール、バーレン等の沿岸に通じる唯一 の航路が遮断されることになるから、こう したケースでホルムズ海峡を封鎖すること は禁止される。ただし、ロンドン宣言第18 条が慣習国際法になっているか否かは明ら かでない。

以上のように、封鎖については若干の間 題があるものの、それ以外の害敵手段は、 中立国領水部分を除き、国際海峡において も公海上とまったく同じように行使できる。 したがって、国際海峡に固有の問題が生ず るのは、害敵手段(攻撃や海上捕獲)の対 象とならない船舶、つまり中立国軍艦およ び中立国商船のうち、戦時禁制品輸送や非 中立的役務に従事していないもの26につい て、沿岸国がその航行に何らかの制限を課 すことができるか、という点に絞られる。 害敵手段の対象とならない船舶の航行を制 限する措置としては、平時海洋法を根拠と するもの (2-2) と、戦時・武力紛争時に 特別に許容されるもの(水面防御)(2-3) とに分けることができる。

2-2 平時海洋法に基づく船舶の航行制限

国連海洋法条約は、船舶の航行制度とし て、①領海における無害通航権、②国際海 峡のうち一定のもの((i)海峡が海峡沿岸 国の島および本土から構成されている場合 において、その島の海側に航路上および水 路上の特性において同様に便利な公海また は排他的経済水域の航路が存在する海峡²⁷ (第38条1項)、ならびに(ii)公海また は1つの国のEEZの一部と他の国の領海と の間にある海峡²⁸ (第 45 条 1 項 (b) 号)) における「停止できない無害通航権 (non-suspendable innocent passage)」、③国 際海峡における通過通航権29、④公海およ び EEZ における自由航行、という 4 種類の 制度を定めている。船舶(および航空機) にとっての自由度は、 $(1)\rightarrow (2)\rightarrow (3)\rightarrow (4)$ の順 で高くなる。例えば、①の権利を有するの は船舶のみであって航空機はこの権利を有 しないのに対し、③の権利は航空機にも認 められる30。また、領海を無害通航する潜 水艦は浮上して航行する義務を負う(第 20 条)のに対し、国際海峡を通過通航する潜水艦は潜没したまま航行してよいと解される³¹。③が 1982 年国連海洋法条約によって新たに創設された制度であると一般には理解されている³²のに対し、①と④は古くから慣習国際法上存在する制度である。②がいつから存在したかを正確に特定することは困難である³³が、遅くとも 1958 年領海条約において、「公海の一部分と公海の他の部分又は外国の領海との間における国際航行に使用される海峡」について規定されている(第 16 条 4 項)。

それでは、本稿の検討対象である国際海峡(②および③の航行制度が適用される海峡)において、沿岸国が平時海洋法を根拠にとり得る船舶航行制限措置としてはどのようなものがあるか。

まず、沿岸国は、通常の領海(群島水域 の場合も同様) においては、「自国の安全の 保護(兵器を用いる訓練を含む。)のため不 可欠である場合には、その領海内の特定の 水域において、外国船舶の間に法律上又は 事実上の差別を設けることなく、外国船舶 の無害通航を一時的に停止することができ る」(国連海洋法条約第25条3項)が、前 述の②および③の航行制度が適用される国 際海峡において、このような措置をとるこ とは許されない。国連海洋法条約第44条後 段が「通過通航権は、停止してはならない」 と規定し、第45条2項が「1の海峡におけ る無害通航は、停止してはならない」と規 定するのは、それらの海峡においては、「自 国の安全の保護」を理由とした船舶の航行 の一時的な停止 (第25条3項の措置)を行 ってはならない、という意味である。した がって、国際海峡の沿岸国が、船舶の行動 や航行の態様と無関係に、もっぱら自国の 側の都合(例えば安全の保護)を理由とし

て船舶の航行を制限することは、平時海洋 法を根拠としてはできないことになる。

それでは、国際海峡を通航中の船舶の行 動や航行の熊様を理由として、沿岸国が何 らかの措置をとることはできるか。この点、 通常の領海において、「沿岸国は、無害でな い通航を防止するため、自国の領海内にお いて必要な措置をとることができる」(沿岸 国の保護権)(国連海洋法条約第25条1項)。 国際海峡のうち一定のものに適用される 「停止できない無害通航権」(前述の②)と 通常の無害通航権との違いは、第25条3 項に基づく無害通航の一時的な停止ができ ないことであって、無害でない通航に対し ては、「停止できない無害通航権」が適用さ れる国際海峡であっても、やはり沿岸国は 保護権を行使できる。ただし、その場合も、 船舶の航行が「無害でない」必要があるこ とは言うまでもない。

他方、通過通航権が適用される国際海峡 の場合、沿岸国が保護権またはそれと同種 の措置をとれるかどうかは、難しい問題で ある。すなわち、国際海峡における通過通 航権の場合、無害通航権と違って、通航が 無害であること (「沿岸国の平和、秩序又は 安全を害しない」こと) は求められていな い。国連海洋法条約第39条および第40条 は、国際海峡を通過通航する船舶が遵守す べき義務を規定しているが、これらの規定 は、「通過通航権の条件 (condition) ではな く、それ「通過通航権行使」に付随する義 務 (an obligation ancillary to it)」に過ぎず、 これらの義務を遵守しないからといって船 舶または航空機の通航が通過通航でなくな る訳ではない34。そして、「海峡沿岸国は、 通過通航を妨害してはなら」ない(第 44 条) から、沿岸国は、第39条および第40 条を根拠として通過通航を妨害する措置を とることはできず、船舶の所属国に対し外

以上のように、平時海洋法上、国際海峡の沿岸国がとり得る措置としては、あるとしてもせいぜい無害でない通航を防止するための保護権しかなく、自国の安全の保護を理由とした船舶の航行制限(国連海洋法の②の海峡においても、③の海峡においても、③の海峡においても、北では、中立国が中立維持を目的として交戦国軍艦の領海通航を一律に禁止したり、交戦国が領海内において夜間の船舶航行を一律に禁止したりすることがあるが、そうした措置は、少なくとも国際海峡については、平時海洋法を根拠にして行うことはできないのである。

そこで、戦時・武力紛争時において、沿 岸国が平時海洋法以外の何かを根拠にそう した措置をとり得るかどうかが、次に問題 となる。

2-3 水面防御

信夫淳平は、『戦時国際法講義』第3巻に おいて「水面防禦」と題する1章を設け、 その冒頭で、「国家はその国防権の発動とし て、自国の沿岸及び付近水面を防禦するに 就て如何なる手段方法をとるも自由である こと論を俟たない」と述べている38。信夫 が水面防御の形態として挙げるのは、①石 材、船その他の沈設物による港口や水路の 閉塞、②灯台の消灯、③機雷敷設、④防御 海面である。信夫は上記の引用文において、 「如何なる手段方法をとるも自由」と述べ てはいるが、まったく何の制限もないとい う趣旨ではなく、これらの手段方法が一定 の制約に服することを前提に、その制約の 内容を検討している。ただ、それがどのよ うな制約なのかが、2-1 や 2-2 で検討し た問題と比べて不明確である。なお、これ らの措置は、交戦国だけでなく、中立国も、 自国防衛のため、または中立の維持のため に行うことができる。

沿岸国が国際海峡たる海域において行っ てよいかどうか、また、行ってよい程度が 通常の領海の場合とどの程度異なるかは、 前述の①~④のいずれについても問題とな る39が、主たる論点は、④の防御海面を国 際海峡において設定できるかどうかである。 「防御海面 (defensive sea area)」とは、沿 岸防衛のために沿岸海域の一部を指定して、 指定海域内における船舶の航行を一定の範 囲で制限する措置のことである。防御海面 は、日露戦争(1904~05年)の際に我が国 が設定したのが最初であると言われる40。 我が国は、明治37年(1904年)1月23日 に勅令第 11 号「防禦海面令」41を公布し、 「海軍大臣ハ戦時又ハ事変ニ際シ区域ヲ限 リテ本令ニ依ル防禦海面ヲ指定スルコトヲ 得しるものと定めた(第1条)。海軍大臣が 指定する防御海面内における具体的な規制 内容は、「防禦海面ニ於テハ日没ヨリ日出迄 陸海軍ニ属スルモノヲ除クノ外船舶ノ出入 及通航ヲ禁ス」こと(第3条)、「防禦海面 ヲ出入若ハ通航シ又ハ之ニ碇泊スル船舶ハ

其ノ一切ノ行動ニ付所管鎮守府司令長官、要港部司令官ノ指示ニ遵フ」べきこと(第5条)、「本令又ハ本令ニ基キテ発スル命令ニ違背シタル船舶ニ対シテハ航路ヲ指定シテ防禦海面外ニ退去ヲ命スルコトヲ得」ること(第8条1項)、そして、この命令に「遵ハサルモノニ対シテハ必要ニ應シ兵力ヲ申ウルコトヲ得」ること(同2項)であった。防御海面は、その後、第一次大戦中の米国などによっても設定された42が、多くの場などによいて設定されており、国際海峡において設定してよいかどうかは、必ずしも明らかではない。

2-4 まとめ

以上の検討により、結局、2-1(害敵手 段の行使) については、国際海峡に固有の 問題は存在せず(中立国領水内で行使して はならず、中立国領水外では行使してよい という原則が、他の水域とまったく同じよ うに妥当する)、逆に、2-2(平時海洋法に 基づく船舶の航行制限) については、これ を根拠に国際海峡内で船舶の航行を制限す る措置をとる余地はほとんどないことが分 かった。したがって、戦時・武力紛争時の 国際海峡について問題となるのは、2-3(水 面防御)、とりわけ防御海面の設定を国際海 峡においてやってよいかどうか、そして、 防御海面を設定できる余地が、通常の領海 の場合とどの程度違うか、また、沿岸国が 交戦国である場合と中立国である場合とで どの程度違うか、という点に集約されるの である。

そこで、以下ではこの問題を、沿岸国が中立国である国際海峡(3)、沿岸国が交戦国である国際海峡(4)とに分けて検討する。

3. 沿岸国が中立国である国際海峡

3-1 問題の所在

平時において、国家は、その領水内(国際海峡である場合を含む)において外国船舶にどのような活動を認めるのも原則として――領域使用の管理責任に違反する場合などを除いて――自由である。これは、国家が領域主権を有することの当然の帰結である。平時においては、国家がその領水内で外国船舶にどのような内容の通航権を「認めてよいか」ではなく、「認めなければならないか」がもっぱら問題となるのである。

これに対し、戦時・武力紛争時において、 中立国の自由は、中立法規によって一定の 制約を受ける。中立国は、中立の地位を維 持するためには、交戦国に対する軍事的援 助・便官の供与を一定の範囲において差し 控える必要があるからである(いわゆる「中 立国の義務 (43)。領水内における外国船舶 の通航や活動についても、中立国が平時で あれば領域主権に基づき有している自由は、 中立法規により制約される。それでは、そ の制約はどのようなものであるか。本節で 検討すべき第1の問題は、国際海峡の沿岸 国が中立国である場合において、当該中立 国は外国船舶に国際海峡通航を認めてよい か、認めてよい場合、どのような内容の通 航を認めてよいかということである。

他方、中立国と交戦国、および中立国と 他の中立国との関係は、中立法規が規律し ている事項を除けば、平時国際法により規 律される。そこで、平時において外国船舶 が有している国際海峡通航権が、戦時・武 力紛争時において制限されるかどうかが次 に問題となる。言い換えれば、戦時・武力 紛争時において、沿岸中立国は、外国船舶 の国際海峡通航を認めなければならないか、 認めなければならない場合、認めなければ ならない通航権の内容はどのようなものか という問題である。これが、本節で検討す べき第2の問題である。

以下では、これら2つの問題について、 国連海洋法条約採択前の国際法の状況がど のようであったかを明らかにした(3-1)後、この状況が、国連海洋法条約における 通過通航権制度の導入によってどのように 変化したか(あるいは変化していないか) を検討する(3-2)。なお、以下で検討する ことは、交戦国軍艦、中立国軍艦、交戦国 商船、中立商船の少なくとも4カテゴリー の船舶44について問題となるが、議論の焦 点は、交戦国軍艦の場合である。そこで、 以下では、交戦国軍艦の場合を中心に検討 し、そのことを踏まえて、交戦国軍艦につ いて妥当することがそれ以外の船舶につい てどの程度妥当するかを検討することにす る。

3-2 国連海洋法条約採択前の状況

(1)通航を認めてよいか

1907年ハーグ第13条約(海戦中立条約)
⁴⁵の第10条は、「交戦国軍艦及其ノ捕獲シタル船舶カ単ニ中立領水ヲ通過スルコト(le simple passage dans ses eaux territoriales)ハ、其ノ国ノ中立ヲ侵害スルモノニ非ス」と規定する。中立国は、陸上においては、交戦国軍隊に領土通過を認めてはならない(認めれば中立違反⁴⁶を構成する)とされる⁴⁷一方、海上においては、「単ニ……通過スル」だけであれば、交戦国軍艦に領水通航を認めてよいとされるのである⁴⁸。この規定は、従前の慣習国際法の規則を法典化したものであり⁴⁹、その後の国家実行でも慣習国際法の地位を有するものとして扱われている⁵⁰。

海戦中立条約第10条は、領水一般に関する規定であるが、国際海峡内の中立国領水

この点について争われた有名な先例が、1940年のアルトマーク事件である。本件は、捕虜として捕らえた約300名の英国商船乗組員を乗せ、ウルグアイ沖からドイツに帰還する際、英海軍によって制海権を握られているイギリス海峡を避けてノルウェー領海内を通航していたドイツ海軍の補助艦アルトマーク(Altmark)に対し、英海軍の駆逐艦コサック(Cossack)が戦闘を行い、アルトマーク船内にいた英国人捕虜を奪還した事件である。アルトマークは、英国軍艦に拿捕または攻撃されるのを避ける目的で、

ノルウェー領海内を時間にして 2 日間 (1940年2月12日~14日)、距離にして約400マイルも通航したのであり、これが「単ニ中立領水ヲ通過スルコト」と言えるかどうかが問題となったのである。なお、本件発生当時、英国とドイツは交戦国、ノルウェーは中立国であった。

この問題について、当事国であるノルウ ェーと英国は、それぞれ次のように主張し た。まず、ノルウェーは、アルトマークの 船内に捕虜が居たとしても、それは同船の 通航の性質に影響を及ぼすものではなく、 また、国際法上、軍艦の中立領水通航に関 する時間的制限は存在しないと主張した (アルトマークは「単二中立領水ヲ通過」 していただけであるとの立場)⁵³。これに 対し、英国政府は、大略次のように主張し て、本件におけるアルトマークの行動は「単 ニ中立領水ヲ通過スルコト」に当たらない と主張した⁵⁴。すなわち、アルトマークが ノルウェー領海を通航した目的は「ノルウ ェー中立の保護の下で、軍事作戦(warlike operation)を完結させること」、つまり、ド イツ海軍の戦艦アトミラル・グラーフ・シ ュペー (Admiral Graf Spee) が大西洋で英 国商船を破壊し、捕虜として捕らえた商船 乗組員をドイツに向けて輸送するという軍 事作戦の一環を構成するものだった。そし て、アルトマークは大西洋から北海を横切 ってドイツに戻るという通常のルートでは なく、ノルウェー領海という迂回路を通る ことによって、公海上で英国軍艦に拿捕さ れるのを回避し、ノルウェー領海を「避難 場所(shelter)」として利用したのだから、 アルトマークの行動は「単二中立領水ヲ通 過スルコト」ではなかった、というのであ

このように、本件におけるアルトマーク のノルウェー領海通航が「単二中立領水ヲ 通過スルコト」であったかについて、ノルウェーと英国の見解は真っ向から対立した。当時の学説においても、この点に関する評価は真っ二つに分れた55。結局、「単二中立領水ヲ通過スルコト」の正確な意味内容については、国家実行上も学説上も見解が一致せず、その状態は現在でも変わっていないのである56。

第2に、「単二……通過スルコト」の概念 については、平時海洋法における「無害通 航 (innocent passage)」の概念との異同も間 題になる。この点について、ラウターパク ト (H. Lauterpacht) は、オッペンハイム (L. Oppenheim) 『国際法』の第 7 版(1952 年) において、「単二……通過スルコト (mere passage)」の概念は、平時海洋法における 「無害通航」の概念から借用したものであ り、「通航が沿岸国の、特に『安全および秩 序 (safety and good order)』を害しない」と いう意味で「無害である (innocent)」こと を意味すると述べている。ラウターパクト によれば、アルトマーク事件のように、沿 岸中立国がそれを認め続けた場合に実力を 行使してでもそれを阻止しようという誘因 が他方交戦国の側に生ずるような交戦国軍 艦の通航は、中立沿岸国にとって無害でな い通航(したがって「単二……通過スルコ ト」でないもの) に当たるという⁵⁷。他方、 ロウ (A.V. Lowe) によれば、国際司法裁判 所がコルフ海峡事件(本案)判決において 判示したように⁵⁸、海洋法において船舶の 通航目的 (motive) は無害性の認定にとっ て意味をもたないのに対し、中立法上は、 アルトマーク事件が示唆するように、軍艦 の航行目的(アルトマーク事件で言えば、 英軍艦による攻撃・拿捕を免れる目的)が 「単二……通過スルコト」か否かの判断基 準になる可能性があり、海洋法における「無 害」概念と、中立法規における「単ニ……

通過スルコト」の概念は必ずしも同一ではないという⁵⁹。しかし、前述した通り、そもそも「単二中立領水ヲ通過スルコト」の概念の正確な意味内容自体が未だに明らかでない以上、この概念と「無害通航」との関係もやはり明確ではないと言わざるを得ない。

不明確な点の第3は、中立領水内(国際 海峡である場合を含む)において「単二… …通過スルコト」以外の行動を行う交戦国 軍艦に対し、沿岸中立国がいかなる措置を とり得るか、またはとらなければならない かである。平時において、領海の沿岸国は、 無害でない通航を防止するため、自国の領 海内において「必要な措置 (the necessary steps)」をとることができる(沿岸国の保護 権) (国連海洋法条約第25条1項;1958年 領海条約第16条1項)。通過通航権が適用 される国際海峡において、通過通航に該当 しない活動を行う外国船舶や、通過通航中 の義務(国連海洋法条約第39条)を遵守し ない外国船舶に対して沿岸国がいかなる措 置をとり得るかは議論がある(2-2 参照) が、いずれにしても、軍艦は「免除 (immunity)」を享有する(国連海洋法条約 第 32 条および第 95 条; 1958 年公海条約第 8条1項)から、沿岸国は、外国軍艦が領 海内で無害通航以外の活動を行う場合や国 際海峡内で通過通航以外の活動を行う場合 であっても、その軍艦に対して臨検・捜索・ 拿捕・抑留等の措置はとれないと解される 60。軍艦の免除は、中立国との関係では戦 時・武力紛争時においても消滅しない⁶¹の で、交戦国軍艦が中立国領水内において「単 ニ……通過スルコト」以外の行動を行う場 合であっても、中立国はこれに対して臨 検・捜索・拿捕・抑留等の強制的措置をと れないのが原則である。

しかし、戦時・武力紛争時における軍艦

の免除は、平時における免除とまったく同 一内容のものである訳ではない。海戦中立 条約は、第24条1項において「交戦国軍艦 ニシテ中立官憲ノ通告アルニ拘ラス滞留ス ルノ権利ヲ有セサル港ヲ去ラサルトキハ、 中立国ハ、該軍艦ヲシテ戦争ノ継続中出航 スルコト能ハサラシムル為必要ト認ムル手 段ヲ執ルコトヲ得 (a le droit de prendre les mesures qu'elle pourra jeger nécessaire) 162 & . 同2項において「交戦国軍艦中立国ノ為ニ 抑留セラルル (retenu) トキハ、将校其ノ 他ノ艦員モ亦均シク抑留セラルヘシ」と定 めており、一定の場合において中立国が交 戦国軍艦を抑留できることを認めているか らである。ただし、第24条は、入港を禁じ られているにもかかわらず中立港に入港す る交戦国軍艦、および認められた滞留期間 を超えて中立港に停泊し続ける交戦国軍艦 について適用される規定であって、港に入 らずに中立国領海を航行する軍艦について、 この規定そのものは適用されない⁶³。

問題は、第24条の根底にあると想定され る一般原則(中立法規の趣旨・目的ないし 精神)を根拠にして、中立国領水内で「単 ニ……通過スルコト」以外の行動を行う交 戦国軍艦に対し臨検・捜索・拿捕・抑留等 の強制的措置をとれないかどうかである。 この点は、前述のアルトマーク事件をめぐ って論争になった問題の1つであり、仮に アルトマークのノルウェー領海通航が「単 ニ中立領水ヲ通過スルコト」に当たらない としても、アルトマークは軍艦(少なくと も公船64) であるから免除を享有し、ノル ウェーが臨検や抑留等の措置をとる余地は なかったという見解(ノルウェー政府、ボ ーチャード、ハイド等)⁶⁵と、軍艦の免除 原則が戦時にも適用されることを認めつつ、 「ハーグ第13条約[海戦中立条約]の全体 の趣旨 (the whole tenor)」から考えれば、

交戦国軍艦が中立国領海内で中立法上許容 されない行為を行っている合理的な疑いが ある場合、中立国は軍艦内の捜索を含む調 査や、状況によっては軍艦の抑留といった 措置をとらなければならないという見解 (ウォルドック) 66が対立した。しかし、 やはりこの問題についても見解の対立はそ の後も解消されておらず、法の内容は現在 でも依然として不明確なままであると言わ ざるを得ない。また、仮にウォルドックの ような立場に立った場合、沿岸中立国は必 要があれば交戦国軍艦に対して捜索や抑留 等の措置をとらなければならないという議 論が通常の領水だけでなく国際海峡にも妥 当するのかが問題となるはずであるが、こ の問題はこれまで論じられたことがなく、 法の内容は、この点についてもやはり不明 確な状態のままである。

以上のように、「単二中立領水ヲ通過スルコト」の概念については不明確な点がいくつも残されている。しかし、いずれにせよ、国際海峡の沿岸国が中立国である場合において、その中立国が交戦国軍艦に海峡通航を認めてよいこと自体に異論がないのは前述したとおりである。

 国がその領水内において交戦国軍艦に認めてよい行動の範囲に制約があるのは、中立国が中立の地位を維持するためには、いずれの交戦国にも軍事的便宜を与えてはならない(例えば自国領域を交戦国軍隊の戦争遂行のための根拠地として使わせてはない)からである。そうだとすれば、交戦国の戦争遂行と無関係である中立国軍艦、交戦国商船および中立国商船については、領水内で認めてよい行動の範囲に制約はないと考えることができそうである。

問題になり得るとすれば、海上捕獲の対 象となる交戦国商船や戦時禁制品輸送船の 中立国領水内(国際海峡である場合を含む) における航行その他の行動である。この点 については、まず、商船が戦時禁制品を積 んで中立国領水内を航行すること自体は、 沿岸中立国の中立を害するものではない (したがって中立国はそれを認めてよい) とされている。海戦中立条約第7条は、「中 立国ハ、交戦者ノー方又ハ他方ノ為ニスル 兵器、弾薬其ノ他軍隊又ハ艦隊ノ用ニ供シ 得ヘキー切ノ物件ノ輸出又ハ通過ヲ防止ス ルヲ要セサルモノトス」「傍点引用者」と定 めているからである。戦時禁制品輸送船の 海峡通航が沿岸国の中立を害しないことは、 常設国際司法裁判所のウィンブルドン号事 件判決でも確認されている67。それでは、 交戦国商船または戦時禁制品を輸送する中 立商船が交戦国軍艦による拿捕を免れる目 的であえて中立国領水に入ってそこを航行 する場合はどうであろうか。こうした場合 に直接適用される条約規定は存在せず、ま た、中立国領水内における商船の地位につ いては、中立国港における交戦国商船の停 泊期間について若干の議論がある68くらい で、港に入らず領水内を航行するだけの商 船について海戦中立条約第 10 条を類推適 用できるかに関する議論は見当たらない。

仮に海戦中立条約第 10 条を類推適用できるとしても、交戦国軍艦に拿捕されるのを避ける目的で中立国領水に入ってそこを航行する——つまり中立国領水を避難場所として用いる——ことが「単二中立領水ヲ通過スルコト」に当たらないかどうかは、前述した通り、交戦国軍艦についてさえ見解が一致していない問題であり(アルトマーク事件について述べた箇所を参照)、商船について答えを出すのは一層困難である。

(2) 通航を認めなければならないか

国際海峡の沿岸国が中立国である場合において、その中立国は、軍艦や商船の海峡通航(特に交戦国軍艦の場合)を認めなければならないのか、あるいは通航を禁止または制限できるのか、通航を認めなければならないとすれば――つまり船舶が何らかの通航権を有するとすれば――、その通航権の内容はどのようなものであるか。

この問題について定めた一般条約の規定は存在しない⁶⁹。前述の海戦中立条約第 10 条は、中立国が交戦国軍艦の領水通航を禁止しなくてよい(通航を認めてもその国の中立は害されない)ことを規定したものであり、中立国が交戦国軍艦の領水(国際海峡である場合を含む)通航を禁止または制限してよいかについては何も定めていないのである⁷⁰。

ただし、この規定が採択されるに至った 経緯から、当時の諸国の見解を明らかにす ることは可能である。すなわち、海戦中立 条約を採択した1907年第2回ハーグ平和会 議において、英国政府代表が提案し、会議 における討論の基礎となった条文案は、第 30条において、「中立国は、自らが必要で あると認める場合には、交戦国の軍艦もし くは捕獲船舶または一定の船舶もしくは一 定のカテゴリーの船舶が港または領水

(eaux territoriales) に入ること (l'accès) を戦争の全期間または一定期間において全 面的にまたは部分的に禁ずる権利を有する」 ⁷¹と定める一方、第 32 条では、「前条まで のいかなる規定も、戦時において交戦国の 軍艦または補助船舶が中立領水を単に通航 することを禁ずるもの (prohiber le passage simple)と解釈されてはならない」⁷²と定め ていた。これらの条文案に対して、第3委 員会の下に設けられた検討委員会(Comité d'Examen) では、おそらく英国案第 30 条 の「入ること」が「通航」を含むものであ るとの理解、したがって、同条は領海にお ける交戦国軍艦の通航を禁止する中立国の 権利を認めたものであるとの理解を前提に、 同条の適用範囲から公海と公海とを結ぶ海 峡を除外すべきであるとの提案(スウェー デン) や、逆に、英国案第32条は交戦国軍 艦が中立国領海を無害通航する権利を認め たものであるとの理解を前提に、第32条の 適用範囲を公海と公海とを結ぶ海峡に限定 すべきだとの提案(デンマーク)がなされ た73。検討委員会は、第3委員会に提出し た報告書において、以上の議論を総括して、 「[検討委員会で]なされた意見交換の結果、 中立国は、中立の維持に必要であると考え る限りにおいて、その領水の一部における 単なる通過(le simple passage)でさえ禁止 することができるが、そうした禁止は、公 海の2つの部分を結ぶ海峡には適用できな いとの結論に至ったように思われる」と述 べている⁷⁴。

検討委員会によるこの総括は、ハーグ会 議に参加したほとんどの国の立場を反映す るものであった。しかし、異論がまったく なかった訳ではなく、日本政府代表は、「日 本帝国の一部を構成する数多くの島や小島 の間にある海峡であって、日本帝国の不可 分の構成要素にほかならないものについて、 日本はいかなる約束もしない」と発言した
⁷⁵。日本政府代表が異論を述べたことの結果かどうかは定かでないが、最終的に採択された条約文には、国際海峡に関する特別の規定も、中立国がその領海において交戦国軍艦の通航を禁止できるかどうかに関する規定も置かれず、「交戦国軍艦……カ単ニ中立領水ヲ通過スルコトハ其ノ国ノ中立ヲ侵害スルモノニ非ス」と定める第10条の規定だけが置かれたのである。

海戦中立条約第 10 条の採択に至る以上 の経緯については、ハインチェル・フォン・ ハイネック (Wolff Heintschel von Heinegg) のように、「中立国に属する国際海峡の閉鎖 禁止に明確に反対したのは日本だけであっ たが、他の諸国の代表が海峡に関する特別 規定に合意しようとしなかった事実を無視 することはできない」とし、「1907年の時 点で「検討委員会が述べた〕趣旨の規則が 存在していたかどうかは疑わしい」 76と評 価することも不可能ではないかもしれない。 しかし、当時の多くの諸国が、沿岸国が中 立国である国際海峡においては交戦国軍艦 といえども通航権を有するとの立場を共有 していた事実を無視することはできないで あろう。

学説上も、ハーグ会議で多くの諸国が支持したのと同様の立場、つまり、中立国は通常の領水においては交戦国軍艦の通航を禁止・制限できるが、国際海峡においては 通航を禁止できないとの立場をとるものが多かった⁷⁷。例えば、オッペンハイムは、「第1巻第188節で述べたように、沿岸国は、平時においてさえその領海(maritime belt)を外国の軍艦が通航することを禁止できるのだから、領海が国際交通の主要構成のだから、領海が国際交通の主要構成でも場合を除き、戦時において交戦国軍艦の通航を禁止できることは明らかである」と 述べる⁷⁸。また、タッカー(Robert W. Tucker)も、「この点[軍艦の領水通航を禁止・制限する権利の問題]に関する中立国の権利は、戦時においても平時と同等であるから、中立国はその領水(its waters)を交戦国の軍艦および捕獲物が通航することに厳しい制限を課す(place severe restrictions) ——そしておそらくは、完全に禁止する(prohibit altogether) ——ことが許される。少なくとも、公海の2つの部分の間にあって国際航行の経路(a highway for international navigation)として使用されている以外の水域についてはそうである」と述べている⁷⁹。

国家実行上も、国際海峡の沿岸国が中立 国である場合において、その中立国が交戦 国軍艦の海峡通航を禁止または制限した例 はほとんどなく、中立沿岸国は交戦国軍艦 にも通航を認めてきた。すなわち、中立国 が国際海峡における交戦国軍艦の通航を禁 止した数少ない国家実行として、①第一次 大戦において、デンマークがサウンド海峡、 大ベルト海峡および小ベルト海峡の3海峡 に機雷を敷設し、交戦国軍艦の通航を禁止 した事例(1914年8月6日~1918年11月 11 日) 80 と、②第一次大戦において、イタ リアがメッシナ海峡を閉鎖した事例(1915 年 5 月 30 日) ⁸¹ の 2 つの事例がよく知られ ている。しかし、中立国が国際海峡におけ る交戦国軍艦の通航を禁止・制限した国家 実行はこれら2つの事例に限られ、それ以 外の場合において、中立国は、自国領水の うち少なくとも国際海峡たる部分について は、交戦国軍艦にも自由航行を認めてきた 82。中立国が通常の領水部分について交戦 国軍艦の通航を禁止・制限する措置をとり、 またはそうした措置をとる権利を有するこ とを表明した例はあるが、そうした場合で も、国際海峡部分については航行禁止・制 限の対象から除外し、交戦国軍艦にも通航

の自由を認めてきたのである。例えば、1912 年にデンマークが制定した中立規則83は、 「事情により必要であると認められる場合 には、もしくは「デンマークの〕主権を保 全し、または中立を保全するために、双方 の交戦国に対して同一の条件において、交 戦国軍艦が「[コペンハーゲン港] 以外のデ ンマークの港、停泊地またはその他の領水 部分に入ることを禁止する権利(prohibit the entering of other Danish ports or roadsteads or other parts of inner territorial waters) を留保する」と規定しつつ、「北海 とバルチック海を結ぶ『交通の自然航路』 として知られるカテガット海峡、サウンド 海峡、ならびに大ベルトおよび小ベルト海 峡のデンマーク領海部分」については、港 への入港の場合にのみ上記の権利が適用さ れるとし (第1条c)、交戦国軍艦がそれら の海峡部分に入って通航すること自体は禁 止しない立場を明らかにした。デンマーク は 1938 年にも同様の規則を制定し(1938 年中立規則第2条2項)、スウェーデンの 1938年中立規則も、交戦国軍艦の通航を禁 ずることのできる海域から「サウンド海峡 内からクラクスハム灯台と平行に引かれる 北緯線まで(dans le Sund au nord du parallère de latitude tiré par le phare de Klagshamn) | Ø 海域を除外した(第2条2項)84。

以上のように、従来の国家実行および学説は、通常の領海については、中立国が一定の場合において交戦国軍艦の通航を禁止・制限できることを肯定する一方、国際海峡については、そうした禁止または制限の権利を否定し、交戦国軍艦が国際海峡において通航権を有することを認めてきた85。以上の議論は交戦国軍艦に関するものであるが、中立国軍艦、交戦国商船および中立国商船については、国際海峡の沿岸国たる中立国がこれらの船舶の通航を禁止または

制限した先例は存在しないと言われる⁸⁶。 交戦国軍艦でさえ通航権を有するのであれ ば、商船や中立国軍艦は、当然に通航権を 有していると言ってよいであろう。

それでは、沿岸国が中立国である場合の 国際海峡において船舶(交戦国軍艦、中立 国軍艦、交戦国商船、中立国商船)が通航 権を有するとして、その通航権の内容はど のようなものであったか。その通航権は、 無害通航、停止できない無害通航、通過通 航といった、平時海洋法において存在する 通航権のいずれかと同一であるか、または それらのいずれかに近い通航権だったのか。 より具体的には、例えば、潜水艦は国際海 峡を潜没航行する権利を有していたか、軍 用機・民間航空機は国際海峡の上空を飛行 する権利を有していたか、国際海峡を通過 する交戦国軍艦が陣形を組んで航行する場 合、陣形の組み方に制限はあったのか、交 戦国軍艦がソナーによる監視を行いながら 航行することはできたのか、といったこと が問題になり得る。

しかし、国連海洋法条約採択前の戦時・ 武力紛争時において船舶および航空機が有 していた海峡航行権の内容は、十分明確だ った訳ではない。例えばロンツィッティ (Natalino Ronzitli) は、国際海峡の上空飛 行について、沿岸中立国が交戦国軍用機に も国際海峡の上空飛行を認めてきた第二次 大戦以降の国家実行の傾向を指摘しつつ、 それが義務の意識に基づくものだったのか どうかを判断することはできないと述べて 結論を回避している⁸⁷。潜水艦の潜没航行 については、第二次大戦中に交戦国軍艦が ジブラルタル海峡を潜没航行した実行があ るが、スペインとモロッコの領海部分にお いても潜没航行していたのかどうかは不明 であるとされ88、交戦国軍艦が国際海峡を 潜没航行する権利が国連海洋法条約採択前 に存在したか否かについては、それを否定する学説が有力である⁸⁹。陣形の組み方やソナーによる監視については、それらの問題について論じたもの自体が見当たらない⁹⁰

このように、通航権の内容は細部におい ては不明確であったが、全体として見れば、 国連海洋法条約採択前の国際法において、 「沿岸国が中立国である場合の国際海峡の 地位は、多かれ少なかれ平時における状況 と同じ (more or less equated to the situation in time of peace)」であったと言われる⁹¹。 つまり、沿岸国が中立国である国際海峡で 船舶が有していた通航権は、当時の平時海 洋法において存在した国際海峡通航権(無 害通航権か、せいぜい停止できない無害通 航権) に近い内容の通航権であったと考え ることができ、通過通航権またはそれに近 い内容の通航権が戦時・武力紛争時に存在 していたとは言えないのである(例えば、 前述のように、戦時・武力紛争時の国際海 峡において潜水艦が潜没航行権を有してい たとは言えず、また、航空機が上空飛行権 を有していたとは言えない)。

3-3 国連海洋法条約採択後の状況

国連海洋法条約採択前の平時海洋法における国際海峡通航権の内容がどのようなものだったかは必ずしも明らかでない部分があるが、少なくとも通過通航権ではなかったことは明らかであり、無害通航権もしくは停止できない通航権またはそれらに近い通航権であったと考えられる。3-2で検討したのは、そのような時代における国際法の状況であった。

1982 年に採択された国連海洋法条約は、国際海峡について、通過通航権という新たな制度を導入した。このことは、戦時・武力紛争時の国際海峡の法的地位にいかなる

影響を与えたか、あるいは与えなかったか。 以下では、この問題を検討する。なお、国 連海洋法条約が新たに導入した法規則は、 国際海峡の沿岸国が外国船舶に対して通過 通航権を認めなければならないという規則 であるから、これによって影響を受けたか どうかが問題となるのは、3-2(2)で検討 した論点についてであり、3-2(1)で検討 した論点(沿岸中立国が交戦国軍艦その他 の船舶に国際海峡の通航を認めてよいか) についてそうした問題は生じない。

戦時・武力紛争時における国連海洋法条 約の適用可能性については、(a) 国連海洋 法条約は、そもそも戦時・武力紛争時には 適用されない(適用を停止する)という考 え方92と、(b) 国連海洋法条約は、戦時・ 武力紛争時にも継続的に適用され、それが 海戦法規その他の特別法によって修正を受 けるだけであるという考え方⁹³がある。本 稿の著者は(b)説が妥当ではないかと今の ところ考えているが、(a) 説も、平時海洋 法と海戦法規・中立法規が完全に分断して いると考える訳ではなく、平時海洋法の変 化(例えば、領海の幅、群島水域制度の導 入など) が海戦法規・中立法規に影響を与 えることは認めるので、結論が(b)説と大 きく変わる訳ではない。また、いずれの説 も、海戦法規・中立法規の中に平時海洋法 と内容の異なる規則があれば、戦時・武力 紛争時には当該規則が適用されると考える 点では同じである。

実際、武力紛争時の国際海峡について通過通航権制度を適用ないし準用することは、少なくとも沿岸国が中立国である場合については(後述するように、沿岸国が交戦国である場合については別の考慮が必要となる)、(a) 説の立場に立つ者によっても広く支持されている。

例えば、ラオホ (Elmar Rauch) は、国連

海洋法条約が「平時法の一部であって海戦 法規を規律することを意図していない」94 との立場をとるにもかわらず、通過通航権 の制度が武力紛争時の国際海峡(沿岸国が 中立国である場合) にも適用されると主張 する。ラオホは、国連海洋法条約採択前の 国際法の状況について述べる箇所で、沿岸 国が中立国である場合の国際海峡において 交戦国軍艦が有する通航権は無害通航であ ったと述べており95、また、国連海洋法条 約採択後に新たな慣習国際法が成立したこ との論証もしていない。したがって、ラオ ホの議論は、国連海洋法条約の国際海峡関 連規定が武力紛争時にもダイレクトに適用 されるという議論でも、交戦国軍艦が慣習 国際法に基づき通過通航権を有するという 議論でもないことになる。

ラオホの議論の趣旨は、「この概念「中立 の概念〕自体が将来の海戦において何らか の意味を持ち得るとすれば、それは、海洋 法における新たな展開を考慮に入れて調整 された(adjusted)ものでなければならない」、 つまり、「海峡の通過通航に関する限り、中 立法規は、海峡国の安全保障上の利益と、 ほかのすべての国 (海軍国を含む) の航行 上の利益を調整して出来上がった、新しく、 かつ、繊細なバランスを反映(reflect the new and delicate balance) しなければならない」 ということである%。要するに、伝統的中 立法規は、領海の幅が12カイリよりも狭か った時代に、領海の幅が狭いことを前提と して成立したものであり、国連海洋法条約 によってその前提が変化すれば、それに応 じて中立法規の内容も変化するというので ある。

ラオホによれば、武力紛争時における通 過通航権制度の適用は、中立法規の趣旨お よび目的にも合致するという⁹⁷。すなわち、 中立法規の趣旨・目的は、中立国が戦争・ 武力紛争に巻き込まれないようにすることである。しかし、交戦国軍艦の国際海峡を 前の規制について中立国が裁量を有するとすれば、仮にその裁量を全交戦国に対して公平に行使したとしても、事実上は一部の交戦国の有利に、他の交戦国の置かれて作りであり得る。交戦国の置かれてとがあり得る。それゆえ、戦略の高い国際海峡の通航について東立をである。それゆえ、戦略的立国際海峡の通航について東が裁量を行使することは危険であり、その意場を引いる地を制限した通過が表したがありである。

真山全が敷衍して紹介している米海軍の グリュナワルト海軍大佐(退役)(Captain Richard Jack Grunawalt, USN (Ret.)) の議 論98も、ラオホの議論に近い (グリュナワ ルトの論文自体は簡潔すぎて分かりにく い)。グリュナワルトによれば(真山による 敷衍を含む) 99、国連海洋法条約の国際海 峡関連規定は、戦時に自動的かつ機械的に 適用される訳ではない。通過通航権の制度 は、もともとは、平時における海峡沿岸国 と海峡利用国との間の妥当なバランスを実 現することを意図したものだからである。 しかし、このバランスは、戦時における交 戦国と中立国との間のバランスも概ね反映 するもの (outlines) であると言える。この バランスを反映するものとして、国連海洋 法条約により創設された通過通航権制度は、 中立法規の中に徐々に統合されつつある (are being integrated increasingly into the law of neutrality)。このことは、イラン・イ ラク戦争において中立諸国がホルムズ海峡 のイラン領海部分についても通過通航権制 度の適用を主張した事実100によっても裏づ けられる。国際海峡の交戦国領海部分につ いてさえ通過通航権制度が適用されるので

あれば、中立領海部分(例えばホルムズ海峡のオマーン領海部分)については、より強い理由で通過通航権制度を適用すべきことになるというのである。なお、真山自身は、沿岸国が中立国である国際海峡に通過通航権制度を適用することについて、「領海の幅が拡大した時代における合理的な対応(rational response)であるように思われる」としつつ、通過通航権制度が交戦国の間のとしつつ、通過通航権制度が交戦国の間の正確な均衡点であるかどうかは、「今後の実行によってのみ証明される」と述べており、これが現時点で実定法化しているとの考えは示していない¹⁰¹。

また、武力紛争時における通過通航権制度適用の実定法性を否定するロンツィッティも、国家実行の傾向としては、武力紛争時にも通過通航権制度を適用する方向に発展していることを肯定しており、また、それが実質的に見ても妥当であるとの考えを示唆している102。

さらに、武力紛争時における通過通航権 制度の適用は、各国海軍等が作成したマニ ュアルにおいても支持されている。例えば、 米海軍の 2007 年版「海上作戦の法に関する 指揮官ハンドブック」(7.3.6) は、「1982年 海洋法条約に反映されている慣習国際法は、 交戦国および中立国の水上艦、潜水艦なら びに航空機が、国際航行に使用されている すべての海峡の水面、上空および水中を通 過通航する権利を有することを定めている。 中立国は、国際海峡におけるこの通過通航 権を停止し、阻害し、またはその他の方法 により遅らせてはならない。中立水域と重 なる国際海峡を通過する交戦国の軍隊は、 遅滞なく通過し、中立国に対する武力によ る威嚇または武力の行使を差し控え、なら びに敵対行動その他の通過に付随しない活 動を差し控えなければならない。しかし、

通過中の交戦国の軍隊は、その安全に必要 な防御的措置(軍事機器の発射および回収、 保護陣形を組んだ航行 (screen formation steaming)、ならびに音響および電子的手段 による監視を含む)をとることができ、な らびに敵対行為または敵対的意図に対して 自衛の対応をとることができる」と述べて いる103。カナダ軍のマニュアルも、「交戦国 の軍艦、補助艦および軍用機または補助航 空機は、国際法が定めるところにより、中 立国の海峡の水面、水中および上空におい て通過通航権を行使し、および群島航路帯 通航権を行使できる」(812.1)と述べ、国 際海峡を通過通航中の軍艦がとることので きる防御的措置については、「中立国の海峡 または群島航路帯通航権が適用される水域 の水面、水中および上空を通過する交戦国 は、その安全と両立する防御的措置(航空 機の発着艦、保護陣形を組んだ航行ならび に音響および電子的手段による監視を含む) をとることが許される。しかし、通過通航 中の交戦国または群島航路帯を通航する交 戦国は、敵軍に対する攻勢的行動 (offensive operations) を行ってはならず、それらの中 立水域を避難場所 (a place of sanctuary) お よび作戦根拠地 (a base of operation) とし て使ってはならない」(819.1)と述べてい る¹⁰⁴。さらに、前述(本稿注4参照)のサ ンレモ・マニュアルは、「平時において国際 海峡および群島水域に適用される通過通航 権および群島航路帯通航権は、武力紛争時 においても引き続き適用される」(第23項 前段)と定め、また、「中立国は、通過通航 または群島航路帯通航権を停止し、妨害し、 またはその他の方法により遅らせてはなら ない」(第29項)と定めている。軍艦がと ることのできる防御的措置に関する規定は、 カナダ軍マニュアル (819.1) とまったく同 一内容である¹⁰⁵。

以上のように、沿岸国が中立国である国 際海峡について通過通航権制度を適用ない し準用することは、合理的なものとして広 く支持されている。以上の議論は、交戦国 の軍艦および軍用機に関するものであるが、 交戦国の軍艦および軍用機でさえ通過通航 権を有するのであれば、それ以外の船舶や 航空機(商船、民間航空機ならびに中立国 の軍艦および軍用機) は当然に通過通航権 を有すると言ってよいだろう。また、平時 海洋法において通過通航権制度ではなく無 害通航権制度が適用される海峡106や、停止 できない無害通航権制度が適用される海峡 107の戦時・武力紛争時における法的地位に ついては、論じられることがあまりないが、 平時と同じく、無害通航権制度または停止 できない無害通航権制度を適用しても特に 問題は生じないように思われる108。ただし、 国連海洋法条約第 36 条が適用される国際 海峡(海峡内に航路上および水路上の特性 において同様に便利な公海または EEZ の 航路が存在する海峡)の場合、ラオホやハ インチェル・フォン・ハイネックが指摘す るように、高速で飛行する交戦国軍用機は、 航路の形状によっては海峡内の公海航路ま たは EEZ 航路の上空を正確に辿って飛行 することが困難であることがあり、かとい って減速すれば敵の地対空ミサイルによる 攻撃の危険にさらされるという問題がある 109。つまり、平時においては「同様に便利 な公海又は排他的経済水域の航路」と言え るものであっても、戦時・武力紛争時にお いては「同様に便利」とは言えなくなる可 能性があるのである。

なお、戦時・武力紛争時において国際海峡を通過通航する交戦国軍艦は、敵からの攻撃に備え、保護陣形を組んだ航行(screen formation steaming)、之字運動(zig-zagging)、音響・電子手段(レーダー、ソナー等)に

よる監視(acoustic and electronic surveillance)、航空機の発着艦(launching and recovery of aircraft)等の防御的措置(defensive measures)をとることが考えられる¹¹⁰。仮に武力紛争時の国際海峡に国連海洋法条約の通過通航権制度を適用または準用するとすれば、交戦国軍艦がとるこうした防御的措置と国連海洋法条約第39条(通過通航中の船舶および航空機の義務)などの規定との関係が問題となる。

音響・電子手段による監視については、 国際海峡を通過通航中の船舶が沿岸国の事 前の許可なしに行うことを禁じられた「調 査活動又は測量活動 (research or survey activities)」(国連海洋法条約第40条)に当 たらないかが問題になり得るし、之字運動 については、「海峡……を遅滞なく通過する こと (proceed without delay through...the strait)」(同第39条1項(a)号)とは言え ないのではないかが問題となる。航空機の 発着艦(「航空機の発着又は積込み(the launching, landing or taking on board of any aircraft)」) は、通常の領海においては無害 通航に当たらない行為の例として明示的に 列挙されている(同第19条2項(e)号) が、通過通航権関連規定の中には「航空機 の発着又は積込み」を禁ずるものはない。 しかし、航空機の発着艦は、「「海峡の〕上 空を遅滞なく通過すること」(同第39条1 項(a) 号)とはかなり性格が異なる。保護 陣形を組んだ航行については、通過通航中 の船舶が差し控えるべきものとされる「継 続的かつ迅速な通過の通常の形態に付随す る活動以外のいかなる活動 (any activities other than those incident to their normal modes of continuous and expeditious transit)」(同第 39 条 1 項 (c) 号) に当たらないかが問題 になるかもしれない。

既に引用したように、米海軍のマニュア

モ・マニュアルは、通過通航中の交戦国軍 艦がこれらの防御的措置をとれることを明 確に肯定する。しかし、これらの措置を国 連海洋法条約の諸規定の中にどのように位 置づけるかについては、何の説明もしてい ない。前述の防御的措置の中には、保護陣 形を組んだ航行のように「当該船舶の安全 のためにとられる通常の予防措置として容 認され得るかもしれない (might be acceptable as a normal precaution for security) ものもある一方、航空機の発着艦のように、 「「国連海洋法」条約の現行の条文 (actual provisions) の中には「許容される活動とし て] 含まれていない」ものもある111。結局、 ロウが指摘するように112、この問題に関す る答えは、「条約の解釈についての「締約国 の〕 合意 ("agreed interpretation" of the Convention)」を構成するものとしての国家 実行(条約非締約国との関係では慣習国際 法成立要件の1つとしての国家実行)の中 に見いだすほかないのだろう。

ル、カナダ軍のマニュアルおよびサンレ

4. 沿岸国が交戦国である国際海峡

4-1 問題の所在

拿捕しても、何の違いも出てこないからである(通航を禁止してもしなくても、領水内に入りたい船舶は入ってくるであろうし、入ってきたら、沿岸交戦国としては、敵軍艦の場合は攻撃または拿捕し、敵商船の場合は拿捕すればよいだけの話である)。そのため、交戦国が領水(国際海峡を含む)における敵軍艦や敵商船の通航を禁止した先例は、ほとんど存在しないのである114。

問題は、害敵手段(攻撃、海上捕獲等) 行使の対象とならない船舶、すなわち中立 国軍艦、および戦時禁制品輸送も封鎖侵破 も非中立的役務も行っていない中立商船の 国際海峡通航について、交戦国がこれを禁 止または制限できるかである¹¹⁵。以下では、 国連海洋法条約採択前の国際法の状況を明 らかにした上で(4-2)、それが国連海洋法 条約による通過通航権制度の導入によって いかなる影響を受けたか(あるいは受けて いないか)を検討する(4-3)。

4-2 国連海洋法条約採択前の状況

(1)中立国軍艦

沿岸国が交戦国である国際海峡において、中立国軍艦は通航権を有するか、有するとした場合、その通航権の内容はどのようなものか。この問題に関連性を有する国家実行は、ほとんど存在しないと言われる¹¹⁶。ただし、この問題に関連する判例として、国際司法裁判所のコルフ海峡事件(本案)判決がしばしば引用される¹¹⁷。

本件は、4 隻の英国軍艦が北コルフ海峡のアルバニア領海部分を北上していたところ、そのうちの2 隻が機雷に触れて爆発し、86 名が死傷した(1946 年 10 月 22 日)事件である。本稿に関連する裁判所の判示事項の概要は、次の通りである¹¹⁸。すなわち、平時における国家が、公海の2つの部分の間にあり国際航行の目的に使用される(qui

navigation servent, aux fins de la internationale) 国際海峡において軍艦を無 害通航させる権利を有していることは、一 般に認められており、国際慣行にも合致す る。アルバニアは、北コルフ海峡が国際航 行にとって二次的な重要性しか有さず、ま た、公海の2つの部分の間において必ずそ こを通らなければならないような経路でも ないと主張する。しかし、裁判所の見解に よれば、アルバニアが主張するそれらの要 素は重要ではなく、決定的な基準は、公海 の2つの部分を接続しているという地理的 状況 (la situation géographique du Détroit, en tant que ce dernier met en communication deux parties de haute mer) および海峡が国際 航行の目的に使用されている事実 (fait que le Détroit est utilisé aux fins de la navigation internationale) である。英国政府代理人が 裁判所に提出した資料によれば、1936年4 月1日から1937年12月31日までの1年9 ヶ月間に北コルフ海峡を通航した船舶の数 は 2,884 隻(船舶の国籍はギリシア、イタ リア、ルーマニア、ユーゴスラビア、フラ ンス、アルバニアおよび英国であった)で あり、1年9ヶ月の間に2,884 隻というの はかなりの数である。また、北コルフ海峡 は、アルバニアとギリシアの国境であるこ と、海峡内のすべての海域が両国の領海に 属すること、および同海峡はコルフ港に出 入りする船舶の交通にとって特別な重要性 を有している事実も重要である。以上の理 由により、「北コルフ海峡は、平時において 沿岸国が船舶の通航を禁ずることのできな い 国 際 海 上 経 路 (voies maritimes internationales) の部類に属すると考えなけ ればならない」。しかし他方、本件において 北コルフ海峡の2つの沿岸国(ギリシアと アルバニア)は、同海峡に接するアルバニ ア領土の一部についてギリシアが領土権を

主張したことにより、「通常の関係 (relations normales)を維持していなかった」。「ギリ シアは、アルバニアと技術的に戦争状態に ある (techniquement en état de guerre) と宣 言し、ギリシアが侵入してくる危険がある ことを理由に、当該地域において一定の警 戒措置 (mesure de vigilance) をとる必要が あると考えていた。裁判所の見解では、ア ルバニアは、こうした例外的状況において は、海峡の軍艦通航について規制を課すこ と (réglementer) を正当化されるだろうが、 そうした通航を禁止し(l'interdire)、また は特別の許可に服せしめる(l'assujettir à une autorisation spéciale) ことは正当化され ない」。要するに、裁判所によれば、仮にア ルバニアがギリシアと戦争状態または戦争 状態に近い緊張状態にあったとしても、ア ルバニアは、第三国軍艦(中立国軍艦)が 北コルフ海峡を通航することそれ自体を禁 止することはできず、一定の規制措置を課 せるだけだというのである。

裁判所のこの判断は、当時のアルバニア とギリシアの間に戦争状態または武力紛争 が存在していたことを前提とするものなの かどうか、必ずしも明らかではない。バク スター (R. R. Baxter) は、裁判所が「アル バニアは、ギリシアと技術的に戦争状態に あると宣言していた」事実に言及している ことを根拠に、裁判所は「アルバニアが事 実上の戦争状態 (in a de facto state of war) にあったことを前提にしてこの結論を導い たのかもしれない」と述べ、コルフ海峡事 件判決が示した判例は、沿岸国が交戦国で ある場合の国際海峡について妥当すると論 じている119。しかし他方、裁判所は、領海 内に機雷が敷設されていることを知りなが らそれを英国軍艦に通報しなかったことに 関するアルバニアの国際義務違反を認定す る際、「この義務は、1907年ハーグ第8条 約に基づくものではない。同条約は、戦時 に適用されるものだからである。そうでは なく、この義務は、人道の基本的考慮のよ うな、ある種の一般的で、かつ、広く承認 された諸原則 (certains principes généraux et bien reconnus, tels que des considération élémentaire d'humanité) に基づく。「人道の 基本的考慮は、] 平時においては、戦時にお けるよりもずっと絶対的 (plus absolues encore) なものである」¹²⁰と述べているこ とからすると、アルバニア・ギリシア間に おける戦争状態の存在を否定していると考 えられる。ただし、裁判所が法的な意味で の戦争 (de jure war) と武力紛争ないし事 実上の戦争とを区別し、後者の存在を前提 としていた可能性はあり得る(バクスター はそのような理解であろう)。

いずれにせよ、本件において沿岸国であるアルバニアとギリシアとの間に緊張状態が存在したことは裁判所が認定しており(両国は「通常の関係を維持していなかった」)、そうした緊張状態においてすら国際海峡の軍艦通航に「規制を課すこと」ができるのであれば、戦時・武力紛争時においては、当然にそうした規制を課すことが許されるであろう。

(2)中立商船

沿岸国が交戦国である国際海峡において、中立商船は通航権を有するか、有するとした場合、その通航権の内容はどのようなものか。この問題について関連性を有する国家実行は、中立国軍艦の場合と同様、ほとんど存在しないと言われる¹²¹。数少ない国家実行として、日露戦争(1904~05年)中に交戦国日本が津軽海峡に防御海面を設定した例¹²²や、第二次大戦中に同じく交戦国日本が津軽海峡および宗谷海峡に防御海面を設定した例¹²³がある。日本が行ったこれ

らの防御海面設定は、いずれも、明治 37 年の防禦海面令を根拠とするものであった が、前述の通り、防禦海面令は、防禦海面 内における一切の船舶の航行を禁ずるもの ではなく、①夜間(日没から日出まで)の 航行を禁ずることと、②それ以外の時間帯 に防御海面内を通航する船舶に対し、所管 鎮守府司令官および要港部司令官の指示に 従うよう義務づけることを内容とするもの だった (2-3 参照)。日露戦争の際の津軽 海峡防御海面と第二次大戦の際の宗谷海峡 防御海面は、防禦海面令に沿った内容のも のであり、諸外国から抗議はなされなかっ たようである124。他方、第二次大戦の際の 津軽海峡防御海面は、夜間だけでなく、日 中においても、特別の許可を得た船舶以外 の通航を禁ずる内容のものであり125、これ に対してはソ連から抗議がなされた¹²⁶。

学説上は、沿岸交戦国は中立商船の国際海峡通航を全面的に禁止することはできないのが原則であるが、水先案内の義務づけや通航を日中に限定するなどの措置をとることはでき¹²⁷、さらに、「極めて切迫し、やむを得ない事情があるとき(in the most urgent and compelling of circumstances)には、最後の手段として、[沿岸交戦国]が海峡内の中立船舶通航を完全に遮断することもできる」¹²⁸と言われる。

4-3 国連海洋法条約による通過通航権制 度導入の影響

以上のように、沿岸国が交戦国である国際海峡における船舶(中立国軍艦および中立商船)の通航については、関連する国家実行・判例が極めて少ないものの、沿岸国たる交戦国は、航行の全面的な禁止はともかく、航行に何らかの規制(例えば夜間の航行を禁止する措置)を課すことは、少なくとも許容されると考えられていたと言え

るだろう。この状況は、国連海洋法条約による通過通航権制度の導入によって変化したのだろうか。つまり、4-2で検討したのは、平時海洋法における国際海峡通航権が、通過通航権よりも自由度の低い通航権(無害通航権)であった時代の国際法の状況で書通航権)であった時代の国際法の状況であるが、平時海洋法の国際海峡通航権がより自由度の高い通過通航権に変わったことによって、戦時・武力紛争時における国際海峡通航権の内容にも変化が生じたのかどうかが問題となる。

この問題については、まず、沿岸国が交 戦国である国際海峡の場合、通過通航権よ りも自由度の低い通航権しか保障されない とする学説がある。例えば、ハインチェル・ フォン・ハイネックは、中立国潜水艦が平 時の国際海峡において有する潜没航行の権 利は、沿岸国が交戦国である場合には、「自 国の沿岸海域における船舶交通の状況をで きる限り正確に知る交戦国の利益」によっ て制限され、中立国の潜水艦は、沿岸国が 交戦国である国際海峡においては浮上して 航行することを求められるという129。また、 中立国航空機が平時の国際海峡において有 する上空飛行の権利については、航空機の 速度は船舶よりもずっと速く、沿岸交戦国 が短時間で航空機の身元特定を行って必要 な対応措置を講ずることは困難である―― それにもかかわらず中立国航空機に上空飛 行を認めなければならないとするのは沿岸 交戦国にとって危険である――ことから、 航空機の上空飛行権は、交戦国が沿岸国で ある国際海峡においては適用されないとい う130。また、中立国が沿岸国である国際海 峡について通過通航権制度を適用・準用す ることが実質的に考えて合理的であること を示唆するロンツィッティも、国際海峡内 を潜没航行する敵国潜水艦と中立国潜水艦 とを識別することが不可能であることを挙げ、国際海峡の沿岸国が中立国である場合には通過通航権制度を、国際海峡の沿岸国が交戦国である場合には無害通航権制度を適用するというダブル・スタンダードにならざるを得ないと述べている¹³¹。

他方、潜没航行権や上空飛行権を特に制 限することなく通過通航権制度の適用・準 用を肯定するものもある。例えば、カナダ 軍のマニュアル(815.1)は、「中立国の軍艦、 補助艦、軍用機および補助航空機(auxiliary aircraft) は、交戦国の国際海峡および群島 水域の水面、水中および上空において、国 際法が定める通過通航権を行使することが できる。中立国は、予防的措置として (as a precautionary measure)、通航権を行使するこ とについて、時宜を得た通報(timely notice) を交戦国に行わなければならない」132と述 べている。サンレモ・マニュアル (第26項) もカナダ軍のマニュアルとほとんど同一内 容であり、「中立国の軍艦、補助艦、軍用機 および補助航空機は、交戦国の国際海峡お よび群島水域の水面、水中および上空にお いて、一般国際法が定める通過通航権を行 使することができる。中立国は、予防的措 置として、通航権を行使することについて、 時宜を得た通報を交戦国に行わなければな らない」¹³³と定める。米海軍のマニュアル (2.5.3.1) は、「沿岸国は、平時において、 国際海峡の通過通航をいかなる目的のため であっても阻害し、または停止してはなら ない。国際法のこの原則は、他国と武力紛 争状態にある沿岸国と平和関係にある国の 通過船舶 (軍艦を含む) にも適用される L 134 と述べている(少し分かりにくい言い方で あるが、要するに、交戦国が沿岸国である 国際海峡において、中立国の船舶が通過通 航権を有するという意味である)。

このように、沿岸国が交戦国である国際

海峡における通過通航権制度の適用については、それを平時と比べてどの程度制限するか(潜没航行や上空飛行まで認めるのか)について見解が分かれている。この問題に対する答えは、カナダ軍マニュアルやサンレモ・マニュアルが定める「時宜を得た交戦国への通報(timely notice to the belligerent State)」だけで当該交戦国の安全が確保できるかどうかに依存するだろう。なお、いずれの学説・マニュアルにおいても、沿岸国が交戦国である場合の国際海峡において・動が変戦国である場合の国際海峡において・動が変戦国である場合の国際海峡において・動が変戦国であり、敵国の軍艦や軍用機にする・で通過通航権や無害通航権を認めなければならないと主張するものは存在しない。

5. おわりに

本章では、戦時・武力紛争時における国 際海峡の法的地位について、沿岸国が中立 国である場合と、沿岸国が交戦国である場 合とに分けて、国連海洋条約採択の前と後 の国際法の状況を検討した。この問題に関 する国際法の内容は、過去においても現在 においても細部については不明確な部分が 多いが、現在では、戦時・武力紛争時にお いても通過通航権制度を原則的に適用する との見解が広く支持されている。ただし、 戦時・武力紛争時における船舶の通航権は、 それが通過通航権(に近い通航権)であれ、 無害通航権 (に近い通航権) であれ、平時 よりも制限的に適用される。通航権が平時 よりも制限される度合いは、①中立国の領 海のうち国際海峡たる部分<②中立国の通 常の領海< (≦?) ③交戦国の領海のうち国 際海峡たる部分<④交戦国の通常の領海、 の順で大きくなる。すなわち、①の場合、 沿岸中立国は、交戦国軍艦を含む外国船舶 に平時と同じ内容の通航権を認めるのが― 一それが実定法化しているかどうかはとも かく――合理的であると考えられているのに対し、③の場合、沿岸交戦国は、平時におけるのと異なり、敵国の軍艦や軍用機に通航を認める必要がないのは当然のことを表えられているし、中立国の船舶や航空機についても、潜没航行や上空飛行まで認める義務はないとの議論がある。②と④は本稿の検討の対象外の問題であるが、②の場合、少なくとも国連海洋法条約採択前の国家実行・学説では、①と違って交戦国軍艦の通航を禁止してよいと考えられてきた。

船舶の通航権を平時よりも制限的に適用 すべき度合いが中立国よりも交戦国の場合 に大きいのは、交戦国と敵国は相互に敵対 行為を国際法上合法的に行い得る状態にあ るのに対し、交戦国と中立国は相互に敵対 行為を合法的に行い得る状態にないことに 由来する。すなわち、交戦国は、中立国領 水内で敵対行為を行ってはならない(海戦 中立条約第2条)から、交戦国軍艦がこの 規則をきちんと守る限り、中立国が交戦国 軍艦に領水内への立入りと通航を認めても、 その中立国には何の危険も生じない。そう だとすれば、中立国は、交戦国軍艦が平時 であればもっていると解される無害通航権 135を戦時・武力紛争時において否定する根 拠を原則として有しないはずである。とは いえ、戦時・武力紛争時には、不測の事態 (交戦国の軍艦と他方交戦国の軍艦が中立 国領水内で衝突し、交戦を始める事態) の 生ずる可能性が、平時よりは大きい。また、 アルトマーク事件が端的に示すように、中 立国が交戦国軍艦に認めて構わないとされ る「単二中立領水ヲ通過スルコト」の範囲 については、諸国の間で見解が一致してい ないため、中立国が「単二中立領水ヲ通過 スルコト」であると判断して容認した交戦 国軍艦の行動であっても、他方交戦国が「単 ニ中立領水ヲ通過スルコト」ではなく中立

国領水の濫用であると判断して自力救済的 手段136に訴える可能性を払拭できない。こ れらの可能性を払拭できない以上、中立国 としては、予防的に、交戦国軍艦の自国領 水内への立入りを一切禁じたいと考えるで あろう。しかし、中立国のこの懸念は、心 配だから念のため予防的に立入りを禁じて おきたいという程度のものであるから、通 常の領海についてはともかく、国際海上交 通の要衝である国際海峡においてそうした 予防的措置(船舶の立入りと通航を禁ずる 措置)をとることは正当化しがたい。国連 海洋法条約採択前の国家実行と学説におい て、中立国は通常の領水については交戦国 軍艦の通航を禁止できる137が、国際海峡の 場合はその限りでないとの見解が支配的だ ったのは、そのためであると考えられる。

これに対して、戦時・武力紛争時におい て交戦国が置かれる状況は、中立国の場合 と根本的に異なる。つまり、交戦国は、敵 国によっていつでも合法的に攻撃その他の 敵対行為を行使される危険にさらされてい る。それゆえ、交戦国が敵軍艦に領海内(国 際海峡である場合を含む)における通航権 を認めなくてよいのは当然のことである (そんな危険なことを認める義務があると は考えられない)。商船、民間航空機ならび に中立国の軍艦および軍用機は、交戦国に 対して敵対行為を行い得る地位にはないが、 だからといってこれらの船舶や航空機に領 海や国際海峡における通航を平時と同じよ うに認めなければならないことにはならな い。夜間や悪天候時の航行、潜没航行、上 空飛行など、航行の熊様によっては、領海 や国際海峡内を通航または飛行している船 舶や航空機が敵軍艦・敵軍用機なのか、そ れとも中立国軍艦・軍用機または商船・民 間航空機なのかを、交戦国が直ちには識別 できず、または識別が不可能な場合があり

得るから、商船、民間航空機ならびに中立 国の軍艦および軍用機にそうした態様の航 行・飛行まで認めなければならないとする のは、交戦国の安全を害するのである。

本稿で検討した問題は、条約中に明確な 規定が存在しない問題であるため、法規範 の正確な意味内容は、結局は国家実行一 国家実行は、条約当事国間では「条約の適 用につき後に生じた慣行であって、条約の 解釈についての当事国の合意を確立するも の」(条約法に関するウィーン条約第31条 3項(b) 号) としての意味を、条約非当事 国との関係では慣習国際法の成立要件の 1 つとしての意味をもつ――によって決まる と言うほかない。ただし、基本的な考え方 としては、平時海洋法における通航権制度 (国際海峡の場合は通過通航権その他の通 航権)を出発点とし、戦時・武力紛争時に おいて交戦国と中立国がそれぞれさらされ る危険を考慮して通航権を平時よりも制限 的に適用することになる。沿岸国が中立国 である場合、少なくとも国際海峡について は、平時の通航権制度をほぼそのまま適用 して問題はないと考えられる (3-3 で述べ たように、戦時・武力紛争時において交戦 国軍艦や軍用機が置かれる状況に鑑みれば、 交戦国軍艦・軍用機については、平時より も自由度の高い通航権を認めざるを得ない かもしれない)。他方、沿岸国が交戦国であ る場合の国際海峡については、4 で検討し たように、いろいろな考え方があり得るが、 中立国潜水艦の潜没航行や中立国軍用機の 上空飛行を認めなければならないとするの は、交戦国にとって酷なのではないかと思 う。そして、戦時・武力紛争時における潜 没航行権や上空飛行権を仮に否定するので あれば、それは通過通航権というよりも、 無害通航権に近い内容の通航権と言った方 がよいのかもしれない。

- ¹ 「海洋法に関する国際連合条約(The United Nations Convention on the Law of the Sea, 10 December 1982)」平成8年条約第6号, 1883 U.N.T.S. 3.
- 「海峡 (strait; détroit)」の語は、国連海洋 法条約において定義されてはいないが、「2 つのより大きな海域を結ぶ狭い自然の水 路 (a narrow, natural passage connecting two larger bodies of water) を意味するものと 解されている。Ruth Lapidoth, "Straits, International," in The Max Planck Encyclopedia of Public International Law, ed. Rüdiger Wolfrum, vol. 9 (Oxford: Oxford University Press, 2012), p. 619. 国連海洋法条約の国際 海峡関連規定が適用されるのは、「海峡」 のうち、「国際航行に使用されている(used for international navigation; servant à la navigation internationale)」ものに限られる (第34条1項)。正文の1つである仏語テ キストでは意図的に現在分詞(現在進行形) が用いられている("servant")ことから、 第34条1項の定義を満たすためには、現 に「国際航行に使用されている」ことが必 要であり、「国際海峡に使用される」潜在 的可能性があるだけでは不十分であると される。Wolfgang Graf Vitzhum, hrsg., Handbuch des Seerechts (München: Veralg C.H. Beck, 2006), S. 140. (なお、1958年の 「領海及び接続水域に関する条約」(以下 「領海条約」)の第16条4項では、「国際 航行に使用される(servent à la navigation internationale)」という文言が用いられて いた。 Convention on the Territorial Sea and the Contiguous Zone, 29 April 1958, 516 U.N.T.S. 206.) しかし、「国際航行に使用 されている」とはどのような状態のことで あるのかは必ずしも明らかではなく、この 文言の解釈が第34条の適用上最大の問題 である。マルティンは、2010年の著書に おいて、世界中にある海峡が国連海洋法条 約の何条の海峡であるかを示したカタロ グを付けており、それによれば、例えば我 が国の海峡のうち、根室海峡、種子島海峡 およびトカラ海峡の 3 つは通過通航権が 適用される海峡であり、また、北方領土の
- 間にある海峡のうち、択捉海峡、国後水道、 色丹水道、多楽水道などにも通過通航権が 適用されるという。 Ana G. López Martín, International Straits: Concept, Classification and Rules of Passage (Berlin: Springer, 2010), p. 205.
- 国際法上、「軍艦 (warship; navire de guerre)」とは、「一の国の軍隊に属する船 舶であって、当該国の国籍を有するそのよ うな船舶であることを示す外部標識を掲 げ、当該国の政府によって正式に任命され てその氏名が軍務に従事する者の適当な 名簿又はこれに相当するものに記載され ている士官の指揮の下にあり、かつ、正規 の軍隊の規律に服する乗組員が配置され ているもの」と定義される(国連海洋法条 約第29条)。この定義は、1958年「公海 に関する条約 (Convention on the High Seas, Geneva, 29 April 1958) | (昭和 43 年条約第 10号, 145 U.N.T.S. 82) 第8条2項で採用 されていた定義とほとんど同一である(公 海条約では「軍隊」ではなく「海軍」の文 言を使っていた点など若干の文言の相違 があるだけである)。また、1907年ハーグ 第7条約(「商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ 関スル条約 (Convention relative à la transformation des navires de commerce en bâtiments de guerre, La Haye, 18 octobre 1907) | 昭和 12 年条約第 7 号, Ministère des Affaires Étrangères, Deuxième conférence international de la paix, La Haye 15 juin—18 octobre 1907: Actes et documents, tome 1 (La Haye: Imprimerie Nationale, 1907), pp. 146-148) も、軍艦の定義として、①国の軍隊に属す ること(「所属国ノ直接ノ管轄直接ノ監督 及責任ノ下ニ置カルル」)、②軍艦であるこ とを示す外部標識を掲げること(「軍艦ノ 外部ノ特殊徽章ヲ附スルコトヲ要ス」)、③ 正式に任命された士官の指揮の下にある こと(「指揮官ハ国家ノ勤務ニ服シ且当該 官憲ニ依テ正式ニ任命セラレ其ノ氏名ハ 艦隊ノ将校名簿中ニ記載セラルヘキモノ トス」)、④乗組員が軍隊の規律に服するこ と(「乗員ハ軍紀二服スヘキモノトス」)と いう4つの要素を挙げていた(第1~5条)。

4 「軍艦」の概念が実定国際法上確立しているのに対し、「商船 (merchant ship; merchant vessel; navire de commerce)」の語を定義した条約規定は存在しない。例えば、国連海洋法条約は、「商船」の語を条約内で一度だけ、第2部第3節Bの見出しにおいて用いている(「商船及び商業目的のために運航する政府船舶に適用される規則」)が、その語を定義してはいない(「及び」という語で接続していることからすると、同条約は、商業目的政府船舶を「商船」とは別のカテゴリーの船舶と捉えているようである)。

この問題について、実定法の地位を有す る文書ではないが、人道法国際研究所 (International Institute of Humanitarian Law) が 1994 年に作成した「海上武力紛 争に適用される国際法に関するサンレ モ・マニュアル」(以下「サンレモ・マニ ュアル」)は、「商船」を「軍艦、補助艦ま たは税関用もしくは警察用の船舶のよう な国の船舶以外の船舶であって、商業的ま たは私的業務に従事しているもの (a) vessel, other than a warship, an auxiliary vessel, or a State vessel such as a customs or police vessel, that is engaged in commercial or private service)」と定義している。 International Institute of Humanitarian Law, San Remo Manual on International Law Applicable to Armed Conflicts at Sea: Prepared by International Lawyers and Naval Experts convened by the HIIHL (Cambridge: Cambridge University Press, 1995), p. 85. つまり、サンレモ・マニュアルによれば、 商業的または私的業務に従事している船 舶は、私有であるか国有であるかを問わず、 「商船」のカテゴリーに属する(商業目的 政府船舶は「商船」のカテゴリーに属する) ことになる(この点については、本稿注 6 も参照)。

なお、サンレモ・マニュアルの意義について、同マニュアルの日本語訳を作成して出版した訳者たちは、「主として国家実行に重きを置いた現実的な研究により導かれ、また、各国専門家の多数意見を反映し

ていることから、相応の説得力を持つもの ということができる。ただ、多数決で導か れた規定の一部には必ずしも主要海軍国 の見解を反映していないところもあり、ま た、法の漸進的発達を考慮して設けられた 規定には、既存の慣習法を重視する一部の 国には受け入れ難いと思われるところも ある。しかしながら、全体的にみると、不 明瞭とされてきた部分を明確化したのみ ならず、国際社会の進展に適合させるべく 海戦法規の再構築を図った画期的な成果 であるということができよう」と評価して いる。人道法国際研究所(竹本正幸監訳、 安保公人・岩本誠吾・真山全訳)『海上武 力紛争法サンレモ・マニュアル解説書』(東 信堂、1997年) v-vi 頁。

伝統的な海戦法規において、船舶の敵性の 決定基準(船舶が敵船であるか中立船であ るかの区別基準) については、船舶が掲揚 する権利を有する国旗、すなわち船舶の国 籍により決定するフランス主義と呼ばれ る立場 (国旗基準 (das Flaggenprinzip)) と、敵国の国旗を掲げていれば所有者のい かんを問わず船舶の敵性を肯定するが、中 立国の国旗を掲げている船舶であっても、 その所有者が敵性を有していれば船舶の 敵性を肯定する英国主義と呼ばれる立場 (国旗基準と所有者基準 (das Eigentumsprinzip) の併用) とが対立して いた。船舶の敵性決定基準に関するフラン ス主義は、フランスのほか、ロシア、ドイ ツ、イタリア、米国などにより採用されて いた。船舶の敵性について英国主義を採用 したのは、英国のほかには、日露戦争の際 の日本と、第一次大戦時の中国があるだけ であると言われる。1909 年ロンドン宣言 第57条1項は、「国旗の移転に関する規定 を除き、船舶の中立性または敵性は、その 船舶が掲揚する権利を有する国旗により 決定する」と定め、フランス主義を採用し た(中立国の国旗を掲げる権利を有してい る船舶で、敵人が所有するものを敵船とし て扱う余地を認めていない)。船舶の敵性 については、Georg Schramm, Das Prisenrecht in seiner neuesten Gestalt (Berlin: Ernst Siegfried Mittler und Sohn, 1913), pp.120-128; Sidney H. Brown, Der neutrale Charakter von Schiff und Ladung im Prisenrecht (Zürich: Art. Institut O. Füssli, 1926); C. John Colombos, A Treatise on the Law of Prize, 3rd ed. (London: Longmans, 1949), pp. 67-120 などを診照。

海戦法規における船舶のカテゴリーは、軍 艦と商船の2つに限られない。軍艦と商船 以外の船舶をどのように分類するかにつ いて定まった見解がある訳ではないが、例 えば、前述のサンレモ・マニュアルは、① 「病院船、沿岸救助用舟艇その他の衛生輸 送手段」、②「軍艦」、③「補助艦 (auxiliary vessel)」、④「商船」、⑤「通常は政府の被 雇傭者が配置されているが、その船舶を補 助艦たらしめるような任務を有していな い政府船舶 (government vessels which. though usually manned by government employees, do not have functions which would make them auxiliary vessels)」の5カ テゴリーに分類している。同マニュアルに よれば、「補助艦」とは、「軍艦以外の船舶 であって、一の国の軍隊が所有しまたはそ の排他的監督下に置いており、かつ、当分 の間政府の非商業的役務に従事するもの」 をいう。具体的には、「部隊や軍事貨物の 輸送」といった「自国の軍隊の後方支援 (logistical support)」に従事する船舶であ り、その船舶の乗組員は全員が文民であっ ても構わないものとされる。International Institute of Humanitarian Law, supra note 4, pp. 85, 91. サンレモ・マニュアルが⑤のカ テゴリーを想定していることは、一読した だけでは必ずしも明らかではないが、「商 船」の定義規定に付けたコメンタリー (13.23) において、商船は、①~③のい ずれにも該当しない船舶であると述べた 後、「しかし、そうする場合には、『商船』 の語から、通常は政府の被雇傭者が配置さ れているが、その船舶を補助艦たらしめる ような任務を有しないていない政府船舶 を除外する必要があった」と述べている。 *Ibid.*, p. 91. つまり、①~③のいずれでも でもないものが自動的に商船であること

にはならず、①~④のいずれにも該当しない第5カテゴリーの船舶が存在するということである。同マニュアルは、「商船」を定義する際に、「軍艦、補助艦または税・関用もしくは警察用の船舶のような国の船舶以外の船舶」[傍点引用者]と述べらいるから、⑤のカテゴリーに属する船舶を想定していると解される。*Ibid.*, p. 85. 我が国の場合、例えば海上保安庁の巡視船はこの⑤のカテゴリーに属すると解される。

サンレモ・マニュアルによれば、軍艦と補助艦は軍事目標であり、それらの船舶の乗組員は敵軍に捕らえられた場合には捕虜となる。*Ibid.*, pp. 154, 228. 軍艦と補助艦を分ける意味は、前者のみが敵対行為を行う資格を有するからである。*Ibid.*, p. 90.本稿の検討対象である国際海峡の通航について、同マニュアルは、軍艦にも補助艦にも同一の規則が適用されるとの立場をとっている。*Ibid.*, pp. 102-108.

なお、国連海洋法条約第236条では「軍の支援船 (naval auxiliary)」の語が用いられており、これがサンレモ・マニュアルにおける「補助艦」と等しいと言われる。真山全「海戦法規における目標区別原則の新展開(一)」『国際法外交雑誌』第95巻5号(1996年)15頁。

ただし、議論の中心になるのは、(1-a)、(2-c) および (2-d) の場合である。すなわち、国際海峡の沿岸国が中立国である場合において、その国が交戦国軍艦((1-a)) に海峡通航を認める義務を負うのであれば、それ以外の船舶 ((1-b)、(1-c) および (1-d))については、より強い理由により通航を認める義務を負うと考えられる (3-3 参照)。また、国際海峡の沿岸国が交戦国である場合において、その国が敵軍艦および敵商船 ((2-a) および (2-b))の海峡通航を禁止できることは当然のことと考えられており、議論の焦点は、中立国権と中立商船の通航を禁止または制限できるかどうかである (4-1 参照)。

B 国際海峡の中には、トルコ海峡(the Turkish Straits:ボスポラス海峡およびダーダネルス海峡)やデンマーク海峡(the Danish Straits:サウンド(エーレスンド;ズント)海峡、大ベルト海峡および小ベルト海峡)などのように、個別条約により特別の制度が設定されている場合がある。そうした海峡のうち、戦時・武力紛争時における外国船舶の通航について明文で規定をはているものについては、その条約条文を周中ればよく、一般国際法上の問題は生じない。また、そうした海峡に関する実行は、あくまでも個別条約の適用に関する実行であり、一般国際法の解釈・適用について関連性を有する実行とは見なされない。

戦時・武力紛争時における外国船舶の通 航について明文で規定した条約として、例 えば、トルコ海峡に関する 1936 年の「海 峡制度ニ関スル条約 (Convention concernant le régime des Détroits, Montreux, 20 juillet 1932)」(モントルー条約) (昭和 12年条約第1号, 173 L.N.T.S. 62) がある。 同条約第20条は、トルコが交戦国である 場合の軍艦のトルコ海峡通航について、 「戦時ニ於テ『トルコ』國ガ交戦状態ニ在 ルトキハ第十條乃至第十八條[平時におけ る軍艦の通航に関する規定:引用者注]ノ 規定ハ適用セラレザルベシ。軍艦ノ通過ハ 全ク『トルコ』國政府ノ裁量ニ委セラルベ シ」と規定する。他方、トルコが中立国で ある場合については、「戦時ニ於テ『トル コ』國ガ交戦状態ニ在ラザルトキハ軍艦ハ 第十條乃至第十八条二規定セラルル所ト 同一ノ條件ノ下ニ海峡ニ於ケル通過及航 行ノ完全ナル自由 (complète liberté de passage et de navigation) ヲ享有スベシ」(第 19条1項)、「尤モ本條約第二十五條[こ の条約はトルコまたは他の国際連盟国が 国際連盟規約に基づき有する権利および 義務を害するものではないとの規定:引用 者注] ノ適用ノ範囲内ニ属スル場合及『ト ルコ』國ヲ拘束スル相互援助條約ニシテ國 際聯盟規約ノ範囲内ニ於テ締結セラレ、右 規約第十八條ノ規定ニ従ヒ登録セラレ且 公表セラレタルモノニ依リ被侵略國ニ輿

ヘラルル援助ノ場合ヲ除クノ外何レノ交 戦國ノ軍艦ニ對シテモ海峡ノ通過ハ禁止 セラルベシ」と規定する(第19条2項)。 要するに、トルコが中立国である場合、中 立国軍艦は第10条~第18条に定める条件 に従いトルコ海峡通航権を有するが、交戦 国軍艦については原則としてトルコ海峡 通航が禁じられるということである。トル コが交戦国である場合の商船のトルコ海 峡通航について、第5条1項は、「戦時ニ 於テ『トルコ』國ガ交戦状態ニ在ルトキハ 『トルコ』國ト戦争中ノ國ニ属セザル商船 ハ何等敵ヲ援助セザルコトヲ條件トシテ 海峡ニ於ケル通過及航行ノ自由ヲ享有ス ベシ」と定める。トルコが中立国である場 合の商船通航について、第4条1項は、「戦 時二於テ『トルコ』國ガ交戦状態ニ在ラザ ルトキハ商船ハ國旗及載荷ノ如何ヲ問ハ ズ第二條及第三條ニ規定セラルル條件ノ 下二海峡ニ於ケル通過及航行ノ自由ヲ享 有スベシ」と規定する。

他方、デンマーク海峡に関する 1857年 条約(Treaty for the Redemption of the Sound Dues between Austria, Belgium, France, Great Britain, Hanover, the Hansa Towns, Mecklenburg-Schwerin, the Netherlands, Oldenburg, Prussia, Sweden-Norway, and Denmark, signed at Copenhagen, 14 March 1857, Consolidated Treaty Series, ed. Clive Parry, vol. 116, pp. 357-371) には軍艦の通航に関する規定や 戦時・武力紛争時の通航に関する規定がな いから、デンマーク海峡に関する実行は、 本稿が検討する問題にとって関連性のあ る実行として扱うことができる。この点に ついては、Akira Mayama, "The Influence of the Straits Transit Regime on the Law of Neutrality at Sea," Ocean Development and International Law, vol. 26 (1995), p. 5.

- 9 これらの問題については、さしあたり、和 仁健太郎『伝統的中立制度の法的性格:戦 争に巻き込まれない権利とその条件』(東 京大学出版会、2010年)1-8頁を参照。
- 10 水面防御という言葉は必ずしも一般に用いられる言葉ではないが、この言葉を使うものとして、例えば、信夫淳平『戦時国際

法講義』第3巻(丸善、1941年)155頁。 11 海戦における攻撃は、大砲の射撃、魚雷の 射撃、爆雷の投下、機雷の敷設、衝角によ る衝突、航空機からの爆弾の投下等の手段 により行われる。立作太郎『戦時国際法論』 (日本評論社、1944年)297頁。攻撃の対象 にできるのは敵国の軍艦および補助艦の みであり、商船を攻撃の対象とすることは 原則として許されない。商船に対する攻撃 が許されるのは、臨検捜索権に服従しない 場合(軍艦または軍艦から派遣される士官 に対し武器を使用して臨検捜索に抵抗す る場合のほか、停戦命令に従わず逃走を企 てることによって臨検捜索への不服従の 意思を表示す場合や、商船が武装すること により臨検捜索への抵抗の意思をあらか じめ表示する場合などを含む) などに限ら れる。田岡良一『国際法学大綱』下巻(巌 松堂書店、1939年) 214-215, 370-371頁。 敵軍艦は、捕獲審検所の検定を経てはじめ て没収の効果を生ずる商船の海上捕獲(本 文の④~⑦)と異なり、拿捕によって直ち に没収の効果を生ずる。なお、戦利品を鹵 獲品、国有財産の戦利品としての没収を鹵 獲ということもある。

13 敵商船および敵商船内の敵貨は、すべて拿 捕・没収の対象となる(戦時禁制品である か否か、封鎖侵破船であるか否か等を問わ ない)。敵船内の中立貨ならびに中立船内 の敵貨および中立貨は、戦時禁制品である 場合等を除いて没収されない。貨物の敵性 の決定基準(敵貨と中立貨を分ける基準) については、貨物の所有者の国籍を基準と する主義 (フランス主義) と貨物の所有者 の住所地を基準とする主義(英国主義)が 対立し、1909年のロンドン宣言もこの対 立を解消することはできなかった(第58 条は、「敵船内の貨物の中立性または敵性 は、その貨物の所有者の中立性または敵性 により決定される」とだけ定め、所有者の 中立性・敵性が何によって定まるのかを規 定していない)。

ロンドン宣言(「海戦法規に関する宣言」 (Déclaration relative au droit de la guerre maritime, *Proceedings of the International*

Conference, Held in London, December 1908-February 1909, Cd. 5418, pp. 381-393) とは、海戦法規、特に当時の海 戦において重要な位置を占めていた海上 捕獲法について従来統一的な国家実行が 存在しなかった状況において、この分野に おける法の統一を図るために 10 海軍国 (英国、ドイツ、フランス、イタリア、米 国、ロシア、オーストリア・ハンガリー、 スペイン、日本)を集めて開催されたロン ドン会議 (1908~09 年) で署名された条 約であるが、いずれの国も批准しなかった ために発効しなかった。ロンドン宣言前文 は、「署名国は、以下の各章に定める規則 が、一般に認められた国際法の諸原則と概 ね合致する (respondent, en substance, aux principes généralement reconnus du droit international) ことに合意する」と述べて いるが、そもそもロンドン宣言以前には海 上捕獲法について統一的な国家実行が存 在していなかった――だからこそロンド ン会議を開催した――のであり、同宣言の 多くの規定は、従来の慣習国際法を法典化 したものではなく、会議参加国の妥協によ って新たに作られた規則である。この点に ついては、田岡・前掲注11) 162, 292-293 頁参照。

①戦争の用に供し得る性質 (susceptible of belligerent use)、および②敵性仕向地また は有害仕向地 (hostile or noxious destination) を有する貨物のことを戦時禁制品という。 戦時禁制品たる貨物は、没収の対象となる (1909 年ロンドン宣言第 39 条)。 戦時禁 制品輸送船および同船内の非戦時禁制品 貨物の取り扱いについては、統一的な国家 慣行は存在しなかった。戦時禁制品輸送船 の扱いについては、積荷が戦時禁制品であ ることを船舶所有者が知っていたときに 船舶を没収する主義(英国主義)と、船舶 内の貨物に占める戦時禁制品貨物の割合 次第では船舶も没収する立場 (大陸主義) が対立した。非戦時禁制品貨物の扱いにつ いては、戦時禁制品貨物と同一所有者の場 合にはこれを没収する主義(英国主義)と、 非戦時禁制品貨物は没収しない主義(大陸

主義)が対立した。ロンドン宣言は、戦時禁制品輸送船については大陸主義を(第40条)、同船内の非戦時禁制品貨物については英国主義主義を採用する(第42条)という妥協的な解決を図った。

15 交戦国が敵国または敵国占領地の近海に 艦隊を配置して封鎖線を張り、その線を越 えて被封鎖港と交通する船舶を拿捕する ことを封鎖という。封鎖が有効に成立する ためには、①封鎖線が実力をもって維持さ れていること (実効性 (effectiveness))、 および②各国の船舶に対して公平に適用 することを要する。封鎖が有効に成立して いる場合において、ある商船が封鎖の存在 を認識した上で封鎖線を通過し、または通 過しようとする場合に封鎖侵破 (breach of blockade) が成立する。封鎖を行う交戦国 の軍艦が封鎖侵破船を拿捕できるのは、現 行中(in delicto)に限られる。現行中に封 鎖侵破船が拿捕された場合、封鎖侵破船お よびその積荷は没収の対象となる(ただし、 貨物の所有者が封鎖侵破の意図を知らな かったことを証明した場合を除く)(ロン ドン宣言第21条)。戦時禁制品制度の場合 と同じく、封鎖制度についても、封鎖有効 要件の1つとして求められる「実効性」の 程度(封鎖艦隊が適当な間隔を置いて投錨 停泊することを要するか、巡航する軍艦に よって封鎖線を維持すること(巡航封鎖) で足りるのか)、封鎖の認識はどのような 場合に存在するか(一般告知主義と個別告 知主義の対立)、「現行中」の範囲などをめ ぐって諸国の慣行は一致しなかった(英国 主義とフランス主義の対立)。

16 非中立的役務とは、敵国のためにする一定カテゴリーの人員および信書の輸送(carriage of persons and despatches for the enemy)のことである。どのような人または信書の輸送が非中立的役務を構成するかについては、国家実行上明確でない部分が多かったが、オッペンハイムによれば、人については、①軍隊構成員であって、戦闘に加わるため戦地に向かうもの、または戦地から戻るもの、②軍隊構成員となるもの、

③軍隊構成員ではないが、重要な地位 (a) prominent position) にあり捉えられれば捕 虜となるもの(国家元首、閣僚等)や、目 的地において武器弾薬の購入などに従事 する代理人として派遣される者がそれに 該当するという。オッペンハイムによれば、 信書については、政治的な信書(political despatches)、とりわけ戦争に関係するもの を、敵国から、または敵国に向けて輸送す る行為が非中立的役務を構成する。L. Oppenheim, International Law: A Treatise, vol. 2, War and Neutrality (London: Longmans, Green, and Co., 1906), pp. 447-448, 451. 非 中立役務に従事する船舶は拿捕され、捕獲 審検所の検定を経て没収される。また、信 書の輸送の場合には当該信書が没収され、 人の輸送の場合には当該人が捕虜となる。 それ以外の貨物の処分については国家実 行が分れたが、英国や日本などの慣行では、 船舶と同一所有者に属する貨物を没収し ていた。なお、非中立的役務は、「敵対的 援助 (assistance hostile)」と呼ばれること もある(ロンドン宣言はこの言葉を使う)。 また、非中立的役務は、沿革的には戦時禁 制品制度の一部であったこと、および禁圧 の方法が交戦国による海上捕獲に委ねら れている点が似ていることから、19世紀 から20世紀初頭まで学説では、「類似禁制 品 (analogue of contraband: contrebande par analogie; analoge Kontrebande)」と呼ばれる ことが多かった。さらに、「準禁制品 (quasi-contraband; Quasi-Konterbande)], 「戦時禁制人 (contraband persons)」およ び「戦時禁制書(contraband despatches)」 と呼ばれることもあった。

17 交戦国軍艦は、本文に挙げた④~⑦の権利を実行するため、海上で発見するすべての船舶について、船舶の国籍、船舶の出港地および目的地、積荷および乗客の性質等を確認する必要がある。そのために認められるのが臨検捜索の権利(the right of visit and search)であり、交戦国軍艦は、海上で発見するすべての船舶を停船させて船舶書類を査閲し(臨検)、必要のあるときはさらに船内の捜索を行うことができる。

18 内水、領海および群島水域を総称して領水 (territorial water) という。筒井若水『国 際法辞典』(有斐閣、1998年) 344頁。後 述の海戦中立条約では「中立国領水 (les eaux territroiales d'une Puissance neutre)」の 文言が使われている。海戦中立条約採択当 時の国際法において群島水域の制度は存 在していなかったが、現在では、海戦中立 条約の適用上、中立国の群島水域も「中立 国領水」に含まれると解されている。 Dietrich Schindler, "Commentary," in The Law of Naval Warfare: A Collection of Agreements and Documents with Commentaries, ed. N. Ronzitti (Dordrecht: Martinus Nijhoff Publishers, 1988), pp. 219-220.

19 Oppenheim, *supra* note 16, p. 80; Charles Rousseau, *Le droit des conflits armés* (Paris: Editions A. Pedone, 1983), pp. 64-65; 立・前 掲注 11) 112-115 頁; 田岡・前掲注 11) 216-217 頁。「戦争区域」は、「交戦区域」ということもある。なお、類似の概念として「戦場 (theatre of war; théâtre de la guerre)」があるが、これは、実際に敵対行為が行われている場所のことである。

Elmar Rauch, The Protocol Additional to the Geneva Conventions for the Protection of Victims of International Armed Conflicts and the United Nations Convention on the Law of the Sea: Repercussions on the Law of Naval Warfare: Report to the Committee for the Protection of Human Life in Armed Conflict of the International Society for Military Law and Law of War (Berlin: Duncker & Humbolt, 1984), pp. 33-38; Natalino Ronzitti, "The Crisis of the Traditional Law Regulating International Armed Conflicts at Sea and the Need for its Revision," in The Law of Naval Warfare: A Commentary on the Relevant Agreements and Documents, ed. N. Ronzitti (Dordrecht: Martinus Nijhoff Publishers, 1988), pp. 26-32; Wolff Heintschel von Heinegg, "The Law of Armed Conflict at Sea," in The Handbook of International Humanitarian Law, ed. Dieter Fleck, 3rd ed. (Oxford: Oxford University Press, 2013), pp. 473-474.

Heintschel von Heinegg, *supra* note 20, p. 474.

E.g., Erik Brüel, International Straits: A Treatise on International Law, vol. 1, The General Legal Position of International Straits (Copenhagen: NYT nordisk forlag, 1947), p. 108; R.R. Baxter, The Law of International Waterways: With Particular Regard to Interoceanic Canals (Cambridge, Massachusetts, 1964), pp. 205-207; D.P. O'Connell, The International Law of the Sea, vol. 1 (Oxford: Clarendon Press, 1982), pp. 326-327: Rauch, supra note 20, p. 44: Wolff Heintschel von Heinegg, Seekriegsrecht und Neutralitätsrecht im Seekrieg (Berlin: Duncker & Humbolt, 1995), S. 218. もっとも、この 点に反対する学説が皆無という訳ではな い。例えば、米海軍・主任法務官補佐(当 時) のハーロウ (Bruce A. Harlow) は、「国 際海峡の通航は国際通商および交通にと って極めて重要である」ことを根拠に、交 戦国が「国際海峡において臨検捜索を行う ことは許されない」と論ずる。Bruce A. "UNCLOS III and conflict management in straits," Ocean Development and International Law, vol. 15 (1985), p. 206. しかし、ハーロウは、国際海峡における臨 検捜索権行使の禁止という規則が慣習国 際法として成立していることを論証して はおらず、彼の主張は立法論に過ぎない。 ハーロウは、領海の幅が12カイリよりも 短かった時代に成立した伝統的海戦法規 を現在の武力紛争にそのまま適用するこ とを批判する。Ibid., p. 204. しかし、領海 の幅が現在より短かった時代には、国際海 峡内の公海部分は現在よりも広かったの であり、公海は戦争区域であってそこで臨 検捜索その他の害敵手段を行使できたの であるから、領海部分がかつてよりも増え た現在の国際海峡において害敵手段の行 使を認めたとしても、船舶の航行を阻害す る程度は今も昔も何ら変わらない。「国際 海峡の通航は国際通商および交通にとっ て極めて重要である」ことは、今も昔も同 じであろう。もし同じでないというならば、 そのことを論証しなければならないが、ハ ーロウはそのことを論証していないので ある。

- Paul Fauchille, Traité de droit international public, tome 2, Guerre et neutralité, 8e éd. (Paris: Librairie Arthur ROUSSEAU, 1921), p. 961.
- E.g., L. Oppenheim, International Law: A Treatise, vol. 2, Disputes, War and Neutrality, 7th ed., ed. H. Lauterpacht (London: Longmans, Green and Co., 1952), p. 773; C. John Colombos, The International Law of the Sea, 5th ed. (London: Longmans, 1962), p. 688.
- ²⁵ ホルムズ海峡の幅は、もっとも狭いところで約21カイリである。Nilufer Oral, "Transit Passage Rights in the Straits of Hormuz and Iran's Threat to Block the Passage of Oil Tankers," *ASIL Insights*, vol. 16, issue 16, May 3, 2012,http://www.asil.org/insights/volume/16/issue/16/transit-passage-rights-strait-hormuz-and-iran's-threats-block-passage

(accessed 26 February 2014). なお、イラ ンが核兵器開発疑惑を理由とする同国へ の制裁に反発して行うことを示唆する、ホ ルムズ海峡のいわゆる「封鎖」は、同海峡 における機雷の敷設を意味するのであれ ば、国際法上はこれを封鎖とはいわない。 国際法上の封鎖とは、交戦国が封鎖線を張 ってそれを実効的に維持することにより、 封鎖線を通過する船舶を拿捕・没収する権 能が当該交戦国に生ずるもののこという。 交戦国が敵国沿岸の海上交通を遮断する 方法としては、封鎖による以外に、敵国沿 岸の前面に石材もしくは船舶を沈め、また は機雷を敷設することにより船舶の交通 を事実上遮断する方法がある(いわゆる 「沈石封鎖 (stone blockade)」)。しかし、 沈石・沈船・機雷敷設等による敵国の港や 沿岸の閉塞の場合、閉塞された港や沿岸と の海上交通は、単に事実上遮断されるだけ であって、閉塞された港や沿岸に出入りす る船舶を拿捕・没収できるようになるとい う法的効果が生ずる訳ではない。

- ²⁶ 臨検・捜索はすべての船舶に対して行使することができるが、臨検・捜索の結果、拿捕事由の存在しないことが明らかになれば船舶を解放しなければならない。
- 27 例えば、イタリア本土とシチリア島の間の

- メッシナ海峡がこれに該当する。いわゆる「メッシナ海峡 例外 (the Messina exception)」。第38条1項に該当する海峡の例については、Martín, *supra* note 2, pp. 95-98 を参照。
- ²⁸ 例えば、アカバ湾のティラン海峡がこれに 該当する。第 45 条 1 項 (b) 号に該当する 海峡の例については、Martín, *supra* note 2, pp. 99-100 を参照。
- 国際海峡であって通過通航権の制度が適 用されないものとしては、停止できない無 害通航権(②)が適用される海峡のほか、 「国際航行に使用されている海峡であっ て、その海峡内に航行上及び水路上の特性 において同様に便利な公海又は排他的経 済水域の航路が存在するもの」(第36条) がある。このような海峡の場合、海峡内の 公海または EEZ 部分は自由航行であり、 海峡内の領海部分は通常の無害通航権が 適用される。こうした海峡の例としては、 台湾海峡(幅約74カイリ)のように幅が 24 カイリを超える海峡であって必然的に 公海または EEZ 部分ができるもののほか、 幅が24カイリ以下であっても、沿岸国が 意図的に領海の幅を12カイリより短くし て公海または EEZ 部分を作り出す場合 (例えば我が国が宗谷海峡、津軽海峡、対 馬海峡東水道、対馬海峡西水道および大隅 海峡について領海の幅を 3 カイリにして いる例)がある。第36条に該当する海峡 の例については、Martín, supra note 2, pp. 83-89.
- 30 国連海洋法条約第17条は、領海を無害通航する権利を有する主体について、「すべての国の船舶は」と定め、航空機を含めていない。これに対し、同第38条は、国際海峡を通過通航する権利を有する主体について、「すべての船舶及び航空機は」と定め、航空機も通過通航権を有することを明らかにしている。
- 31 領海の無害通航については、国連海洋法条 約第20条が「潜水船その他の水中航行機 器は、領海においては、海面上を航行し、 かつ、その旗を掲げなければならない」と 定める。これに対し、国際海峡の通過通航

権に関する規定の中には第20条に相当す る規定がないことに加え、潜水艦の潜没航 行は「継続的かつ迅速な通過の通常の形態 に付随する活動」(第39条1項(c)号) に含まれると考えられることから、潜水艦 は国際海峡を潜没航行する権利を有する との解釈が有力である。E.g., Lewes M. Alexander. "International Straits," International Law Studies, vol. 64 (1991), p. 91; Heintschel von Henegg, oben Anm. 22, S. 517; R. R. Churchill and A. V. Lowe, The Law of the Sea, 3rd ed. (Manchester: Manchester University Press, 1999), p. 109; Vitzhum, oben Anm. 2, S. 144; Donald R. Rothwell and Tim Stephens, The International Law of the Sea (Oxford: Hart Publishing, 2010), pp. 240, 273.

E.g., Robert Jennings and Arthur Watts, eds., *Oppenheim's International Law*, vol.1, *Peace*, 9th ed. (London: Longman, 1992), p. 636; Churchill and Lowe, *supra* note 31, p. 112.

33 例えば、オッペンハイムは、1905 年の著 書において、「領海(the maritime belt)内 における航行、漁業および管轄権に関する すべての国際法規則は、海峡内における航 行、漁業および管轄権にも同じように適用 される (apply likewise)」と述べ、海峡に ついて領海の無害通航権と異なる制度が 存在するとは考えていない。オッペンハイ ムによれば、領海と海峡とで異なるのは、 前者において軍艦が無害通航権を有しな いのに対し、後者においてはそれを有する 点である。L. Oppenheim, International Law: A Treatise, vol. 1, Peace, (London: Longmans, Green and Co., 1905), pp. 243-244, 250. な お、この見解は、同書の第8版(1955年) まで維持されている。L. Oppenheim, International Law: A Treatise, vol. 1, Peace, 8th ed., ed. H. Lauterpacht (London: Longmans, Green and Co., 1955), p. 511.

³⁴ Churchill and Lowe, *supra* note 31, p. 107 [傍点部分は原文ではイタリック].

Vaughan Lowe, "The Impact of the Law of the Sea on the Naval Warfare," *Syracuse Journal of International Law and Commerce*, vol. 14(1988), p. 671. Churchill and Lowe, *supra* note 31, p. 107.

A.V. Lowe, "The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations and the Contemporary Law of the Sea," *International Law Studies*, vol. 64 (1991), p. 123. ただし、例えば、敵軍艦を攻撃するために国際海峡内に停泊して待ち伏せする行為などは、明らかに「海峡における通過通航権の行使に該当しないいかなる活動」であると言えるだろう。Lowe, *supra* note 35, p. 671.

38 信夫・前掲注10) 155 頁。

例えば、国際海峡における機雷敷設につい ては、次のような議論がある。1907年ハ ーグ第8条約(「自動触発海底水雷ノ敷設 ニ関スル条約 (Convention relative à la pose de mines sous-marines automatiques de contact, La Haye, 18 octobre 1907)」(以下 「自動触発水雷条約」と略) 大正1年条約 第 8 号, Ministère des Affaires Étrangères, supra note 3, pp. 650-653) の起草過程にお いて、オランダは、公海と公海を結ぶ海峡 における触発機雷の敷設を禁止する条文 案を提案した。しかし、この案は結局採択 されなかったので、同条約の適用上は、同 条約の定める諸義務(無繋維触発機雷の場 合には敷設者の管理を離れた後 1 時間以 内に無害となる装置を施すこと、繋維触発 機雷の場合には繋維を離れた後直ちに無 害となる装置を施すことなど)に従う限り、 国際海峡に触発機雷を敷設することも禁 止されない。しかしそれにもかかわらず、 「今日では、平和的な船舶航行(der friedlichen Schiffahrt) に対し安全な通過通 航の可能性が保証されない限り、国際海峡 および群島航路帯に機雷を敷設すること は原則として禁止されるということにつ いて、一般的な意見の一致が存在する」と 言われることがある。Heintschel von Heinegg, oben Anm. 22, S. 394. 実際、例え ば、前述のサンレモ・マニュアルは、「通 過通航および群島航路帯通航に関する新 しい制度が出来たことは、海峡や [群島] 航路帯における機雷の敷設をそれ自体と して違法 (unlawful per se) なものとする 効果をもつものではない。しかし、それら

の海峡や航路帯の国際航行にとっての重 要性に鑑みれば、交戦国はそれらの海域に おいて無制限の機雷敷設の権利を行使す ることは許されない」と述べ(コメンタリ -89.1)、「国際海峡の通過通航および群島 航路帯通航権が適用される海域の航行は、 安全で、かつ、便利な代替航路 (safe and convenient alternative routes) が提供される 場合を除き、害してはならない」と定める (第89項)。なお、「便利な代替航路」の 意味について、コメンタリーは、例えば、 スエズ運河を通り喜望峰を回る航路があ るとの理由でジブラルタル海峡に機雷を 敷設する場合には、「便利な代替航路」が あるとは言わないと述べている。 International Institute of Humanitarian Law, supra note 4, p. 174. また、前述の米海軍 「指揮官ハンドブック」も、「機雷は、中 立船舶に対して用いる (employed to channelize neutral shipping) こともできる が、中立船舶の国際海峡における通過通航 または群島航路帯通航を否定する方法で 用いてはならない」と述べている。U.S. Navy, The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations (Edition July 2007) (NWP 1-14M), Chapter 9, Section 2.3.

- 40 山口開治「日露戦争におけるわが国防禦海 面の国際法上の意義」『防衛論集』11 巻 2 号(1972 年) 41-64 頁; 吉田靖之「海戦法 規における目標識別規則:目標識別海域設 定を中心に」『法学政治学論究』第 73 号 (2007 年) 11-12 頁。
- ⁴¹ 勅令第 11 号防禦海面令『官報』第 6166 号 (明治 37 年 1 月 23 日) 345 頁。
- Jürgen Schmitt, Die Zulässigkeit von Sperrgebieten im Seekrieg ([Hamburg], 1966), S. 23-24.
- 43 いわゆる「中立国の義務(duties of neutrals)」 の性質とその範囲については、和仁・前掲 注9、とりわけ 119-133, 152-159 頁を参照。
- 44 戦時・武力紛争時における船舶のカテゴリーについては、本稿注6を参照。
- ⁴⁵ 「海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務 ニ関スル条約(Convention concernant les droits et les devoirs des Puissances neutres en

- cas de guerre maritime, La Haye, 18 octobre 1907)」大正 1 年条約第 12 号, Ministère des Affaires Étrangères, supra note 3, pp. 680-686. 海戦中立条約にはいわゆる総加入条項(「本条約ノ規定ハ交戦者力悉ク本条約ノ当事者ナルトキニ限締約国間ニノミ之ヲ適用ス」)が入っており(第 28 条)、交戦国のすべてが条約当事国となっている場合に限り、当事国たる交戦国と当事国たる中立国との間に適用される。海戦中立条約の当事国数は 30 である。交戦国の中に条約非当事国が 1 つでも含まれる場合、または中立国が条約非当事国である場合には、中立に関する慣習国際法が適用される。
- 46 本稿では、中立法規において交戦国が中立 国に対して行ってはならないとされる諸 行為(例えば、中立国領水内における捕獲 権や臨検捜索権の行使など)を「中立侵害」 と、中立国が行ってはならないとされる諸 行為(例えば、一方交戦国に対する軍事的 援助の供与など)を「中立違反」と呼ぶこ とにする。
- 1907年ハーグ第5条約(「陸戦ノ場合ニ於 ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル 条約 (Convention concernant les droits et les devoirs des Puissances et des personnes neutres en cas de guerre sur terre, La Haye, 18 octobre 1907)」大正 1 年条約第 5 号, Ministère des Affaires Étrangères, supra note 3, pp. 683-643) 第2条および第5条。なお、 中立国が交戦国軍隊に領土通過を認めて はならないという規則が成立したのは 19 世紀後半のことであり、18世紀以前には、 陸上についても、交戦国の軍隊が中立国領 土を通過する権利(無害通行権(transitus innoxius; passage innocent)) を有するとさ れていた(グロティウス、ヴォルフ、ヴァ ッテルなど)。この点については、和仁・ 前掲注 9) 129-130 頁参照。
- 48 交戦国軍隊が中立国の領土を通過すれば 中立侵害となるにもかかわらず、交戦国軍 艦が中立国の領水を通過しても中立侵害 にならないとされた理由は、①海上交通の 特殊性と、②歴史的事情(陸地の沿岸海域

- が国家領域と見なされるようになったのが比較的最近であること)に求められる。 田岡・前掲注 11) 416-417 頁。
- ⁴⁹ Robert W. Tucker, *The Law of War and Neutrality at Sea* (Washington: United States Government Printing Office, 1957), p. 232; 田岡・前掲注 11) 431-432 頁。
- 50 例えば、後述する 1940 年のアルトマーク 事件において、一方当事者である英国は海 戦中立条約非当事国(署名はしたが批准は しなかった)であったが、英国も、他方当 事者であるノルウェー(ノルウェーは条約 当事国)も、海戦中立条約第 10 条に依拠 して立論を行った。このことは、両国とも、 同条が慣習国際法規則と同内容の規則で あると考えていたことを意味する。 Oppenheim, supra note 24, p. 695.
- 51 海戦中立条約第10条は、中立国が交戦国 軍艦に「単二中立領水ヲ通過スルコト」を 認めてよい(認めても中立違反にならない) と定めているだけであり、「単二中立領水 ヲ通過スルコト|以外の活動を認めてはい けないとは定めていない。「単二中立領水 ヲ诵過スルコト」以外の活動の中には、中 立国が認めてよい(認めても中立違反を構 成しない) ものと、認めてはならない(認 めれば中立違反を構成する)ものとがある。 例えば、中立国の港・泊地・領水における 交戦国軍艦の停泊は、「単二中立領水ヲ通 過スルコト」に当たらないが、中立国は一 定の条件の下にこれを認めてよいものと されている (第12条~第24条)。海戦中 立条約には、交戦国軍艦の停泊については それなりに詳細な規定が置かれているが、 港等に停泊せず領水内を通過するだけの 交戦国軍艦に適用される規定として、ごく 簡単な内容の第10条(および公許水先人 の使用に関する第11条)しかないために、 どのような態様または目的の通航であれ ば中立国が認めてよいのかが十分に明ら かではないのである。
- E.g., Oppenheim, *supra* note 24, p. 696; Ronzitti, *supra* note 20, p. 15; Mayama, *supra* note 8, p. 3.

- Dormer to Halifax, February 20, 1940, British Documents on Foreign Affairs: Reports and Papers from the Foreign Office Confidential Print, pt. 3, ser. L, vol. 1, pp. 165-166; Dormer to Halifax, February 21, 1940, ibid., p. 169; Aide-mémoire, February 24, 1940, ibid., p. 172; Dormer to Halifax, February 26, 1940, ibid., pp. 176-178.
- 54 Halifax to Colban, March 15, 1940, *ibid.*, pp. 180-186.
 - アルトマークのノルウェー領海通航は「単 二中立領水ヲ通過スルコト」であったとす るものとして、Edwin Borchard, "Was Norway Delinquent in the Case of the Altmark?," American Journal of International Law, vol. 34 (1940), pp. 289-294; Charles Chenev Hyde. International Law: Chiefly as Interpreted and Applied by the United States, 2nd revised ed., vol. 3 (Boston: Little, Brown and Company, 1947), pp. 2339-2340; 信夫 淳平『戦時国際法講義』第4巻(丸善、1941 年) 493-494 頁、反対の見解として、W.R. Bisschop, "The Altmark," Transactions of the Grotius Society, vol. 26 (1940), pp. 67-82; C.H.M. Waldock, "The Release of the Altmark's Prisoners," British Year Book of International Law, vol. 24 (1947), pp. 216-238; B.M. Telders, "L'incident de l'Altmark," Revue générale de droit international public, tome 48 (1948), pp. 90-100; Brunson MacChesney, "The Altmark Incident and Modern Warfare," Northwestern University Law Review, vol. 52 (1957), pp. 320-343; Oppenheim, *supra* note 24, pp. 693-695; Tucker, *supra* note 49, pp. 236-238. もともと、中立国領水内における交戦国軍
 - 艦の地位については、19世紀において一貫した国家実行が存在せず、1907年第2回ハーグ平和会議において海戦中立条約を作成・採択した主たる目的の1つは、この問題に関する条約規則を新たに作ることであった。和仁・前掲注9)132-134、141-143頁参照。したがって、タッカー(Robert W. Tucker)が指摘するように、「もしこの問題に関する答えがハーグ第13条約[海戦中立条約]の中に見つけられるということは、さらにもっ

とあり得なさそうなことである (still less probable)」。 Tucker, *supra* note 49, p. 235.

Oppenheim, *supra* note 24, p. 694.

Affaire du Détroit de Corfou (Royaume-Uni/ Albanie), Fond, Arrêt, *C.I.J. Recueil 1949*, p. 30.

59 A.V. Lowe, "The Laws of War at Sea and the 1958 and 1982 Conventions," *Marine Policy*, vol. 12(1988), pp. 291. また、前述のサンレモ・マニュアルも、「無害通航」と「単ニ……通過スルコト」が異なる概念であるとの立場をとっている。同マニュアルによれば、平時海洋法における無害通航権の場合の「無害」とは、沿岸国の利益にとって有害でないという意味であるのに対し、武力紛争時における交戦国軍艦の通航は、それに加え、「他方交戦国にとって有害な活動に従事しないという意味においても『無害である』 必要がある」という。International Institute of Humanitarian Law, *supra* note 4, pp. 98-99.

ただし、沿岸国の保護権と軍艦の免除の関 係については、いくつかの考え方があり得 るため、沿岸国は保護権の行使としても外 国軍艦に対する臨検・捜索・拿捕・抑留等 の措置をとれないと言えるかどうか、定か ではない。すなわち、軍艦が免除される「管 轄権」とはそもそも何かについては、大き く分けて、①「管轄権を……立法―裁判― 執行というプロセスを中心に見る見方」 (「民事事件・刑事事件を念頭におき、裁 判権を中心に据えて、裁判の実効性を高め るための捜査や執行権限を含めて管轄権 を理解する」見方)と、②「管轄権を国家 の統治権と同視する見方」がある。そして、 ①の考え方(狭い「管轄権」概念)に立つ と、「沿岸国の保護権行使は対象船舶を沿 岸国の裁判に付すための手続ではなく、沿 岸国の裁判と関係ない以上、保護権と主権 免除に矛盾はないとも言いうる」ことにな る。他方、②の考え方(広い「管轄権」概 念)に立つと、沿岸国の保護権と軍艦の免 除との間に対立の契機が見いだされるこ とになる。小寺彰「政府船舶に対する沿岸 国の措置 | 『海洋の科学的調査と海洋法上 の問題点(海洋法制研究会第一年次報告書)』(日本国際問題研究所、1999 年)80頁。②の立場に立つ場合、沿岸国の保護権がその例外である――免除原則で保護権がその例外である――免除原則からすれば許されない措置であっても、無害しいができる――と捉えるかできる――と捉えるかの保護権が原則で免除がその例外である一と捉えるかの一沿岸国は領海内で外国船舶に対し保護権を行使できるのが原則であるが、対象船舶が軍艦である場合には免除原則になって保護権が制約される――と捉えるかのでれかになるであろう。

軍艦の免除については、戦時・武力紛争 時の一定の場合において中立国が交戦国 軍艦に対してとる武装解除や抑留の措置 (後述) との関係も明らかではない (これ らの措置は「管轄権」の行使なのか)。た だし、アルトマーク事件との関係で後に紹 介するウォルドック、ボーチャードおよび ハイド(本稿注65 および66 ならびにそれ らに対応する本文を参照)は、いわゆる「軍 艦の免除」を、「捜索の免除」("immunity from search of a warship") という、より具 体的な意味で捉えた上で、「軍艦の免除」 原則の例外の範囲(中立国が交戦国軍艦を 抑留できる場合が海戦中立条約第24条所 定の場合に限られるか否か)をめぐって争 っているものと理解することができる。

いわゆる「軍艦の免除」は、今日では「管轄権からの免除」と表現されることが多いが(例えば国連海洋法条約第95条)、その具体的な内容は、不可侵(inviolability)の特権および法権免除(裁判権および警察権の免除)の特権の2つである。立作太郎『平時国際法論』(日本評論社、1940年)494頁。不可侵とは、艦長の同意がある場合を除き、国の官吏が外国軍艦内に立ち入ってはならないということである。軍艦内に立ち入ってはならないのは、それが「管轄権」の行使であろうがなかろうが同じである。法権免除とは、国の裁判権と警察権が、具体的には、例えば軍艦内で行われた犯罪につ

いて外国の裁判権は一切及ばない。外交使 節団の公館内で外交官以外が行った犯罪 については接受国の裁判権が及ぶとされ るのと異なり、軍艦内で行われる犯罪は、 誰が行った犯罪であろうと外国の裁判権 が一切及ばないのである。その意味で、軍 艦は、「法権の関係上所在国の領域外に在 るが如く看做すとするの治外法権の元来 の擬制の観念に殆ど全く適する」と言われ る (同上492頁)。他方、軍艦に対して所 在国の統治権(管轄権)がまったく及ばな い訳ではなく、軍艦も港律の法令(港則お よび行船、衛生、警察に関する規則など) には従わなければならない。軍艦がこれに 従わない場合、所在国は軍艦に注意を促し、 それでも従わない場合には領水からの退 去を命ずることができる(同上495頁)。

このように詳しく見てみると、軍艦が外 国の「管轄権から免除される」という言い 方は大雑把すぎるのであって (例えば、港 律の法令に従わなければならないという ことは、少なくとも港律という事項につい ては沿岸国の立法管轄権が及んでいるこ とを意味する)、国が外国軍艦に対して何 をやってよく、何をやってはならないのか を、より細かく検討する必要があることが 分かる(その際、軍艦に対してとる措置が 「管轄権」の行使であるかどうかは必ずし も重要な問題ではない)。そして、軍艦が 不可侵の特権を有しているとすれば、臨 検・捜索・拿捕・抑留といった艦内への立 ち入りを伴う措置は、それが「管轄権」の 行使であろうがなかろうが、原則としてと れないことになる。もちろん、海戦中立条 約第24条のように、不可侵原則の例外を 構成する規則が存在する場合は別である。 平時における領海沿岸国の保護権につい ては、国連海洋法条約第32条における「こ の節の A 及び前 2 条の規定による例外を 除くほか」との表現からは、「免除」原則 の例外という位置づけがなされているよ うに見えるが、問題は、保護権の内容とし て、軍艦に対する臨検・捜索・拿捕・抑留 といった措置まで含まれているかどうか であろう。

- Oppenheim, supra note 24, p. 730.
- 62 条文上は、交戦国軍艦に対して必要な措置をとることは中立国の権利 (droit) とされているが、そのような措置をとることは中立国の義務でもあると解されている。Tucker, *supra* note 49, p. 242; 信夫・前掲注55) 603 頁。
- 陸戦において、中立国は、敵軍に追われた 軍隊をその領土に受け入れて庇護する場 合(これを"neutral asylum"という)には、 その軍隊を武装解除し、戦争終結まで抑留 しなければならない(「陸戦ノ場合ニ於ケ ル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル条 約 | 第 10 条 1 項)。中立国は、交戦国軍隊 に領土への退避とその後の出国を認めれ ば、交戦国軍隊が一時的に避難し時機を図 って戦場に復帰するための場所として自 国の領土を使わせたことになる(つまり当 該交戦国に軍事的便宜を与えたことにな る)から、交戦国軍隊を庇護する場合には、 軍隊を武装解除し抑留することによって、 当該軍隊が戦争終結まで中立国の外に出 ず、再び軍事活動に従事しないことを確保 する必要があるのである。

これに対して海戦の場合、中立国が自国 領水内において交戦国軍艦を抑留する実行は長い間存在せず、そうした実行が行われるようになったのは、日露戦争の時がは じめてであるとされる。信夫・前掲注 55) 601 頁。ただし、交戦国軍艦を抑留する実行は、中立国の官憲により認められた滞留 期間を超えて中立港に停泊を続ける船中 に対して行われたものであって(海戦中立 条約第 24 条は日露戦争におけるこの実行 を踏まえて作られたものである)、港に入 らず中立領水内を航行する交戦国軍艦に 対し武装解除や抑留の措置がとられた実 行は見当たらない。

海戦中立条約には、入港・停泊の場合に限らず、中立領水における交戦国軍艦の活動一般に適用される規定として、「中立国ハ、其ノ港、泊地及領水ニ於テ前記規定ニ対スルー切ノ違反ヲ防止セムカ為、施シ得ヘキ手段ニ依ル監視ヲ行フコト(d'exercer la surveillance, que comportent les moyens

dont elle dispose) ヲ要ス」と定める第25 条があるが、「監視 (la surveillance)」に具 体的に何が含まれるかは明らかでない。ま た、同条約第3条は、中立国領水内で捕獲 された船舶の解放とその船舶に乗り込ん だ捕獲乗組員の抑留に関する規定であっ て、やはり中立国領水内を航行する軍艦に は適用されない。結局、タッカーが指摘す るように、「ハーグ第 13 条約には、第 3 条と第24条を除いて、中立港および領水 を濫用する交戦国に対して中立国がいか なる措置をとるべきか、またそもそも中立 国がとるべき措置というものがあるかに ついて、明確な指針は存在」せず、「交戦 国の違法な行動に対して中立国が抗議す る義務があるかどうかさえ明らかでない」 のである。Tucker, supra note 49, p. 260.

- 64 アルトマークは、「ドイツ海軍船舶(Die Schiffe der deutschen Kriegsmarine)」というドイツ海軍の公式リストに「補給艦(Trossschiff)」として登録されていた船舶であるが、これが軍艦であるか否かについては見解が分れた。ただし、アルトマークが少なくとも「補助艦(auxiliary vessel)」または「公船(public ship)」であることに異論はなかった。本稿注55に挙げた文献を参照。
- Borchard, *supra* note 55, pp. 292-293; Hyde, *supra* note 55, p. 2339.
- ⁶⁶ Waldock, *supra* note 55, pp. 221-222.
- 67 常設国際司法裁判所は、1923 年のウィンブルドン号事件判決において、「[スエズ運河やパナマ運河などの人工の] 水路は、交戦国軍艦に通航を認めても [沿岸国] の中立が害されないという意味において、自然の海峡と同視される (assimilée aux détroits naturels)」と述べつつ、スエズ運河やパナマ運河(つまり「自然の海峡と同視される」水路)において沿岸国が交戦国軍艦や戦時禁制品輸送商船の通航を認めても、沿岸国の中立を害するものとはされてこなかったと指摘している。 Affaire du vapeur « Wimbledon », CPIJ, Série A, n°1, pp. 25-28.
- 68 例えば、フォシーユは、平時において国家

は外国商船に港における無期限の停泊を 認めて構わないが、戦時において中立国は 交戦国商船に無期限の停泊を認めてはな らず、入港目的が消滅した場合(例えば貨 物の積降しや積込みが終了した場合)には 出港を命じなければならないと述べてい る。フォシーユがそのように述べる根拠は、 交戦国商船に無期限の停泊を認めれば、中 立国領水の外において敵国軍艦に拿捕さ れる危険からその商船を保護することに なり、中立国が一方交戦国に不利、他方交 戦国に有利な行為を行っていることにな るからである。Fauchille, supra note 23, pp. 727-728. ただし、中立国領水内における 商船の地位はほとんど議論されたことの ない論点であり、フォシーユのような議論 が一般に受け入れられている訳ではない。 個別の海峡に適用される特別条約の中に はこの問題に関する規定を置いているも のもある(例えばトルコ海峡に関するモン

トルー条約など)。本稿注8参照。 海戦中立条約第9条1項は、「中立国ハ、 其ノ港、泊地又ハ領水ニ交戦国軍艦又ハ其 ノ捕獲シタル船舶ヲ入ラシムルコト (l'admission dans ses ports, rades ou eaux territoriales) ニ関シテ定メタル条件、制限 又ハ禁止 (les conditions, restrictions ou interdictions) ヲ交戦者双方ニ対シテ均等 ニ適用スルコトヲ要ス」と規定しており、 本条は、中立国が「領水ニ交戦国軍艦…… ヲ入ラシムルコト」について条件または制 限を課し、またはそれを禁止できることを 前提としているようにも読める。ただし、 条約案を作成した委員会は、「入ること (l'accès) と単なる通過 (simple passage) とは、区別する必要がある。本条で我々が 問題にしているのは、中立国が必要である と考える場合にその領水における停泊(de séjourner) を禁ずる場合であって、中立国 の領水を単に横切ること (de les traverser simplement) を問題にしているのではない のである」と述べている。Ministère des Affaires Étrangères, Deuxième conférence

international de la paix, La Haye 15 juin-18

octobre 1907: Actes et documents, tome 3 (La Haye: Imprimerie Nationale, 1907), p. 494「傍点部分は原文ではイタリック]

- 71 条文案の原文は次の通り。"Un Etat neutre a le droit d'interdire totalement ou en partie, s'il le juge nécessaire, l'accès de ses ports ou de ses eaux territoriales aux navires de guerre ou au prises, ou encore à certains navires ou à certaines categories de navires, d'une Puissance belligérante, soit pour la durée entière de la guerre soit pour une période de temps déterminée." *Ibid.*, p. 698.
- 72 条文案の原文は次の通り。"Aucune des dispositions contenues aux articles précédents ne sera interprétée de façon à prohiber le passage simple des euax neutres en temps de guerre par un navire de guerre ou navire auxiliaire d'un belligerent." *Ibid.*, p. 699.
- ⁷³ *Ibid.*, p. 495.
- ⁷⁴ *Ibid*.
- ⁷⁵ *Ibid.*, p. 496.
- Wolff Heintschel von Heinegg, "The Law of Naval Warfare and International Straits," International Law Studies, vol. 71 (1998), p. 268.
- 本文で引用するものの他に、例えば、 Henry Bonfils, Manuel de droit international public (droit des gens): Destiné aux étudiants des facultés de droit et aux aspirants aux fonctions diplomatiques et consulaires, 7e éd., éd. Paul Fauchille (Paris: Librairie Arthur Rousseau, 1914), p. 334; Erik Castrén, The Present Law of War and Neutrality (Helsinki: Suomalaisen Tiedeakatemia, 1954), p. 518; R.R. Baxter, "Passage of Ships through International Waterways in Time of War," British Year Book of International Law, vol. 31 (1954), p. 201; Rauch, *supra* note 20, p. 44; Mayama, supra note 8, p. 1; International Institute of Humanitarian Law, supra note 4, p. 98; 立·前揭注 11) 527 頁; 信夫·前揭注 55) 496 頁。
- 78 Oppenheim, *supra* note 16, p. 348 [傍点引用 者]
- ⁷⁹ Tucker, *supra* note 49, pp. 232-233 [傍点引用者].
- Erik Brüel, International Straits: A Treatise on International Law, vol. 2, The General

- Legal Position of International Straits (Copenhagen: NYT nordisk forlag, 1947), pp. 71-75. なお、デンマークは、商船については通航を禁止せず、日中に限り、かつ、デンマークの水先案内に服することを条件に通航を認めた。
- Avis du ministre de la marine sur la navigation dans le détroit de Messine, 20 mai, 1915 (Journal official de la Répbulique française du 1er juin 1915, p. 3518), Revue générale de droit international public, tome 22(1915), p. 216. 本告示のテキストは次 の通り。"La navigation dans le détroit de Messine est interdite trois quarts d'heure après le coucher du soleil jusqu'à une demi-heure avant son lever.- La navigation est permise dans la journée par temps clair; tout en coservant les prescriptions en vigueur en ce qui concerne les navires de guerre, torpilleurs et sous-marins des marines nationale ou alliées, il est ordonné à tout navire de commerce national, allié ou neutre, d'attendre l'autorisation avant de franchir le détroit, pour les navires venant du Nord, en se mantenant sur le méridien de Forte-Apuria, à trois milles au moins, et échangeant les signaux avec ce sémaphore; pour ceux venant du Sud, en se maintenant sur le méridien du cap Dell Armi et en observant les mêmes prescriptions."
- Baxter, *supra* note 22, pp.190-192; Ronzitti, *supra* note 20, pp. 16-17.
- Royal Order No. 293, concerning the Neutrality of Denmark in Case of War between Foreign Powers, December 20, 1912, in *A Collection of Neutrality Laws, Regulations and Treaties of Various Countries*, ed. Francis Deák and Phillip C. Jessup, vol. 1 (Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 1939), p. 476.
- 84 1938 Stockholm Declaration regarding Similar Rules of Neutrality, in *The Law of Naval Warfare: A Commentary on the Relevant Agreements and Documents*, ed. N. Ronzitti (Dordrecht: Martinus Nijhoff Publishers, 1988), pp. 788, 828.
- 85 ただし、ハインチェル・フォン・ハイネッ

クは、中立国が国際海峡の閉鎖を差し控えてきた事実だけでは慣習国際法の存在を証明することはできず、国際海峡の閉鎖を差し控える義務があるとの法的確信の存在が証明されていないと述べ、「1982年の第3次国連海洋法会議終了までの時点で、中立国が沿岸国である場合の国際海峡の完全な閉鎖を禁ずる国際慣習法は存在しなかったと結論せざるを得ない」と述べている。Heintschel von Heinegg, *supra* note 76, p. 269.

- ⁸⁶ O'Connell, *supra* note 22, p. 326.
- ⁸⁷ Ronzitti, *supra* note 20, p. 25.
- ⁸⁸ O'Connell, *supra* note 22, pp. 321-322.
- E.g., Ronzitti, supra note 20, p. 25; Mayama, supra note 8, p. 6.
- 国際司法裁判所は、1949 年のコルフ海峡 事件(本案)判決において、英国軍艦が北 コルフ海峡を通航していた際に戦闘陣形 (en formation de combat) を組んでいたか 否かを検討し、英国軍艦は戦闘陣形を組ん で航行してはおらず、一列の単縦陣で航行 していた (en ligne de file, l'un derrière l'autre)と認定し、英国軍艦の通航は無害 通航であったと判示した。Affaire du Détroit de Corfou, supra note 58, pp. 30-31. ただし、この事件で問題になったのは、(仮 にアルバニア・ギリシア間に戦争状態があ ったとして)交戦国(アルバニア)の領海 に属する国際海峡を中立国(英国)の軍艦 が航行した事例であるから、本文で問題に していることとは直接には関連しない。コ ルフ海峡事件については、本稿注 118 およ びそれに対応する本文を参照。
- ⁹¹ Ronzitti, *supra* note 20, p. 20.
- E.g., Rauch, supra note 20, p. 37; Elmar Rauch, "Military Uses of the Ocean," German Yearbook of International Law, vol. 28 (1985), p. 233; Mayama, supra note 8, p. 9; Brian Wilson and James Kraska, "American Security and Law of the Sea," Ocean Development and International Law, vol. 40 (2009), p. 277. この立場に立つ者は、しばしば、1958 年ジュネーヴ海洋法条約の草案を起草した国連国際法委員会の報告書 (Yearbook of the International Law

Commission, vol. 2, Documents of the Eighty Session including the Report of the Commission to the General Assembly, p. 256 ("The draft regulates the law of the sea in time of peace only.")) や、スウェーデンが国連海洋法条約署名時に行った解釈宣言 ("It is also the understanding of the Government of Sweden that the Convention does not affect the rights and duties of a neutral State provided for in the Convention concerning the Rights and Duties of Neutral Powers in case of Naval Warfare (XIII Convention), adopted at The Hague on 18 October 1907.")を援用する。

- E.g., Natalie Klein, Maritime Security and the Law of the Sea (Oxford: Oxford University Press, 2011), p. 259. 国連海洋法条約採択以前の文献であるが、平時海洋法と海戦法規との関係について、前者は戦時・武力紛争時にも適用を停止せず、ただ後者によって部分的な修正を受けるだけである (lediglich teilweise modifiziert) との見解を明快に示すものとして、Schmitt, oben Anm. 42, S. 60-61.
- Elmar Rauch, "Military Uses of the Ocean," German Yearbook of International Law, vol. 28 (1985), p. 233. See also, Rauch, supra note 20, p. 37.
- 95 Rauch, *supra* note 20, p. 44.
- ⁹⁶ *Ibid.*, p. 46.
- ⁹⁷ *Ibid.*, pp. 45-46, 48-49.
- Richard Jack Grunawalt, "Belligerent and Neutral Rights in Straits and Archipelagoes," in The Law of the Sea: What Lies Ahead?: Proceedings of the 20th Annual Conference of the Law of the Sea Institute, July 21-24, 1986, Miami, Florida, ed. Thomas A. Clingan, Jr (Law of the Sea Institute, William S. Richardson School of Law, University of Hawaii, 1988), pp. 137-140.
- ⁹⁹ Mayama, *supra* note 8, pp. 13-14.
- 100 Ibid., pp. 14, 29. 真山がそこで依拠しているのは、米国政府の次のような声明である。
 "The procedures adopted by the Untied States are well established and fully recognized in international practice on and over international waters and straits such as the Persian Gulf, Strait of Hormuz, and the Gulf

of Oman. The United States has made clear they will be implemented in a manner that does not imped valid exercises of the freedom of navigation and overflight and of the right of transit passage." Marian Nash Leich, "Contemporary Practice of the United States relating to International Law," *American Journal of International Law*, vol. 78 (1984), p. 884.

¹⁰¹ Mayama, *supra* note 8, p. 14.

Ronzitti, *supra* note 20, p. 26.

U.S. Navy, supra note 39, Chapter 7, Section 3.6 ("7.3.6 Neutral International Straits. Customary international law as reflected in the 1982 LOS Convention provides that belligerent and neutral surface submarines, and aircraft have a right of transit passage through, over, and under all straits used for international navigation. Neutral nations cannot suspend, hamper, or otherwise impede this right of transit passage through international straits. Belligerent forces transiting through international straits overlapped by neutral waters must proceed without delay, must refrain from the threat or use of force against the neutral nation, and must otherwise refrain from acts of hostility and other activities not incident to their transit. Belligerent forces in transit may, however, take defensive measures consistent with their security, including the launching and recovery of military devices, screen formation steaming, and acoustic and electronic surveillance, and may respond in self-defense to a hostile act or hostile intent.").

National Defence, Joint Doctrine Manual: Law of Armed Conflict at the Operational and Tactical Levels (B-GJ-005-104/FP-021, 2001-08-13), para. 812.1 ("1. Belligerent warships, auxiliary vessels and military or auxiliary aircraft may exercise the rights of transit passage through, under or over neutral international straits and the rights of archipelagic sea lanes passage (ASL passage) provided by International Law."), para. 819.1 ("Belligerents passing through, under and over neutral straits or waters in which the right of ASL passage applies are permitted to

take defensive measures consistent with their security, including launching and recovery of aircraft, screen formation steaming and acoustic and electronic surveillance. Belligerents in transit or ASL passage may not, however, conduct offensive operations against enemy forces, nor use such neutral waters as a place of sanctuary, nor as a base of operations.").

¹⁰⁵ International Institute of Humanitarian Law, supra note 4, pp. 105-106.

106 国連海洋法条約第36条が適用される国際 海峡(海峡内に航路上および水路上の特性 において同様に便利な公海またはEEZの 航路が存在する海峡)のうち、沿岸国領海 部分には無害通航権が適用され、公海また はEEZ部分の航行は自由である。

¹⁰⁷ 本稿注27および28ならびにそれらに対応 する本文を参照。

108 例えばサンレモ・マニュアルはそのような 立場をとる。*Ibid.*, pp. 107-108.

Rauch, *supra* note 20, p. 48; Heintschel von Heinegg, *supra* note 76, p. 274.

¹¹⁰ Mayama, *supra* note 8, p. 16.

¹¹¹ A.V. Lowe, *supra* note 37, p. 122.

¹¹² *Ibid*.

E.g., Baxter, supra note 22, pp. 205-206 ("Straits possess a strategic significance which frequently make them a scene of active hostilities, whether on land or at sea. This circumstance and the significance which they have as part of the line of communications of belligerents make it altogether unrealistic to suppose that a belligerent littoral state is required to allow passage to enemy warships and other vessels bent on hostile missions. It is for this reason that states rarely find it necessary to promulgate any legal instrument expressly closing a waterway of this nature to enemy warships."); Wolfgang Münch, Die Régime internationaler Meerengen vor dem Hintergrund der Dritten UN-Seerechtskonferenz (Berlin: Duncker & Humbolt, 1982), S. 44; Heintschel von Heinegg, oben Anm. 22, S. 218.

¹¹⁴ Baxter, *supra* note 77, pp. 202-203.

Baxter, supra note 22, p. 207 ("The real question is that of the legal authority of the belligerent to prohibit passage altogether, even though the merchant ships thus denied transit carry no contraband and do not aid the enemy in any way."); Heintschel von Heinegg, oben Anm. 22, S. 218-219 ("Umstritten ist demgegeüber angesichts der großen wirtschaftlichen Bedeutung der Meerengen für die international Schiffahrt, ob der krigführende Anliegerstaat berechtigt ist, die Meerenge vollständig, d.h. auch für die nicht-gegnerische Schiffahrt (Handelswie Kriegsschiffe) zu schließen.").

- ¹¹⁶ Brüel, *supra* note 22, p. 110.
- E.g., Baxter, *supra* note 22, p. 208; Ronzitti, *supra* note 20, p. 20; Heintschel von Heinegg, *supra* note 76, p. 265.
- Affaire du Détroit de Corfou, supra note 58, pp. 28-29.
- ¹¹⁹ Baxter, *supra* note 22, p. 208.
- 120 Affaire du Détroit de Corfou, supra note 58, p.
- Baxter, supra note 22, p. 207 ("Recorded precedents regarding the passage of vessels of commerce through straits when the littoral state has been at war have been so extremely scarce, during both the Second World War and earlier periods, that it is difficult to say that any clear rule of law has been established.").
- 122 明治38年4月18日海軍省告示第14号『官報』第6536号(明治38年4月18日)683頁。
- 123 昭和 16 年 12 月 8 日海軍省告示第 38 号『官報』号外昭和 16 年 12 月 8 日 1-2 頁。
- ¹²⁴ Schmitt, oben Anm. 42, S. 15
- 125 この措置について、根拠法令たる防禦海面令との関係でどのような整理がなされたのかは定かではない。
- 126 油橋重遠『戦時日ソ交渉小史:1941~1945年』(霞ヶ関出版、1974年) 42-44頁;外務省東亜局東欧課作成(竹内桂編集・解題)『戦時日ソ交渉史』(ゆまに書房、2006年) 378-399頁。
- ¹²⁷ Karl Zmanek, "Meerengen," in Wörterbuch des Völkerrechts, hrsg. Hans-Jürgen Schlochauer, Bd. 2 (Berlin: Verlag Walter de Gruyter & Co., 1961), S. 495; Baxter, supra note 22, pp. 208-209; Ruth Rapidoth, Les détroits en droit international (Paris: Editions)

- A. Pedone, 1972), p. 50.
- ¹²⁸ Baxter, *supra* note 22, pp. 208-209.
- Heintschel von Heinegg, oben Anm. 22, S. 223-224.
- ¹³⁰ Ebd., S. 224-225.
- Ronzitti, *supra* note 20, p. 26.
- National Defence, *supra* note 104, para. 815.1. ("Neutral warships, auxiliary vessels, military and auxiliary aircraft may exercise the rights of transit passage provided by International Law through, under and over belligerent international straits and archipelagic waters. The neutral state should, as a precautionary measure, give timely notice of its exercise of the rights of passage to the belligerent state.").
- International Institute of Humanitarian Law, supra note 4, p. 104.
- U.S. Navy, *supra* note 39, Chapter 2, Section 5.3.1. ("Transit passage through international straits cannot be hampered or suspended by the coastal nation for any purpose during peacetime. This principle of international law also applies to transiting ships (including warships) of nations at peace with the bordering coastal nation but involved in armed conflict with another nation.").
- 135 ただし、特に第二次大戦以前には、軍艦は 平時においても無害通航権を有しないと の学説がかなり有力であった。例えば、先 に引用したオッペンハイム(おそらくタッ カーも)は、平時において沿岸国が外国軍 艦の領海通航を禁止できる(軍艦は平時に おいても無害通航権を有しない)との立場 をとった上で、平時においてすら軍艦の領 海通航を禁止できるのであれば、戦時には 当然に可能であると論じた。本稿注78 お よび79 ならびにそれらに対応する本文を 参照。
- 136 アルトマーク事件において、英海軍の駆逐艦は、ノルウェー領海内でアルトマークと戦闘を行い、アルトマーク内に居た英国人捕虜を奪還した。英海軍のこの行為について、英国政府は「状況によりとらざるを得ないと思われた行動」としか説明しなかったが、当時の学説は、これを「自己保存(self-preservation)」または「自力救済

(self-help)」の措置として説明した。本稿注54および55に挙げた資料と文献を参照。 137 中立国が領海における交戦国軍艦の通航を禁止できるという従来の考え方が今日でもなお妥当するかは、本稿では検討しなかったが、当然問題になり得る論点である。

第4章 国際海峡をめぐる実務的対応 一海運に関連する戦争保険について

長谷 知治*

1. はじめに

海上輸送は、重量ベースで日本の国際貿 易の99%を占めるなど、日本の経済社会の 生命線となっている。国際海上輸送の基幹 航路としては、マラッカ・シンガポール海 峡、ホルムズ海峡を始めとする国際海峡等 の海上交通のチョーク・ポイントを航行す る必要があるが、これらの海域は紛争や海 賊等の危険を有している一方、有事の場合 においては、迂回が困難又は迂回ができる としても航海距離の増加による航海日数や 燃料消費量の増加等海上輸送に大きな支障 を生じさせることとなる。他方、例えばイ ラン・イラク戦争時においても、航行制限 海域内の就航に特別慰労金が支給され、夜 間航行規制や船団方式による入出港等の制 限が存在するものの、基本的には護衛等も ない中で航行することを求められている (第 2 回国際海峡勉強会赤塚氏説明によ る)。こうした紛争地域の航行をどのように 担保するかは、実務上は大きな問題である が、有事に備え、また有事の際の損害賠償 等リスクマネジメントの観点からは、海上 保険の付保はその対応策の一つと考えられ る。

国際海峡は必ずしも紛争地域とは限らず、 戦争保険の在り方は国際海峡固有の論点で はないが、海上交通上の要路を占め、マラッカ・シンガポール海峡、ホルムズ海峡等テロ、海賊、戦争等が発生し、また依然としてその蓋然性を有するとも考えられる国際海峡に係る論点の一つとして、海運に無する戦争保険について触れることも無意味ではないと思われる。また、戦争の発生態様は巨額損害が連続的に発生する傾心として、日本、英国や米国においても、保険の歴史を見ると、戦時を中保険あり、保険の歴史を見ると、戦時を中保険の歴史を見ると、戦時を中保険の大国本、英国や米国においても、保険の歴史を見ると、戦時を中保険の歴史を見ると、戦時を中保険の歴史を見ると、戦時を中保険の基別を指されば、戦争にしている。

本稿においては、海運関連の戦争保険を対象としていることから、まず、海上保険について概観の上、担保危険である戦争等の定義について整理する。次に商法第 815条の「法定の免責事由」または「保険契約上に別段の定め」とも関連するが、国内法、条約において戦争危険がどのように取り扱われているか、整理する。第三に、船舶保険、賠償責任保険といった保険の種類ごとに約款を踏まえ、保険料率等に着目して整理した上で、イラン・イラク戦争、湾岸戦争など過去の戦争における船舶関係の戦争保険の事例についても紹介する。

^{*}東京大学公共政策大学院客員研究員

最後に、戦争危険については、幾度となくく 国営保険の必要性について言及された「特 ところ、2012年6月に公布・施行された「特 定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契 約等に関する特別措置法」(いわゆる「タン 力一特措法」)は、EUによるイラン制裁除 直接の要因として、海上保険に係る再保保 をイギリスに委ねていることの脆弱性にない をして、国が再保険を提供するわけではない ものの、交付金を日本船主責任相互保険 ものの、交付金を日本船主責任相するとう として、国家再保険に類似するも考 られることから、同制度にも触れつつ、 民険を中心に海運関連の戦争保険について 考察を行うこととしたい。

なお、国際海峡とも関連の深いテロ・海 賊については、戦争危険の一部として取り 扱われる場合もあれば、海上危険として取 り扱われる場合もある等、保険上の取り扱 いが変遷している特徴的な担保危険でもあ り、簡単に触れることとしたい。

2. 海上保険の概要

2.1 海上保険の種類

海運に関連する戦争保険について整理・ 分析する前提として、船舶関連である海上 保険の全体像についてまず概観したい。損 害保険の一般種目は海上保険であるマリン とノンマリンに大別され、海上保険は、通 常は、船舶保険と貨物保険に分類される。

船舶保険は、船舶に生じた滅失損傷によって生じた所有者利益のほか、賠償責任や保険事故に遭遇したことにより支出した費用等を填補対象としている。

貨物保険は、貨物が滅失又は損傷した場合にその損害を填補する保険であり、内航貨物海上保険、外航貨物海上保険及び運送保険に分かれ、外航貨物海上保険は船舶と航空機等を問わない。船積み前や荷卸し後

のトラックや鉄道による接続の陸上輸送も 船舶による輸送と合わせて海上保険の対象 となっている。運送保険とは国内の航空輸 送、陸上輸送、フェリーで輸送される貨物 が対象である。

2.2 海上保険契約について

海上保険契約とは、「航海」に関する「事故」によって「保険の目的」に生ずるべき「損害の填補」を目的とする契約をいい(商法 815条)、「保険者」は「法定の免責事由」または「保険契約上に別段の定め」がある場合を除いて、「保険期間中」保険の目的に付き、航海に関する事故に因って生じた一切の「損害を填補する責に任ず」と規定している(商法 816条)。このように、まず商法第 815条及び第 816条において規定される海上保険契約の要素ごとに概観すると以下のとおりである。

「航海」に関する事故であることから、 陸上の各種保険とは異なる。

「保険の目的」物とは、海上保険において海上危険が作用する対象物、具体的には船舶、貨物、石油掘削施設、旅客や船員の手荷物等である。海上保険の種類はこの目的物に着目して分類される。

「保険期間」は、保険者は無条件に無限の時間、危険を負担するわけにはいかないため、保険者の負担する危険の発生すべき期間、すなわち保険者の責任の開始から終了までの期間をいう。「期間保険」は保険期間が一定の期間を標準として定められる保険である。船舶は航海中も港内停泊中も常に危険にさらされているので、船舶保険の大部分は期間保険で契約される。「航海保険」は一定の航海を標準として保険期間を定める保険である。運送の対象となる貨物はある地点まで運送されれば危険負担者の危険は終了するため、貨物海上保

険の大多数は「航海保険」が付けられる(木村, 2011:135-148)。

「航海に関する¹事故」が「損害を填補」 する対象となる担保危険であり、保険給付 を生じさせる対象を画するための基本概念 である²。海上保険に係る担保危険について は、海上危険(マリンリスク)と戦争危険 (ウォーリスク)に分類される場合がある³。 海上危険は平常時の海上輸送に係る危険で あり、損害もあらかじめ予想される範囲内 と考えられる。主要な危険として、沈没、 座礁、乗揚げ、火災、爆発、衝突、強盗等である。戦争・ストライキ危険は、投棄リスクと分類され、極めて異常な状況下で突発的に発生する人為的な危険であり、一度発生すると損害が巨額に上ることから、海上危険とは別の約款が用いられている(藤沢他,2010:47-48、木村,2011:165-171)4

貨物保険及び船舶保険について、海上危 険及び戦争危険ごとに保険約款との関係を 示すと、以下の表のとおりである。

	海上危険		戦争危険		
	国内	英国等	国内	英国等	
外航貨物保険	・SG フォーム (本文約款) + ロンドン協会 貨物約款(ICC) 1963 (特別約 款)	・SG フォーム (本 文約款) +ロンド ン協会貨物約款 (Institute Cargo Clause) (ICC) 1963 (特別約款)	SG フォーム:捕獲拿捕不担保条項により免責+協会戦争約款	SG フォーム: 捕獲拿捕不担 保条項により 免責+協会戦 争約款	
火	(内航)貨物海上保険普通保険約款(2010年約款)	→・MAR フォーム + ICC1982 又 は ICC2009	(内航) 約款 5 条 により免責+通 常戦争危険は付 保せず ¹	ICC2009 第 6 条 により免責 + 2009 年協会戦 争約款	
船舶保険	船舶保険普通保 険約款(日本の 引 受 の 太 宗) (2010 年約款)	・SG フォーム (本 文約款) +ロンド ン保険業者協会 (ITC) (Institute Time Clause) 期間 約 款 - 船 舶 (ITC-Hulls) 1881 →・MAR フォーム + ITC1983、又は 1995、又は 2003	約款第 11 条により免責+戦争保険特別約款	ITC 第 23 条に より免責+ IWSC(Institute War and Strike Clause Hulls-Time)	

2.3 海上保険市場の概要

IUMI(International Union of Maritime Insurance 国際海上保険連合)の統計によると 2011 年度の世界の海上保険料は約 320億ドルであり、ヨーロッパが約半分、アジアが約3割を占めている。このうち貨物保険が54%、船舶保険が26%、賠償責任保険が5.7%、石油開発が14.2%を占めている。海上保険市場は貿易物流、海運市況、石油開発の動き等に連関して変動すると言われるが、2000年当時の約110億ドルと比較して3倍となっている。

貨物保険について見ると、2011年度の保険料のうち日本が11.4%で世界第一の市場となっており、以下中国、ドイツ、イギリスと続く。貨物保険の規模は基本的に国ごとの貿易取引額と国内での付保率に左右されるが、日本は貨物保険のシェアが貿易額のシェアを超えており、国内での付保率が高いと考えられる。

船舶保険(石油開発、賠償責任保険を含む)については、イギリスが 14.8%で第一位であるが、石油開発の保険料に依拠したものである。以下、ノルディック諸国、中国、日本と続く。こちらも中国の伸長が著しい 5 。

3. 担保危険としての戦争等について

3.1 戦争等の意義について

(1)戦争

戦争危険とは、戦争に関係する各種危険を包含する概念となっており、文脈によってその内容が変わるほか、社会通念上、取引上の観念で解釈されるため、国際法上の定義よりは広く解釈されると言われ(笹井、1961:244-245、木村他,2011:169-170、松島,2001:93-94、新谷,2012:136) 6。例えば、自国と他国との戦闘行為に限定されず、宣戦布告なき武力闘争や政権争奪の

武力闘争など広い意味を有する(藤沢他, 2010:284)。また、戦争危険は遺棄魚雷のように戦争終了後でも残存している。多くの判例を通じても、狭義に解されるべきではなく一般的・普遍的な意味で解されるべきことが明らかにされている(M. D. Miller, 2005:40)⁷。

約款を見ると、2009年の協会戦争約款 (Institute War Clauses (Cargo)) において は、第1条において、戦争危険については、 ①戦争、内乱、革命、反逆、反乱もしくは これらから生じる国内闘争、または交戦国 によりもしくは交戦国に対して行なわれる 一切の敵対行為、②捕獲、だ捕、強留(拘 東)、抑止または抑留及びこれらの結果また はこれらにおける一切の企図の結果、③遺 棄された機雷、魚雷、爆弾、またはその他 の遺棄兵器と具体的に列挙することにより、 war およびその類似の危険を明確化してい る。さらに、第1項においては、「または敵 対勢力によってもしくは敵対勢力に対して 行なわれる一切の敵対的行為(or any hostile act by or against a belligerent power)」と記載 することで、必ずしも戦争を国際法上の定 義に限定することなく、広範にわたる概念 であることを示している(新谷,2012:139)。

なお、貨物海上保険については、マリンリスクは、約款上は倉庫から倉庫までの間が約款の適用となるが、戦争危険については、保険期間は本船に積み込まれた時から、仕向港において本船から荷卸しした段階に終了し、陸上にある間はカバーされない(Waterborne Agreement: 陸上戦争危険不担保協定)。陸上にある間に攻撃されると莫大な損害が出て、保険会社の支払い能力をはるかに超える損害が発生するため、こうしたリスクをカバーすること自体が不可能

であるためとされる(安田火災海上保険,

 $1988:258-260)^{-8}$

(2)海賊

海賊については、船舶保険及び貨物保険 とも保険約款上は定義規定はない。 Maritime Insurance Act (MIA: 英国保険法) 1906の解釈規則第8条によると、海賊とは 暴動を起こす旅客及び海岸から船舶を奪う 暴徒を含む⁹とのみ規定し、定義していない。 海賊の取り扱いについては、歴史的に戦 争保険で扱われたり、海上危険として扱わ れたりと行き来している10。船舶保険につ いては、船舶保険普通保険約款上は戦争危 険とされているが、ロンドンで広く使われ ている ITC 上においては、海上危険とされ ている。もともとは、1937年までの捕獲拿 捕不担保条項では海賊行為は海上危険とさ れていた。しかし1936年7月にスベイン内 乱が勃発し、地中海その他の水域で国際不 明の潜水艦及び飛行機による加害行為が頻 発したため、海賊も捕獲拿捕不担保条項に 追加され、戦争保険とされていた(加藤, 1992:64-65)。それが 1983 年の Clause 改 定によって海上危険に復帰し、これにとも なって戦争危険から除外されている。一方、 北欧マーケット等、日本同様に海賊危険が 戦争保険での取り扱いのままであるマーケ ットもある11。2009年以降ソマリア沖の海 賊が問題となっているが、特定の海域で巨 額の損害を生じる可能性が高くなったこと に伴い、2010年以降特別条項を貼付して海 賊を ITC の担保危険から除外し、一方で協 会戦争保険約款において追加して引き受け ることが一般的となった(木村他, 2011: 356-357)

また、貨物保険においては、1963年の協会貨物約款 (ICC) では戦争保険に含めていたが、1982年及び2009年のICC(A)では免責とされず、海上危険として取り扱われている(木村他,2011:323、藤沢他,2012:84)。内航貨物運送約款も同様である。

(3)テロ

テロについては、例えば2009年協会貨物 約款(A)7条3項において、「テロ行為、 すなわち、合法的にあるいは非合法に設立 された一切の政体を、武力または暴力によ って転覆させあるいは支配するために仕向 けられた活動を実行する組織のために活動 し、あるいはその組織と連携して活動する 者の行為」と定めている。テロ危険は、貨 物保険においては、1963年の ICC において は悪意をもって行動する者に含まれ免責と されていたが、1982年の ICC においてはス トライキ危険に係る規定である第7条 12 に 明定の上、免責されており、2009年の改正 においても維持されている。ストライキ危 険特別約款により復活担保される(藤沢他, 2010:75-76、84)。船舶保険においては、 テロは戦争危険に含まれている。

3.2 戦争危険に関する国内法及びに主な運 送関連条約上での取り扱い

(1)商法等における海上保険契約としての取り扱い

まず、国内法について見ると、陸上保険の場合は、保険法第17条で法定免責事由とされているが¹³、海上保険の場合は商法第829条に定める法定の免責事由は、①保険目的の性質・瑕疵・自然の消滅、被保険者の悪意・重過失、②航海に必要な準備をしていない、③傭船者等の悪意・重過失等は、戦争については規定されていない¹⁴。商法上の海上保険と保険法の関係については、商法第815条第1項において「海上保険と保険法の関係については、商法第815条第1項において「海上保険料の方面法第20年代を第15条第1項において「海上保険料の方面がある。保険法の方面がある。保険法の方面がある。保険法の方面がある。保険法の方面がある。保険法の方面がある。保険法の方面がある。保険法の方面がある。保険法の方面がある。保険法の方面がある。保険法の方面がある。保険法の方面がある。保険法の方面がある。保険法の方面がある。保険法の方面がある。保険法の方面がある。保険法の方面がある。保険法の方面がある。保険法の方面がある。保険法の方面がある。とは表する方面がある。

法第829条第1号に該当する規定を掲げて いるが、戦争等を掲げていないのは、商法 第829条を商法第815条の「別段の定め」 と位置付けていると考えられ、保険法第17 条を海上保険には適用しない趣旨と解する のが妥当と考えられる。さらに、戦争危険 が海賊危険などとともに海上保険により保 険されるべき常態危険であったという沿革 的事情 15 からもそのように考えられる(大 森, 1973:236) ことから、商法上は戦争危 険について排除する特約をしない限り保険 者は責任を負うこととなる(落合,1982:2)。 通常は約款により免責とし (例えば船舶保 険普通保険約款第11条)、必要な場合は特 約を締結し、追加保険料を支払うことによ り保険カバーがなされる。

(2)船舶所有者の責任から見た戦争危険の 取り扱い

i)商法等

上述の通り、担保危険としての戦争危険 は、陸上分野においては代表的な免責危険 であるが、海上保険では保護の対象として、 担保危険の一つとなっている 16 。この関連 で、商法上は船舶所有者は海上活動から生 じる取引上の債務及び船長その他の船員の 不法行為に基づく損害賠償債務については 免責ではない¹⁷。この関係で、船舶所有者 の責任については、海上活動の特別な危険 にかんがみて、船舶所有者等の責任の制限 に関する法律(以下「船主責任制限法」と いう。) に基づき、有限責任が認められてい る。船主責任制限法においては、責任制限 の対象とされる債権及び責任制限の対象か ら除外される債権のいずれにおいても戦争 等に関連する規定は存在しない¹⁸。

但し、船主責任制限法の基となる 1996 年の海事債権についての責任の制限に関す る条約第3条において、責任制限の対象か

ら除外される債権として、(b) 油による汚 染損害についての民事責任に関する国際条 約に定める油による汚染損害についての債 権、(c) 原子力損害についての責任の制限 を規律し、または禁止する国際条約又は国 内法の適用を受ける債権等を規定している。 この関係で、1992年の油による汚染損害に ついての民事責任に関する国際条約 ((International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage, 1992。以下「CLC」 という。)や原子力損害賠償責任について定 めるパリ条約 (Paris Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy) ウィーン条約 (Vienna Convention on Civil Liability for Nuclear Damage)、補完的補償条 (Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage) について 見ると、戦争は免責とされている19。

ii)船舶所有者が責任を負う条約等

1992 年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(以下「国際基金条約」という。)、2001 年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する条約(以下「バンカー条約」という。)、2007 年の海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約(以下「海難残骸物条約」という。))2010 年の危険物及び有害物質の海上輸送に関連する損害についての責任並びに損害賠償及び補償に関する国際条約(以下「HNS条約」という。)、のいずれにおいても、戦争は免責事由とされている²⁰。

(3)運送責任から見た戦争危険の取り扱い

海上運送人の責任については、1924年の 船荷証券に関するある規則の統一のための 国際条約及び 1968年改正議定書及び 1979 年改正議定書(ハーグルール、ハーグウィ スビールール)及びこれを国内法化した国 際海上物品運送法 21 第4条第2項において、戦争、暴動、内乱については免責とされている 22 。ここに言う戦争は船舶が中立国に属する場合も含まれる。また海賊行為及びこれに準ずる行為についても免責とされている 23 。船客賠償に関する 2002 年アテネ条約 24 (以下「アテネ条約」という。)においても、戦争等については免責とされている 25 。運送人は賠償責任保険を手配する。

4. 海運関連の戦争危険に対する保険の 概要

4.1 船舶戦争保険について

国内の場合、船舶保険普通保険約款第11 条第1号~第7号では、戦争、変乱、だ捕、 抑留、暴動、海賊ストライキなどによる損 害については免責されているため、戦争保 険特別約款によって、戦争などの危険によ る損害を改めて別の契約として復活担保す ることとなる。保険金の対象損害としては、 全損、修繕費、共同海損分担額、損害防止 費用、衝突損害賠償金である。①日本国ま たは外国の公権力による強制使用、強制買 上または検疫、貿易もしくは関税に関する 法令に基づく処分、②イギリス、アメリカ、 フランス、ロシアおよび中国のうちいずれ かの間の戦争の発生等の場合は免責される。 なお、普通期間保険を ITC で引き受ける場 合は、戦争保険は Institute War and Strike Clauses Hulls-Time で引き受ける(木村他、 $2011:348)^{-26}$

(1)保険料率

特徴として、航路定限があり、外航船に 適用される航路定限は、平時の状態である とされる「一般世界水域」と、戦争危険度 の高い「除外水域」に分けられており、除 外水域は航路定限から除外されている。保 険料も一般世界水域は期間建(3 か月、6 か月、9か月、1か年)の基本料率を適用した保険料を、除外水域は航海の都度その除外水域の危険度に応じた航海建の割増保険料を支払うこととなる。除外水域は情勢に応じて都度変更されるが、Joint War Committee のものが参考とされる。割増保険料は保険料の提示から通常 48 時間以内に水域に入ることを条件とし、かつ、当該水域内での滞泊制限日数(通常7日または14日)に限り当該提示保険料は有効である。滞泊が当初の制限日数を超過する場合には、新たな割増保険料の提示を受けることが必要となる。

(2)保険契約の解除と自動終了

大規模な戦争が発生した場合、船舶の被 る損害が巨額のものになる可能性が高まり、 その損害の規模・累積により民間保険会社 が商業的に戦争保険の引き受けを継続する ことが困難になる可能性がある。こうした 不測の事態を想定し、戦争保険等において は保険契約の「解除」と「自動終了」とい った特別な規定が設けられている。「解除」 については、保険期間の中途において当初 予測しなかったような事態が発生した場合、 7 目前の書面予告をもって契約の解除を行 うことができる。「自動終了」の規定は、解 除予告の有無に関わらず、英国、アメリカ、 フランス、ロシア、中国のいずれかの間の 戦争、または日本、外国の公権力による本 船の強制使用のいずれかが発生した場合、 保険契約は自動的に終了する。

(3)PI 保険

PI 保険においては、保険契約規定第35条(一般除外規定)第1項第2号によって、てん補対象から除外されているP&I戦争危険について、P&I戦争危険特別条項に基づき、一定の条件及び範囲でてん補対象とし

ている。賠償責任保険については、基本的には戦争免責の主張がなされるが、戦争免責の主張が不可能な場合として、乗組員の死亡傷病に関する雇用主としての労働協約等に基づく災害補償責任がある。

一般的に P&I 戦争保険は、一定限度額までは船舶戦争保険と合わせて付保されている。 P&I 戦争保険が付いた船舶戦争保険の保険金額を超過する事態が生じた場合には、その超過分は組合が「P&I 戦争危険特別条項」により提供している超過額(2013 年度現在の保険金額は米貨 5 億ドル)までてん補対象としている。

なお、船舶戦争保険と同様に保険契約の 解除と自動終了について規定されている (特別条項第4条及び第5条)(日本船主責 任相互保険組合,2010:136)。

4.2 貨物保険について

(1)概要

戦争・ストライキ危険に係る貨物保険については、免責事由に該当しない限り一切の危険を担保する2009年協会貨物約款(A)においては、第6条で免責とされ、協会戦争約款及び協会ストライキ約款で補償される。すべてが復活担保されるわけではなく、滅失と損傷のみであり、戦争危険による費用は填補されない。また捕獲、拿捕は戦時のもののみが対象であり平時の捕獲、拿捕い、海上危険と一括して、1枚の保険証券によって担保されるのが一般的である(東京海上、1987:148)。

保険期間は、船舶に積込まれた時にのみ開始し、最終荷卸港または荷卸地において船舶から荷卸される時または最終荷卸港または荷卸地に船舶が到着した日の午後 12時から起算して 15日を経過する時のうち、いずれか最初に起きた時に終了する(協会

戦争危険特別約款第5条)。このほか、3.1.1 のとおり陸上危険不担保条項が存在する。

(2)保険料率

保険料率については、従来はロンドンの 戦争保険料率委員会 (War Risks Rating Committee 27) の作成、公表する戦争・スト ライキ危険料率表 (war and strikes risks schedule) に基づき、戦争・ストライキ保 険の料率を設定していた²⁸(東京海上 (1987):150)。しかし、2004 年秋に、the Joint Cargo Committee は、料率表を戦争お よびストライキに関連するリスクが高まっ ている特定の地理的地域のリストに変更し た。地域については、Elevated、High or Severe と分類し、これらは H/C (Held Covered の略であり、その都度取決めとさ れる)の対象とされ、料率は料率表ではな く、それぞれアンダーライター等に確認す るということとなった (Marsh, 2012)。こ のため、日本の各保険会社は、このリスト のほか、個別に契約しているリスクコンサ ルの定めるリスクを参考に貨物戦争保険料 率表を定めている。公表されている料率表 ²⁹は、概ねリスクを国単位で表示しており、 リストにある複数の国を通過する場合には、 その中で一番リスクの高い国の割増保険料 を支払うこととなる。また、外為法違反や ワシントン条約違反とならぬよう、合法的 な輸送に限ると注が付されている³⁰

5. 過去の事例

5.1 イラン・イラク戦争

イラン・イラク戦争は1980年9月22日、イラク軍のイラン領侵攻によって勃発した。戦争開始以来シャトル・アラブ川流域に約70 隻に及ぶ船舶が閉じ込められた。また、1984年3月27日にイラク軍機が、ギリシャ籍タンカーFILIKONLを攻撃して船舶攻

撃が開始されて以来、停戦時までに被弾した船舶は総計406隻、333人の船員が死亡、317人が負傷した。このうち日本人乗組船舶の被弾は12隻であり、日本人2人が犠牲となった。

保険料率について見ると、ペルシャ湾に 就航する船舶に対する戦争保険割増料率が 初めて適用されたのは、1979年7月28日 からで 0.02275%から、両国を巡る情勢の変 化に連動して乱高下を繰り返し、87年末に はイラン・イラク周辺の水域においても 0.375%の高い料率となった。1988 年 8 月 20日の停戦発効以降、ペルシャ湾水域にお ける割増料率は徐々に引き下げられ 0.0375%となり、さらに、浮遊機雷の除去 作業の進展等により、1988年11月25日に は 0.01875%にまで引き下げられた。1989 年2月10日には同水域における平穏化に伴 い、イラン水域(北緯29度45分以北)お よびイラク領海水域を除く全水域における 割増料率の適用は撤廃されることとなった (日本船主協会(1989):144-145)。

また、保険処理については、それまでは 第4次中東戦争によって爆撃を受けた山城 丸事件等直接船体等に攻撃を受けたもので あったが、一定区域内に封鎖された船舶へ の対応が初めて求められた。1981年9月29 日付で船舶所有者より保険者に対し「本船 が抑留され、かつ解放される見込がない」 として委付の申出がなされた。1982年6月、 ヘレニック・ウォークラブが同クラブ加入 船舶の全損を決定し、保険処理の動きがみ られるようになり(小谷, 1982: 26-28)、 保険者は、出港禁止の事実により、本船は 抑留という保険事故があると認められ、か つ、解放の見込もないほか、シャトル・ア ラブ川の掃海作業の期間が最低6か月であ ることから、相当の期間内に解放される見 込みはないと判断し、6 隻の船舶に対し、

1982年末に総額約110億円の戦争保険金を支払った(林田, 1983:295-297)。

5.2 湾岸戦争

1990年8月2日、イラクによるクウェート北部への侵攻に始まったイラク・クウェート紛争は、クウェート全土に侵入したイラク軍が占拠をつづけ、膠着状態となったが、1991年1月17日多国籍軍による武力行使が開始された。その後同年2月28日多国籍軍が戦闘行為を停止し、3月1日イラクが国連安保理決議受諾を決定したことにより、事実上湾岸紛争は終結をみた。

保険料率を見ると、船舶戦争保険割増料率は、一時期最高で 1.7%にまで上昇した(日本船主協会, 1991:178、184-186)。また、貨物戦争危険料率を見るとラスタヌラ港のサウジの主要石油積出港の船積みレートは 0.0275%の平常地域レートが、侵攻後 0.1%となり、1991年1月18日には 3.5%まで引き上げられた。決議受諾後の3月19日は 0.05%まで落ち着いた(桜井, 1991:45)。

5.3 米国同時多発テロ

2001年9月11日に発生した米国同時多発テロは、国際的な再保険市場に深刻な打撃を与えるとともに、被害を受けた航空業界のみならず船舶や貨物の分野において重大な影響を与えた。事件後、テロ危険に対すな影響を与えた。事件後、テロ危険に対する保険カバーの需要は急激に増大したが、再保険者は、2002年の再保険特約更改時において、本リスク発生の予測困難性と巨額損害の可能性を強く懸念し、引受にあたりテロ危険の再保険条件からの除外を要求した。これに伴い、その多くを再保険に依存する世界各地の元受会社のテロ危険の引受は激減し、保険料率も高騰した。このため、

その対策としていくつかの国において政府 支援を前提とするテロ保険プールを創設す る動きが出てきた(再保険研究会, 2003: 172) 31 。

船舶戦争保険については、現行の保険契約が損害保険会社から一方的に解除され、別途割増保険料の支払いが発生する除外水域が新たに設定され、さらにその後、基本料率の引上げも行われた³²。

また、PI 保険については、テロリズムに より船舶所有者が第三者に与えた CLC 上 の損害・費用について、国際 PI クラブがテ 口免責を適用する旨回報したが、テロ免責 では、CLC上の保障契約の要件を満たさな い恐れがあると指摘されて撤回した。すな わち、CLC 第3条2(b)で定める免責事由 として、「専ら損害をもたらすことを意図し た (intent to causedamage) 第三者の作為・ 不作為によって生じた汚染損害」が含まれ ており、この免責条項の解釈如何によって は、テロ行為が油濁損害の発生を意図した ものとして、当該損害が船舶所有者の責任 対象から除外される可能性がないとは言え ないが、過失責任を原則とする通常の不法 行為と異なり、CLC は油タンカーの船舶所 有者の無過失責任を原則としている関係上、 免責が認められない可能性もある。

JPI は、保険契約規定第35条(一般除外規定)において、組合員(その使用人、代理人を含む。)の寄与過失の有無にかかわらず、生じた損害及び費用について免責する事由として、テロリズム行為も規定しているが、テロリズム行為に該当するかに関し争いが生じた場合には、理事会の決定を最終のものとしている。また、CLC等の対象で他の保険によって回収できないものについては、国際グループプール協定によるカバーの対象としており33、規定上は不明確であるが、JPI は2002年2月20日以

降も従来と同様に CLC 上の賠償責任を負うとし³⁴、規定はその後変更されているものの保障する運用がなされているようである。

5.4 イラク戦争

2003 年 3 月 20 日午前 11 時 30 分(日本時間)、米英軍等によるイラクへの軍事攻撃が開始され、2003 年 5 月 1 日に米大統領より終結宣言がなされた。開戦と同時に海運貨物に関連する各種保険の料率が一気に上昇し、米英によるイラク攻撃開始直後、大手損害保険各社はクウェート、イラン、サウジアラビアなどイラク周辺地域向けの貨物戦争保険の料率を平時の0.05%から約40倍の2%程度に引き上げた。船舶戦争保険の料率も最大で平時の十数倍に設定した(Logi-biz, 2003:21))。

6. 海運に関する戦争保険に係る政策的 検討

海上保険においては、戦争危険は、海上 危険と異なり、基本的には免責の上特約等 により復活担保されるものであり、対象地 域も除外水域等が設定され、割増保険料が 求められるほか、保険契約の解除や自動終 了の規定も存在している。また、このよう に保険の免責の対象であることから、船舶 所有者の責任や運送人の責任に関する国際 条約においても、戦争が原因で発生した損 害に対しては免責されている。

このように戦争危険については、ある意味担保特約等によってのみ保障されるものであり、数少ない対応策である。他方、保険としてはその発生や危険の度合いが予測困難であり、かつ、一旦事故が発生すれば巨額の損害が集積して起こりうる、すなわち20年又は30年に一度に巨額の損害が発生し、その他の年にはほとんど損害がない

という特色をもっていることから、毎年の 収入保険料は巨損発生時の支払いに備えて 積み立てておかねばならない(小谷, 1982: 26-28)。また、戦争保険の引受けにあたっ ては、民営である限り一国の保険市場のみ の引受けは不可能であり、我が国の損害保 険業界が国際的再保険を利用して引受け能 力の充実を図っていかざるをえず、国際的 に通用する保険料率に影響されざるを得な い (香川、1983:30)。 例えば、昨年の 2012 年以降においても、EU 制裁により、ヨー ロッパにおいて再保険の引受がなされなく なったことによって、イラン産原油のタン カー輸送も影響を受け、日本も対応を迫ら れることとなった。このため、まず、この ような事態に日本政府がどのように対応し たのか、2012年に公布・施行されたタンカ ー特措法を事例として概観することとする。

6.1 特定タンカーに係る特定賠償義務履行 担保契約等に関する特別措置法

(1)タンカー特措法成立の背景

イラン原油の海上輸送をめぐり、EU は 2012 年 1 月 23 日付理事会決議 2012/35 に 従い、2012年1月23日以降に結んだ船舶 保険、貨物保険の再保険引き受けを禁止す る一方、油濁事故に備えた賠償責任保険の 再保険は、6 月末まで制裁の適用除外とし てきた。外交交渉を続けるものの、2012年 7月1日以降、イラン産原油を輸送するタ ンカーについてEU域内の企業による再保 険の引受けが禁止される可能性が生じてい た。すなわち、再保険の引受が禁止される 場合には、対人・対物損害については、事 実上無保険となり、タンカーの運航に支障 をきたすこととなるほか、油濁損害につい ても、保険金額が、船舶油濁損害賠償保障 法で締結が義務づけられている強制保険の 要件を満たさないこととなる恐れがあった。

(2)法律の概要

このため、タンカー特措法は、イラン産 原油を輸送するタンカーの運航に伴い生ず る損害の賠償について、損害保険契約でカ バーされる金額を超える金額(再保険の上 限の76億ドルからJPIが引き受ける800万 ドルを除した部分)を、政府が JPI に対し 交付する契約(特定保険者交付金交付契約) をタンカー所有者と締結することとした。 また、タンカー所有者は、政府に対し納付 金(1年間で1500万円(特措法施行令第3 条)を納付する。平成24年度については、 保険金額の下限は再保険なしで引き受けら れている保険金額である800万米ドルを、 平成 24 年度の予算額を算出する際に使用 する換算レート(1ドル=81円)を用いて 本邦通貨に換算した額である6億4800万で ある。また、上限は同じく保険契約の保険 金額の国際的な水準である約 76.6 億米ド ルに平成 24 年度の予算額を算出する際に 使用する換算レートを用いて本邦通貨に換 算し千円単位で切り上げた額 6094 億 6717 万 8000 円を、担保上限金額の算定の基礎と なる金額として定めている。平成24年度予 算においては、タンカー特措法附則第3条 により、担保上限金額の合計額が9兆1322 億 8767 万円を超えない範囲内と定めてい る。平成25年度予算以降は財務省との折衝 により決定される³⁵。

これにより、イラン産原油を輸送するタンカーの運航に伴い損害が生じた場合、その賠償について JPI に対し、特定保険者交付金を交付することとし、無保険状態を回避した7月1日以降も引き続きイラン産原油の我が国への輸送が可能となった³⁶。

結局、EU は 6 月 25 日の外相理事会で適 用除外措置を延長せず、E U理事会規則 267/2012 の Article 11-1 (d) 及び 12 (2) の規定に従い、7 月 1 日からイラン原油を 輸送するタンカーについて、EU 域内企業 による再保険は禁止された。石油会社は7 月下旬以降、タンカー特措法に基づきイラ ン原油輸入を開始した。保険の補償対象額 を抑制するため、ペルシャ湾内を航行する VLCC を1隻だけに限定し、石油各社で積 み期日をずらして 15 隻を順番にイランへ 配船することとした(日本海事新聞,2012)。 平成 24 年度においては国と海運会社との 間で 13 隻のタンカーについて特定保険者 交付金交付契約を締結された(国土交通省 (2013):第5章)。2013年8月末現在、EU による制裁措置は継続している一方、日本 のイラン産原油の輸入量は 2011 年度の 1800 万 kl から 2012 年度は 1100 万 kl と約 4割減少し、全輸入量に占める割合も8.8% から 4.8%に減少している(経済産業省, 2013)

6.2 戦争保険に係る国家再保険について

タンカー特措法は、国が無保険状態を回 避するために、既存の補償契約制度を参考 に工夫して創設したものであった。他方、 こうした事態を完全に克服し、長期的見地 に立って保険料率の平準化を図り、安定し た引受けのできる方途を講ずるためには、 国営再保険の力を借りざるをえないとの意 見もある(香川、1983:30)。4 で見た通り、 解除予告の有無に関わらず、英国、アメリ カ、フランス、ロシア、中国のいずれかの 間の戦争については、契約は自動終了とな り、国営再保険に移行する制度を作らない 限り、保険担保は存続しえないとの指摘も ある(小田, 1965:15)。諸外国においては 国営の再保険制度を創設し、海運に係る戦 争保険の last resort としての役割を果たし ている一方、そのような事態になった場合、 日本経済の生命線である海運が非常に不安 定な状態に晒されることとなる。イラン・

イラク戦争時においては、日本船主協会より運輸省に対して、損害保険協会から大蔵省に対して、国営の船舶戦争保険の再保険制度の創設について陳情が行われている³⁷。

このように、海運を巡る戦争保険に係る 論点の一つとして、国家再保険制度の在り 方は重要な検討課題と考えられることから、 その可能性について検討することとしたい。 すなわち、地震再保険等国営の再保険制度 が存在する中で何故海運に関する戦争保険 はその対象とされていないのか、海運に係 る戦争保険が安定的に提供されるため、国 家再保険は解決策の一つとして有効なのか、 また、官から民へという流れの中で国家再 保険はその流れに逆行するのではないか等 について、検討を試みたい。

(1)戦争保険に係る国家再保険の過去の経緯

まず、過去において、我が国が戦争保険 に係る国家再保険を行った事例が存在する ことから簡単に振り返りたい。第一次世界 大戦勃発に伴い、船舶、積荷に対する戦争 保険料率が急騰し、わが国の貿易に重大な 障害が生じてきたため、戦時海上保険補償 法(大正三年九月十二日施行)に基づき、 政府指示の戦争保険料率で引受けた契約に ついて、保険会社が保険金を支払った場合 は、その保険金のうち80%を政府が補償し た。このような政府補償にもかかわらず、 政府指定の戦争保険料率による引受に対し て不安をもつ保険会社の中には, 戦争保険 の引受を拒絶したり、政府指示の保険料率 よりも高い保険料率を要求する会社も存在 したりしたことから、3年後には同法は廃 止され、新たに戦時海上再保険法が施行し、 政府指定の戦争保険料率による引受につい ては、全額再保険が引き受けられ、大正9 年まで存続した。

第二次世界大戦時には、戦争の拡大とともにその料率が高騰したため、政府はこれを抑制するため 1939 年 12 月以降指示料率を決定し、この料率で引受けた契約による保険会社の損失については政府が補償する措置を採った。さらに第二次世界大戦の拡大に伴い戦争保険の英国への再保険が困難となり、1940 年 6 月から損害保険国営再保険法に基づいて政府が全額再保険を引受けることとなった。対象船舶は、日本籍船、日本人または日本法人が借受けた外国船舶等で、政府徴用船、外固または外国人に貸渡された船舶は除かれた。

第二次世界大戦後も、海上保険について、1955年5月31日まで国の再保険が存在した。そのうち、船舶戦争保険に関する超過損害再保険は、朝鮮動乱が始まった1950年度に導入され、同年七月三日以降政府によって引き受けられた(長崎、1980:70-76、日本船舶保険連盟15年史編集委員会,1979:12、63-65)。

(2)国家(再)保険の現状

現在、我が国においては、民間損害保険 会社が負う地震保険責任を政府が再保険し、 再保険料の受入れ、管理・運用する地震再 保険、林業経営の安定等に資するため、政 府が保険者となり、森林所有者からの保険 料等を主な財源として、森林国営保険法に 基づき、森林の火災、気象災(風害、水害、 雪害、干害、凍害、潮害)及び噴火災によ る損害を塡補する森林保険、世界的な経済 変動にかかわらず貿易・投資を安定的に行 うため、利用者からの保険料を原資として、 超長期で収支相償となるよう運営する貿易 再保険等7つの保険又は再保険を実施して いる。これらは特別会計改革の基本方針に 基づき、改革に向けた検討が行われている 最中であるが、地震再保険については改正

等は行われない³⁸。

また、諸外国については、テロ等については前注 32 のとおりであるが、米国においては、米国籍船のうち MARAD の助成金受給船ないし融資被保証船に関するものを対象に、損失補償額が 1 億ドルまでのものについて、連邦政府は発生した損害の 90%までの補償を提供する(日原他, 2006: 3-4、日本船主責任相互保険組合, 2003)。また、特に船舶戦争保険については、例えば、英国においては、クラブが引受けた英国が関連する戦争その他の敵対行為に起因する危険(Queens Enemy Risks)については、イギリスが旗国となっている船舶の 95%を政府が再保険を引受けている(Miller、2005: 467-475)。

(3)検討

まず、第一に、国家再保険の過去の事例については、第一次世界大戦中は保険料率の高騰に対応したものであったが、第二次世界大戦時及び戦後においては、日本とイギリスの差が大きい又は戦後のため海外で再保険引き受けがなされなかったために、政府が再保険を行ったという事情があり、またこの再保険は海運に関わる保険に限定されたものではないことに留意する必要がある。

次に、我が国の政府が関与している再保 険の現状について見ると、貿易再保険は世 界的な経済変動に対応したものであるが、 それ以外の地震再保険、農業共済再保険、 森林保険、漁船再保険等は、主に地震、災 害等異常事象による集積的巨大リスクに対 応したものであり、戦争、テロのような政 治的社会的巨大リスクに対応した制度は、 現在は存在していない。例えば、個別的巨 大リスクである原子力は、日本原子力プー ルを構築し、損害保険会社が共同でプール 事務を行い、さらに各国の保険プール間で 再保険契約が結ばれている。また、国は、 原子力損害の賠償に関する法律および原子 力損害賠償補償契約に関する法律に基づき、 地震等に対する政府補償契約や事業者に対 する無限責任に対する必要な援助を行うこ ととしており、再保険を引き受けるという ような形態ではない。そうした観点からは、 船舶保険及び外航貨物保険についても、そ れぞれ日本船舶保険再保険プール及び外航 貨物再保険プールの下、危険の分散又は平 準化のために, あらかじめ外国損害保険会 社等を含む他の損害保険会社との間で共同 して再保険をすることを定めておかなけれ ば保険契約者や被保険者に著しく不利益を 及ぼすおそれがあるとして、再保険約款の 決定、再保険料率の決定等が行われており、 原子力保険プールと同様に、独占禁止法の 適用除外とされている(公正取引委員会, 2011:16)ように似た仕組みとなっている。 再保険の機能は、そもそも、①平準化され たポートフォリオを構築し、巨大災害に対 する保護等保険者の事業成績を安定化する こと及び②巨大リスクに対応した負担能力 の超過分を補完するといった保険者の引き 受け能力の補完という観点であること(大 谷, 2011:1-4) にかんがみると、この②の 観点からは国家再保険によることが必要な のか、国としての負担割合を考えると原子 力やタンカー特措法のような対応も比較検 討する必要があるものと思われる。

第三に、官から民へという流れからすると、超過部分のみの再保険という考え方はあるものの、民間の損害保険会社は、船舶戦争保険についても、平時・有時を問わず、永年にわたりサービスを提供しながら、適正な引受けを行ってきていること、また。戦争等については特殊であるが、損害保険会社はノウハウを蓄積しており、任せるの

が最も効率的であり、契約者にとっても良策であるとの指摘もあり(香川、1983:27)39。ポリティカル・リスクとして、過去マリア沖の海賊に至るまで、国は再保険を行っていないことにもかんがみると、我が当事者となり、日本周辺が除外水ば、国自らが再保険を行うことは困難なように見受けられる。なお、国家再保険の問題については、タンカー特措法の国会審議においても議論となったが、収支相当の原則を大数の法則の観点から、国家再保険によることは難しい旨説明している40

7. おわりに

以上の通り、戦争危険を中心に海運に関 する戦争保険について整理し、国家再保険 の可能性について検討を行った。戦争危険 は、国内紛争を含む広範な概念であり、テ ロ・海賊等類似の事象も存在するところ、 アジアだけでなく、シリア、エジプト等中 東情勢も不透明な現状にあって、国際海峡 を巡る情勢も不安定であり、海運に関する 戦争保険の重要性は、現在においても大き な意味を有しているものと考える。無論、 国家の危機管理として、戦争勃発時に国民 の生命・財産・生活を守る為には、最初に、 如何なる対策が必要かを検討することが必 要であり、全体的な政策対応の中で保険の メカニズムをどのように活用するのか、そ の為には戦時に備え平時の保険はどうある べきかの議論が不可欠と考えられる(大石, 1998:37)。これは戦争保険にも免責事由が 存在し、保険は万能ではないことからも重 要である。

また、積み残された課題として、イラン・イラク戦争時のような乱高下する保険料率により積極的に対応し、危険分散を図るこ

とがある。1996年の保険業法改正を機に設 立された外航貨物保険プール、日本船舶保 険再保険プールの活用は勿論のことである が、イギリスを中心とする海外再保険市場 の活用は欠かせない。しかしながら、ヨー ロッパ情勢の影響を受けるという問題が依 然として存在し、これに如何に対応するか 引き続き検討する必要がある。現在の再保 険市場は、欧米に偏在していることから、 わが国の市場が再保険分野でも成長してい けば、他の国の利益にもつながる(中出、 2012:11)。日本の海事クラスターの推進の 観点からは、その方策を検討することは意 義があると思われるし、さらに言えば、日 本だけでは難しい場合、例えば船舶関連の 産業が集積しているシンガポールなどを中 心に、アジア域内市場再保険機構の創設の ようなアジア地域を中心とする対応が考え られる。2.3 でみたようにアジアが保険市 場で占める割合が高まっていることもあり、 必ずしも非現実的とは言えないと思われる。 現に、アジア船主がメンバーであるアジア 船主フォーラムの船舶保険委員会において もアジアにおける船舶保険市場設立可能性 の検討も行われえきた(日本船主協会、 1999:47) そのためにも、第二に、保険商 品、料率、クレーム処理などのノウハウや 情報がロンドンに集まり、蓄積しているが、 何故ロンドンが中心として維持し続け、そ のためにイギリス政府等がどのような対応 をしているのか、研究していく必要があろ う (中出, 2012:11) ⁴¹。こうした課題も 含め、安定的な戦争保険のあり方について 検討していくこととしたい。

<参考文献>

 大石正明(1998): 巨大リスクとしての 戦争危険について、保険学雑誌第560 号、pp21-43

- · 大沢教男、竹貫征雄(2008):再保険, 損害保険事業総合研究所
- ・ 大谷光彦監修、トーア再保険株式会社 編(2011): 再保険、日経 BP コンサル ティング
- · 大森忠夫 (1957): 保険法, 有斐閣
- ・ 小田達雄(1968):国営戦争保険制度について、保険学雑誌、pp15-21
- 落合誠一(1982): 我が国船舶戦争保険の法律問題, 国際商事法務 vol.10, pp1-6
- ・ 加藤修 (1992): 海上保険における戦争 リスクについて,保険学雑誌第536号, p55-74
- 加用信三郎(1984):船舶戦争保険の現 状と問題点,海運681号,pp10-14
- Gard (2009): Piracy and insurance, GARD News 195
- 川上勉(2003): P&I 保険とテロリスク について、海運、pp22-25
- ・ 木村栄一、大谷孝一、落合誠一編 (2011):海上保険の理論と実際,弘文 党
- 経済産業省(2012): 平成 24 年石油統計年報
- ・ 公正取引委員会 (2011), 保険業におけ る競争法の適用除外制度に関する比較 法的研究
- ・ 国土交通省海事局(2013): 平成 25 年 度海事レポート
- ・ 小谷嘉須雄(1982): イラン・イラク戦 争における抑留船舶の保険処理につい て,海運第659号,pp26-31
- 再保険研究会(2003):本邦及び海外主要国における再保険の概況,損害保険事業総合研究所
- 笹井忠寿(1961)海上保険戦争危険論 1, 損害保険研究第 23 巻第 4 号、242-268
- 新谷哲之介(2012):海上保険における 戦争危険の実際,損害保険研究74巻3

号, pp99-152

- ・ 洲崎博史(2008):国際海上物品運送法 13条と船主責任制限法に基づく責任制 限手続の関係,旬刊商事法務 1840号, pp121-126
- ・ 桜井雄策(1991): 湾岸戦争と戦争保険 II 貨物戦争保険,海運 767 号,pp42-45
- ・ 寺倉憲一(2010):美術品の国家補償制度,調査と情報第691号
- ・ テンプルマン (1991): 海上保険, 損害 保険事業総合研究所
- · 東京海上火災保険会社編(1983):損害 保険実務講座第3巻 船舶保険,有斐 閣
 - -(1987):損害保険実務講座第4巻 貨物保険,有斐閣
- 長崎正造(1980):船舶保険の諸問題, 損害保険企画
- 日本船主協会(1981):船協海運年報 1981
 - (1989): 船協海運年報 1989
 - (1991): 船協海運年報 1991
 - (2002): 船協海運年報 2002
- ・ 日本海事新聞(2012): EU/イラン原油 禁輸を決定。「当面の影響は限定的」,2012年6月21日
- ・ 日本海事センター編 (2011):船舶油濁 損害賠償保障関係法令・条約集,成山 党
- ・ 日本興亜損害保険株式会社 (2013):貨物保険ニュース
 - http://www.nipponkoa.co.jp/catalogue/gaik ou_kaijou/pdf/war_srcc_schedule.pdf
- ・ 日本船主責任相互保険組合(2003):米 国テロリズム保険法 最終規則につい て,特別回報第03-010号
 - (2004):「CLC 船主責任 (テロリズム行為等)特別条項」廃棄について, 特別回報第 03-017 号

- (2010):保険契約規定の解説
- 野田雅夫(2011):海賊対策-乗船武装
 警備員の使用(ノルウェーの法制)(下),
 日本海事新聞(2011年12月28日)
- 林田桂(1982):船舶戦争保険に関する 問題点について,保険学雑誌第499号, pp74-91
- ・ 日原勝也、川上洋二、川瀬敏明 (2006): 交通分野におけるテロ日がに対する金 銭的リスクマネジメントについての調 査報告書,国土交通省国土交通政策研 究所

Marsh (2012): Joint Cargo Committee Watch List,

http://usa.marsh.com/NewsInsights/Thoug htLeadership/Articles/ID/26314/Joint-Carg o-Committee-Watch-List.aspx#

- · 松島恵(2001):海上保険論,損害保険 事業総合研究所
- M. D. Miller (2005) : Marine War Risks, Lloyd's of London Press
- ・ 安田海上火災保険編(1988): やさしい 貨物保険, 有斐閣
- Richard Williams (1997): Limitation Inter relationship between the right to
 "package" (or "individual claim")
 limitation and "global" limitation, Gard
 News 146
- LOGI-BIZ (2003): 有事のマネジメント、 pp20-25

[「]航海に関する」の意味内容と範囲については論争があり、航海事業に付随する修繕等の一定の陸上作業や陸上輸送の位置づけについては、これらも広義の航海事業の一部として、そこに生ずる危険も公開に関

する事故と解する広義説と航海の事故は 航海の過程及び環境において発生する事 故とする狭義説が対立し、コンテナ輸送が 発達した現在の状況を考えると広義説が 適合するとの意見がある(木村他(2011): 160)

- ² 海上危険として海上保険に関する法が適 用されるか否かを画するという意義及び 海上保険契約における担保範囲を画する 概念としても重要である。
- かつては、戦争危険は海上危険の一つとさ れていた。即ち、ナポレオン戦争以前は通 常の海上保険証券により引き受けられて 標準保険証券から除外するということは まれであったが、この戦争を契機として武 器が著しく発達し、このため戦争の規模も 大きくなり、その危険も広範囲に及ぶよう になった。また、海上においても潜水鑑や 魚雷の発明により海軍力が増強され、戦争 の危険度が予測困難になってきたので、戦 争危険は通常の保険証券では担保すべき ではないという考えが大勢を占めるよう になり、1889年にロンドン保険業者協会 において、通常の海上保険証券に戦争危険 を免責する約款を挿入することが決議さ れるに至った(加用(1984):10)。
- 4 一般的な海上保険論や海上保険法の概説 書においては、保険の目的物に危険が発生 することによって損害を被る可能性又は 損害を被る可能性のある経済的利益であ る「被保険利益」及び生じた損害が特定の 事故に起因する結果と言えるかどうか、填 補責任を負わせることが妥当かどうかと いう「因果関係」も主要な論点として説明 されるが、本稿においては対象としていな い。
- JUMI 2012 Global Marine Insurance Report http://www.iumi.com/images/stories/IUMI/Pi ctures/Conferences/SanDiego2012/Monday/0 5_ff_globalreport_seltmann.pdf
- 6 保険上の war の多くは戦時国際法上の行動・行為そのものであるゆえに、国際法上の戦争に該当するか否かに係わらず、保険上の war の危険について、その発現状況、事象としての熊様、事象の根拠などを解明

- しようとすれば、再び国際法に帰着するのであり、国際法の定義よりも広範な概念であるとしても国際法と無関係というわけではない。(新谷(2012):140)。
- Institute War Clauses (1980) では SGForm に基づき、FC & S (free from capture and seizure) clause で一旦免責された戦争危険を復活担保しているが、この FC&S Clause においても "consequences of hostilities or warlike operations、whether there be a declaration of war or not"と定めることで、敵対行為や軍事的行動は宣戦を布告するか否かを間わないことを明示しており、すなわち国際法上の戦争でなくとも実質的な戦争を担保することを示している (新谷 (2012):139)。
- 貨物戦争危険料率表においては、By Sea に War&Strike として港域外の陸上輸送を伴う場合、すなわち仕出地・仕向地が仕出港・仕向港の所在する同一行政区域外にあり、奥地陸上輸送を伴う場合(積み替えに伴い奥地陸上輸送がある場合を含む)の料率も掲示されているが、これは陸上のストライキ危険を担保するものであり、陸上戦争危険不担保協定の例外を定めているものではない。
- 9 停泊中の船舶に陸上から行われた掠奪的 攻撃が pirates に当たることは判例で確立 している (木村他:169)。
- 10 海上危険である violent theft に類似し、戦争危険である capture にも似た側面もあり、位置づけが困難である (テンプルマン, 1991:205、木村他, 2011:169)。
- 11 損害保険会社ヒアリングによる。
- 12 2009 年新協会貨物約款の第7条は「この保険は、いかなる場合においても、以下の滅失、損傷または費用をてん補しない。」とし、7.3 において「一切のテロ行為、すなわち、合法的にあるいは非合法に設立された一切の政体を、武力または暴力によって転覆させあるいは支配するために仕向けられた活動を実行する組織のために活動し、あるいはその組織と連携して活動する者の行為によって生じるもの」と定めている。

- 13 保険法(平成二十年法律第五十六号)第 17 条は、損害保険について保険者の免責 を規定しており、「保険者は、保険契約者 又は被保険者の故意又は重大な過失によ って生じた損害をてん補する責任を負わ ない。戦争その他の変乱によって生じた損 害についても、同様とする。」としている。 生命保険についても、第80条において、 「次に掲げる場合には、保険給付を行う責 任を負わない。」とし、「四 戦争その他の 変乱によって給付事由が発生したとき。」 と規定している。なお、保険法改正前は第 10 章保険の第1節損害保険の第1款中の 第640条として、「〔戦争・変乱による免責〕 第六百四十条 戦争其他ノ変乱ニ因リテ 生シタル損害ハ特約アルニ非サレハ保険 者之ヲ填補スル責ニ任セス」と規定されて いた。
- 14 商法第八百二十九条 保険者ハ左ニ掲ケ タル損害又ハ費用ヲ填補スル責ニ任セス
 - 一 保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗又ハ保険契約者若クハ被保険者ノ悪意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害
 - 二 船舶又ハ運送賃ヲ保険ニ付シタル場 合ニ於テ発航ノ当時安全ニ航海ヲ為 スニ必要ナル準備ヲ為サス又ハ必要 ナル書類ヲ備ヘサルニ因リテ生シタ ル損害
 - 三 積荷ヲ保険ニ付シ又ハ積荷ノ到達ニ 因リテ得ヘキ利益若クハ報酬ヲ保険 ニ付シタル場合ニ於テ傭船者、荷送人 又ハ荷受人ノ悪意若クハ重大ナル過 失ニ因リテ生シタル損害
 - 四 水先案内料、入港料、燈台料、検疫 料其他船舶又ハ積荷ニ付キ航海ノ為 メニ出タシタル通常ノ費用
- 15 前掲注3参照
- 16 海上保険においては、生成初期から戦争危 険は海賊と同じく主要な担保危険となっ ていた。ギリシャ・ローマ時代の冒険貸借 (航海事業者(船舶所有者又は荷主)が船 や積み荷を担保にして金融業者から借金 をし、船が無事寄港すると元金に多額の利 子を付けて返済するが、船が航海中に戦

- 争・海賊等の海上事故に遭遇して全損となった場合には借金の返済を免除されるという契約) においても同様であった。(木村他(2011):50、169)
- 17 商法第六百九十条において、「船舶所有者 ハ船長其他ノ船員ガ其職務ヲ行フニ当タ リ故意又ハ過失ニ因リテ他人ニ加ヘタル 損害ヲ賠償スル責ニ任ズ。」としている。 また、第七百六十六条 第五百六十六条、 第五百七十六条乃至第五百八十一条及ヒ 第五百八十八条ノ規定ハ船舶所有者ニ之 ヲ準用スとして、陸上輸送の責任規定を準 用している。
 - 船主責任制限については、1957年の海上 航行船舶の船舶所有者の責任の制限に関 する国際条約の批准及び船主責任制限法 の制定が1975年になされ、規定された。 これらの条約の批准や法律の制定前から も、改正前の商法第690条に基づき委付主 義による船主責任制限制度を実施してい た。これは、船舶所有者はその債権者に対 して、人的無限責任を負うが、特定の種類 の債権に関しては船舶や運賃等を委付す ることによってその責任を免れるとする 制度である(日本海事センター, 2011;500)。 同条約は1976年に責任限度額の大幅な引 き上げや責任制限阻却事由の厳格化等を 内容とする海事債権についての責任の制 限に関する条約 (76LLMC) 及び 1996 年 の改定議定書によりさらに改正された。な お、1975 年には同時に油濁損害賠償保障 法が制定されている。商法上、第833条等 一定の場合に保険の目的物を保険者に委 付して保険金全額の請求を認める委付制 度を規定しているが、紺位置保険の目的物 は撤去義務等公法上、私法上の義務を伴っ ている場合が少なくないことから、約款上、 商法上の委付事由を包含する形で保険金 額の全部を支払う全損の定義を設けると ともに保険の目的物の委付はできないこ とを明記している。商法上の委付に関する 規定は任意規定であり、約款は有効と解さ れている(木村他, 2011:242-243)。
- 19 各条約の関連条文は以下のとおりである。 CLC 第3条 所有者は、次のことを証明

した場合には、汚染損害について責任を 負わない。(a) 当該汚染損害が、戦争、 敵対行為、内乱、暴動又は例外的、不可 避的かつ不可抗力的な性質を有する自然 現象によって生じたこと

2004 年に改正された原子力の分野における第三者責任に関するパリ条約第 9 条 運転者は、武力紛争、敵対行為、内戦又は反乱に直接起因する原子力事故によって引き起こされた原子力損害について、この条約に基づく責任を負わない。

2004 年に改正された原子力損害についての民事責任に関するウィーン条約第 4 条第 3 項 運転者は、武力紛争、敵対行為、内戦又は反乱に直接起因する原子力事故によって引き起こされた原子力損害について、この条約に基づく責任を負わない。原子力損害についての補完的保障に関する条約付属書第 3 条第 5 項 (a) 運営者は、武力紛争行為、敵対行為、内戦又は反乱に直接起因する原子力事故によって生じた原子力損害に関しては責任を負わない。

各条約の関連条文は以下の通りである。 国際基金条約 (International Convention on the Establishment of an International Fund forCompensation for Oil Pollution Damage, 1992) 第4条2(a) 基金は次の場合には 1の規定に基づく義務(汚染損害を被った 者に対し、その者がその損害について 92CLC の下で十かつ適正な賠償を受ける ことができない場合に補償を行う)を負 わない。(a) 汚染損害が、戦争、敵対行 為、内乱若しくは暴動によって生じ、ま たは軍艦もしくは国により所有され若し くは運航される他の船舶で事故の時に政 府の非商業的役務にのみ使用されていた ものから流出し若しくは排出された油に よって生じたことを基金が証明した場合 バンカー条約 (International Convention on Civil Liability for Bunker Oil Pollution Damage, 2001) 第3条3 船舶所有者は、 次のことを証明した場合には、汚染損害 について責任を負わない。(a) 当該汚染 損害が、戦争、敵対行為、内乱、暴動又

は例外的、不可避的かつ不可抗力的な性質を有する自然現象によって生じたこと

海難残骸物条約(Nairobi International Convention on the Removal of Wrecks, 2007)第10条1(a) 第11条の適用を条件として、登録船主は第7条、第8条及び前条の規定に基づく海難残骸物を発生させた海難が次のいずれかに当たることを登録選手が証明した時はこの限りではない。(a) 当該汚染損害が、戦争、敵対行為、内乱、暴動又は例外的、不可避的かつ不可抗力的な性質を有する自然現象によって生じたこと

HNS 条約(International Convention on Liability and Compensation for Damage in Connection with the Carriage of Hazardous and Noxious Substances by Sea)第7条2(a) 所有者は、次のことを証明した場合には、責任を負わない。(a) 当該損害が、戦争、敵対行為、内乱、暴動又は例外的、不可避的かつ不可抗力的な性質を有する自然現象によって生じたこと

- 21 国際海上物品運送法も船荷証券の重量または梱包単位での責任制限が可能とされている(第13条)。この場合、船主責任制限法に基づく責任制限との関係が問題となるケースがあるが、船主責任制限法は倒産手続きに類似した一種の集団的債務処理手続きである一方、国際海上物品運送契約上の損害賠償請求権に対する実体法上の制限であるとして、結果を対する実体法上の制限であるとして、結果を対する実体法上の制限であるとして、結果を対する実体法上の制限であるとして、結果を対する実体法上の制限であるとして、結果を対象上が出運送契約上の損害賠償請求権に服すると解するとしている(東京地判平成15年10月1日判タ1148号283ページ。洲崎、2008:122-124)
- 22 国際海上物品運送法は次のように規定している。第4条第2項 運送人は、次の事実があつたこと及び運送品に関する損害がその事実により通常生ずべきものであることを証明したときは、前項の規定にかかわらず、前条の責を免かれる。ただし、同条の注意が尽されたならばその損害を避けることができたにかかわらず、その注

意が尽されなかつたことの証明があつたときは、この限りでない。

三 戦争、暴動又は内乱

四 海賊行為その他これに準ずる行為

- ²³ 船荷証券統一条約第4条第2項(e)及び (f) に相当する。
- ²⁴ アテネ条約 (The Athens Convention relating to the Carriage of Passengers and their Luggage by Sea) については、日本は批准 していないが、船舶の旗国が締約国の場合、 運送契約締結地が締約国の場合、運送契約 上の発着地が締約国内の場合の国際運送 に適用される。アテネ条約は乗客の死傷や 手荷物等に対する運送人の責任や責任制 限等を規定しているものであり、注22で 指摘したように船主責任制限関連法制や 海上物品運送関連法制との関係が同じく 論点として存在するが、考え方としては同 じである。すなわち、アテネ条約及び三つ の海上物品運送法下の制限権はクレーム 毎に適用されるのに対し、1976年等の制 限条約または同様の国内法下の「総体的」 制限は、海上物品運送法及びアテネ条約の 下でも制限される個々のクレームを含め て、すべての有効なクレームの総体に適用 される (R. Williams, 1997)。
- 25 アテネ条約第3条1 運送人は、次のこと を証明した場合には、責任を負わない。(a) 当該損害が、戦争、敵対行為、内乱、暴動 又は例外的、不可避的かつ不可抗力的な性 質を有する自然現象によって生じたこと
- 26 4.1 の記述は東京海上日動火災ホームページ等による。

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine_site/senpaku/senso/index.html

- 27 戦争保険料率委員会はロンドン保険業者 協会とロイズ保険業者協会の合同機関と して設置された委員会で,それぞれ同数か ら成る合計10名前後の委員会であり,第 2次大戦の開始とともに活動を開始して おり、世界的な権威を有していた。
- ²⁸ 当時の料率表の料率は 7 日以内に本船あるいは航空機が積地を出帆・離陸する貨物に適用する料率を示したもので、7 日間を超える将来の料率はその危険の性格上、表

- 示できないことになっていた(東京海上, 1987:150)。
- ²⁹ 例えば、日本興亜損害保険株式会社(2013) や三井住友海上火災保険株式会社ホーム ページ
 - http://www.ms-ins.com/marine_navi/cargo/in fo/warrate/index.html。貨物保険料率表には not applicable を意味する N/A という記載 もあるが、これは内陸の国のことであり、海上輸送が存在しないため、適用無しとなっている。
- 30 イラクのみに注が付されているが、イラク に限定されるものではないと考えられる (損害保険会社より聴取)
- 商業物件の国際テロ危険に対する米国連 邦政府の財政支援が盛り込まれた再保険 プールが、2002年11月26日成立の時限 立法 'Terrorism Risk Insurance Act of 2002" に基き設立され、時限立法は 2014 年 12 月末まで延長されている。スペインの CONSORCIO は、スペイン政府が自然災 害・戦争に至らない武力行使に加えテロも カバーする。フランスは、GAREAT-国営 保険会社の Caisse Centrale de Reassurance が管理し、商工業物件の財物保険に限定し たテロリズムの再保険カバーを提供して いる。 ドイツの EXTREUS は 2002 年 9 月 にドイツ政府が設立し、25億ユーロ以上 の産業用建物・動産及び事業中断による喪 失利益を対象として、再保険を提供してい る(日原他, 2006: 3-11、大沢他, 2008: 148,)
- 32 9月19日に損保各社は「保険契約解除・自動終了特別条項」に基づき、7日後の9月27日午前0時をもって現行の契約を解除する旨、各船社に通知した。同時に除外水域設定の連絡があり、引き続き戦争保険を継続するためには除外水域の設定等の引受条件(割増保険料の支払い等)に合意することが必要となった。

さらに10月3日には、再度、10月11日午前0時より、現行の契約を解除する旨の通知が損保会社からあり、引き続き付保するためには戦争保険料率の引上げに合意することが条件とされた。

除外水域は、ペルシャ湾、アンゴラ、イスラエル、レバノン、リビア、エリトリア、ソマリア、コンゴ、リベリア、スリランカ、シエラレオネ、ユーゴスラビア、アカバ湾・紅海、イエメン、パキスタン、オマーン、シリア、アルジェリア、エジプトであった(日本船主協会、2002:102-103)。

- 33 2002 年には CLC 船主責任 (テロリズム行 為等)特別条項を新設し、CLC 上の賠償 責任を負うこととし、外航タンカーの場合 には、先ずタンカー船主が付保している船 舶戦争保険に求償し、それを超える金額に つき最大 2 億ドルを限度としててん補す ることとしていたが、国際 PI グループが、 クラブルールト 「テロリズム行為」を含め たてん補除外事由があろうとも、CLC に 基づき発行された保障契約証明書や FMC (米国連邦海事委員会)へ提供された保証 状のもとでグループクラブが負う責任で、 他の保険より回収できないものについて は、国際グループプール協定によるカバー の対象となることを明確にすることが合 意されたため、特別条項は廃止された(日 本船主責任相互保険組合, 2004)。
- 34 2002年2月5日P&I特別回報第01-014号
 35 法案関係者ヒアリングによる(平成25年8月20日)。
- 36 タンカー特措法は、2011 年に成立した「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」(平成二十三年法律第十七号)を参考としている。この法律は、美術品の損害につき、政府が補償契約を締結できることを定め、優れた美術品をより多くの国民が鑑賞できるよう、国が支援するものであり、損害総額の一定部分は主催者が負担、それを超える部分を国が補償することとし、補償上限額を定め、毎年度の補償契約の締結の限度額を予算で定めている。
- 37 結果においては、国営の国家再保険制度は 設立されなかったものの、民間の保険事業 者が船舶戦争再保険プールを創設し、イギ リス等に再保険を出再するに当たっては、 危険分散を図ることによって、保険料率の 乱高下等を少しでも抑える努力がなされ たほか、税法上の特例措置についても対応

された。

- 38 2013 年 2 月 27 日行政改革推進会議(第 1 回)資料 4 参考資料(特別会計)
- 39 美術品については、損害保険業界より民業 圧迫の恐れがあるとの指摘もあったが、展 覧会とは世界各地からリスクを長期にわ たり集積するもので、リスク分散の観点から例外的であり、近年の我が国における展 覧会全体の集積額が数千億円の規模になっていることを考えると、民間だけで保険 を担うには構造的限界があるとしている。 近年では、自然災害の発生による損害率上 昇のため、民間保険会社が市場で再保険を 手配することも困難になっているともい う(寺倉, 2010:4)
 - 第 180 回国会参議院国土交通委員会平成 24年06月19日吉田博美議員の国会質問 に対する金融庁審議官の答弁においては、 「再保険のためには二つの条件として、収 支相等の原則、保険料の総額と保険金の総 額が相等しくなるということ、もう一つの 原則が大数の法則、多数の事例が集まると 事故が発生する確率が分かり、保険料の計 算が可能になるということが必要である。 今回の事案については、まず収支相等の原 則については、油濁等の事故発生の確率が 極めて低い一方、事故が発生した場合には 支払が巨額になるため困難である。地震保 険制度のように超長期で保険料の総額と 支払保険金の総額を等しくするというの も考えられるが、今回はこのような長期間 のものではなく、やはり収支相等しくする ということも困難である。また、大数の法 則については、イラン産原油輸入タンカー の所有者が少数であるため、多数のリスク 事例が集まらず、大数の法則によって事故 発生確率を予測できないため、保険料の計 算が困難である。」と説明している。
- 41 このほかにも、海賊対策の一環である、武 装及び非武装の警備員と保険との関係に ついては、IMO の船舶所有者等に対する 暫定ガイダンスである「ハイリスクエリア における船上での民間武装警備員の使用 についての船舶所有者、運航者、船長に対する改訂暫定ガイダンス」(MSC41.1

/Circ.1405/Rev.2) においては、民間武装 警備会社選定の基準や民間武装警備員の サービス条項における考慮事項の一つと して保険が取り上げられている。民間武装 警備員の派遣から生じる責任、損失等は船 舶所有者の貨物や責任保険に影響を与え る恐れや民間警備会社が民間武装警備員 による火器の運搬や使用等に関して保険 を付保すべきこと等が指摘されている。 P&I 保険組合も、船舶所有者が非武装また は武装警備員を船上に雇用することは、そ れ自体 P&I 保険に抵触せず、船上に非武 装警備員を雇用することには反対しない としている (Gard (2009))。なお、ノルウ ェーのセキュリティー規則第21条は、船 会社に対し、民間武装警備員を使用する前 に、海賊に起因する責任、損失、経費また は支出を補償する保険会社に通知を行う ことと、個々の保険会社が要求する情報を 提供することを義務付けている(野田 $(2011))_{a}$

海洋政策研究 特別号 2014年

2014年9月発行

発行 海洋政策研究財団 (一般財団法人シップ・アンド・オーシャン財団)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-4-10 虎ノ門 35 森ビル TEL 03-5404-6828 FAX 03-5404-6800

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISSN 1880-0017

本書は、ボートレースの交付金による日本財団の助成を受けて海洋政策研究財団が発行 したものです

Ocean Policy Studies

Special Issue 2014

日本の国際海峡をめぐる研究 Research on the International Straits of Japan

亨 文	1
第1章 日本と国際海峡 —特定海域の問題を中心に— 同志社大学教授 坂元 茂樹	5
第2章 北極航路における沿岸国規制と国際海峡制度 東北大学大学院法学研究科准教授 西本 健太郎	23
第3章 武力紛争時における国際海峡の法的地位 一通過通航権制度と海戦法規・中立法規との関係- 大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授 和仁 健太郎	41
第4章 国際海峡をめぐる実務的対応 一海運に関連する戦争保険について— 東京大学公共政策大学院客員研究員 長谷 知治	85

